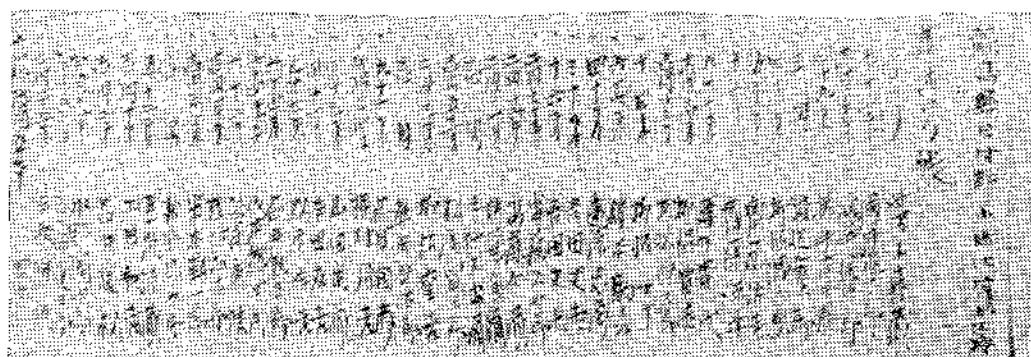
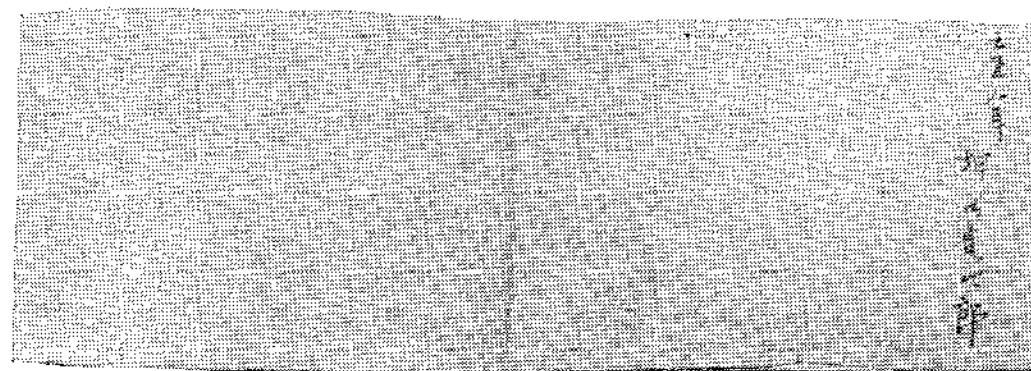


VI

# 経 営



大正8年 壳塗懸場決算帳（富山市役所蔵・財團法人 水橋郷土史料館保管）

本文1143頁参照



# 一 屢用

隙御出し可被成候、其後右場处江余商ひ等ニも為入込申間敷候

空六 明治四年五月 売棗行商人請合証文

旅出奉公人請合証文之事

一 私類家押川屋小兵衛梓栄蔵与申者、慥成ものニ付私受合ニ相立、貴殿反魏丹場所江被召連候ニ付、壹ヶ年給金

四兩ニ相極メ、内二両ハ五月四日貰ひ受、残二両ハ当年

明治四年五月

受人 木村  
三上屋

平七

本人 同可  
押川屋

印

小兵衛

印

同人伴

栄蔵

印

紛無御座候

一 旅先ニおるて持逃・欠落等仕候ハム、早々尋出し私より不殘勘定相立可申候、万一紛失之品等有之候時者、急度

相弁可申候、且又貴殿御氣ニ入不申候得ハ、何時成共御

用

一 屢

清太郎殿

關屋

(付紙)

## 持參改書之事

然上者播州五拾六両、作州六拾六両武歩武朱、都合百  
武拾武兩武歩武朱ニ相成候処、百武兩武歩武朱持參ニ  
相極、精誠相勵金上納可仕候事

明治四年七月七日

押川屋 小兵衛 ㊞

(園野家文書・富山市立郷土博物館蔵)

管 下  
正 副 区 長 二

三〇 明治八年十月 内務省の壳藥雇用人取調書布  
達  
第七百拾壹番

大九（明治四年）七月 壳藥行商人雇用問合せ

一 滑川半七伴宗吉義其元様壳藥場所、播州等江遣し度由  
ニ而御尋ニ御座候得共、私方ニ者何之懸り合も無御座候  
間、御勝手ニ御召仕可被成候、依而御尋之義申進候以上

候事

但シ從來鑑札下渡置候向ハ本文証書ト引替返納可致且右  
之内手代旅先キ出業ノ者ハ本主ニ於テ証書請取置追テ手  
代帰郷ノ上前件ノ手続キニ可取計候事

西水橋伊右衛門代親類  
愛町屋  
庄 助 ㊞  
明治八年十月十二日 権令 山 田 秀 典

田中

久助様

(早川家所藏文書)

難形

記

製薬人

一 薬名

何 某

手代

何 某

印一札相渡候処如件

明治十三年六月廿日

上新川郡堀江村  
本人 黒田 平吉

印

右明治年月日内務省衛生局ヨリ製薬免許有之則交付ノ鑑札

ハ本主ニ留メ置手代販売先キノ確証トシテ此ノ証書ヲ所持

スヘキ者也

明治 年 月 日

新川県

(株式会社 廣貫堂藏)

寺西平部殿

(寺西家所蔵文書)

六二 明治十三年六月 売薬行商人請合証書

六三 明治十八年二月 売薬行商人の借用証

別紙副約

私義

一 金七拾円者

通貨也

用

今般貴殿方ヘ売薬旅出傭人ニ相成候上ハ旅先ニ於テ持逃病  
氣等之難アルカ、又ハ取集候金高定額ヨリ聊タル共不足ス  
ルニ於テハ、住家奥行七間半前口二間四尺之建物老戸付属  
之家財等其節之代価を以立用可被下候、若不足ニ相立候ハ  
一 ム請人等ニ而急度決算相立可申候、為其副約トシテ請人連

用  
右金之内ニテ給料金三拾五円引去り、残り金三拾五円正ニ  
借用仕候儀確実也、然ル上者該金返済之儀、帰國之上急度  
返金仕可申候、若シ其際ニ至テ、相滞り候時者於貴殿ニ何  
カ様ニ被成下候テモ、少モ不苦候、且又私在不在等有之候  
時者受人方へ御引合御受取可被下候、仍テ為メ後日証書一

明治十八年二月九日

上新川郡横道村千六百三拾番地

大澤輝一 

寺西平部殿代理

寺西市郎殿

(寺西家所藏文書)

臺 明治二十五年五月 売藥行商人請合証書

売藥行商人請合証書

一 廣貫堂薬剤係り千五百三十三番、貴殿所持熊本県肥後國賣藥懸場帳面老人廻リ、今度富山市大字泉町壹番地、太田清助ト申仁、慥成者ニ付本年ヨリ売子ニ召連、給料金武拾五円ニ極メ、出立前ニ拾武円五拾錢被遣、残リ拾武円五拾錢帰國ノ上被遣候ニ付、御指図ノ通り此度為仕勤可申候、依而私請合ニ相立申處矣正也、然ル上者行商先確定ノ規則、堅ク可為相守条々左ニ

一 明治十五年太政官第五拾壹号之規則堅ク相守、劇薬毒藥粗惡之製劑ハ決而取扱不申候  
一 廣貫堂売子行商勤中ハ、決而薬品密売買不仕、又余人ヨリ依頼有之候共一切承リ不申、万一取行ヒ露頭候時者何等之処置ニ相成候トモ、必違背不仕候

一 免許薬品之内反魂丹等預リ配薬仕可申、尤モ行商鑑札御記載薬数之外、決而取扱中間敷候

一 貴殿ヨリ預リ申懸場帳面ニ、置藥取揚金等其都度詳細記載仕、帰國直チニ返納可仕候、若都合ニ依リ暇ニ相成、翌年御調之上、付落、算違等有之候得者、証書見聞之上迄度弁金可仕候

一 若暇ニ相成候後、新懸或ハ取揚等帳簿ニ付落ナキニシモアラズ、其邊ヨリ御疑心相立候哉モ難斗、仍而同商業ハ勿論余商業ニテモ決而其地江立入中間敷候、万一違約之上苦情ヲ募リ候ハシ、此証書之趣ヲ以其筋ヘ訴訟ニ相成候トモ、一言申証仕間敷候

一 彼ノ地得意先ニ於テ、預ケ薬之數及ヒ藥価算達ヒ等、堅ク為相心得、正直ヲ元トシ万端粗探之扱方、決而為仕

間敷候、万一御規則ニ触レ候時者、何圖ヘナリトモ罷出

(大田家文書・富山市立郷土博物館蔵)

忘説ニ取消、貴殿江毛頭御難題相掛申間敷候

一 清助義行商先ニ於テ病氣相滯候ハ、暫時者御用捨被

下度、若長病或者死去候節者諸入費一々相償可申候

六四 大正三年四月 売薬懸場帳簿純益請負につき

一 懸場廻リ定日之外猥リ三日數費シ候時ハ、日割ヲ以算

用相立可申中、尤不時天災ニ而一同之儀ハ勘并被下度候

連帶約定証

一 清助義旅先ニ於テ遊惰ニ流レ、或ハ持逃等致シ候節ハ  
早速迎ヲ相立速戻、第一懸場帳面并ニ持參金諸入費又ハ  
御預リ申諸道具等、不残取揃相済シ可申候

売薬懸場帳簿潤益受負ニ付連帶約定証

右之条々堅ク為相守可申候、万一御規則外之薬剤等取扱、  
罰則ニ触候時ハ決而當業者或ハ支配人之誤リニテハ無之、  
全ク行商人之不所存ニ候得ハ、私何方へ成共罷出速ニ相誘  
可申候、依而此証書祓取不申中ハ幾年タリ共、私請合之廉  
ヲ以、取扱可申候、仍而為後念之受合証如件

明治廿五年五月

太田 清助

保証人 関野清太郎

同 関野 清平

右帳簿行商鑑札等帰宅ノ節差上可申候約定ヲ以テ、本年四  
月ヨリ向フ五ヶ年大正八年参月末限リトシテ潤益受負行商  
候事確矣也、然ル上ハ双方承諾ノ上左ノ通約定ス

第一条 政府御發布ノ売薬規則ハ申スニ及ハス、其ノ他保

養堂ノ規定ハ堅ク遵守致候

第一条 潤益金ハ毎年拾月三十一日迄ニ半額、及残り半額

金五拾六円六拾五錢ハ帰宅ノ上差上申候

第七条 保壽堂諸経費等ハ私等ノ負担トス

第三条 (潤カ) 潤益金若シ延滞候節ハ何時ナリトモ帳簿引取りニ  
相成候共異議申間敷候

第八条 得意家ヲ私等自由ニ他人ト交換又ハ譲渡シ申間敷  
候

第四条 本年受負申取揚金高ヨリ受落候節ハ、其ノ時ノ相  
場ヲ以テ弁償仕候、若シ取揚高受負ヨリ出目相生ジ候節  
ハ五歩ハ帳簿ニ相添ヘ、五分ハ私等ヘ受取候、最モ其ノ  
時ハ金拾円揚リニ付拾八円ノ相場ヲ以テ貴殿ヘ壳渡シ候、  
代金ハ其ノ半額ヲ受取り、残リ半額ハ廻済ノ上受取申候、  
万一千回廻リ帰宅后支払ナキトキハ一ヶ月老円ニ付老錢  
宛ノ利子ヲ申受候

第九条 私等旅行中若シ病氣又ハ病死等相生ジ候節ハ、諸  
入費ハ私等負担致シ、猶ホ引受証人ヨリ代人ヲ相立テ該  
得意家ヘハ年間中聊カ差支ヘ無之様取斗ヒ、貴殿ヘ御迷  
惑相掛け申間敷候

右之通り連帶責任ヲ以テ約定候也

大正參年四月一日

富山県中新川郡西水橋町字山王町六百十四番地

第五条 期限中自分等都合上勝手ニ返帳致シ候時ハ相勵キ

連帶受負人 押田亀次郎 同

出目有之候トモ私等貰ヒ受ケ不申候、猶ホ其節受負當時  
ノ取揚高ヨリ受落候時ハ弁償仕候、且ソ貴殿方ニ御引取  
リ之節ハ受負當時ノ取揚高ヲ引去リ、其ノ余リ分ヲ私等

帳主浜田治平殿

引取中ベク候

第六条 私等ヨリ返還致タル売薬得意懸場ヘハ後年ニ至リ

テモ、私等ニ於テハ売薬行商ハ勿論、他商業ニモ堅ク立  
チ入り申間敷候

右潤益引受約定証書之通り約定被致候処相違無之候ニ付拙  
者保証致候、然ル上ハ前記ノ約定ヲ確守スルハ勿論、如何  
様ノ故障出来候トモ引受ケ、貴殿ヘ御迷惑相掛け申間敷候、  
依テ拙者引受保証人ニ相立捺印致候也

中新川郡上条村大字小出村

引受保証人 菅田宗二 (印)

(富山市役所蔵・財團法人 水橋郷土史料館保管)

第一条 此契約期間ハ壱ヶ年トスト雖モ相互通意ノ上ハ數年ト雖モ此契約証書ヲ以テ継続スルモノトス

六三 大正三年九月 雇用契約証書

壳薬行商ニ雇傭ニ付契約証書

凡ソ壳薬行商懸場帳ナルモノハ數百年來連綿繼續シ甲ヨリ乙ニ乙ヨリ丙ニト売買シ以テ其家産ト為スコト恰モ農家ノ土地或ハ寺院ノ門徒ニ於ケルカ如シ古来ヨリノ慣例然リトス故ニ各契約者ハ深ク徳義ヲ重シ互ニ得意先ノ侵害ヲ防クト總テニ注意営業スルハ之レ亦古來ヨリノ慣例ニシテ他ノ競争営業トハ大ニ趣キヲ異スルヲ以テ各営業者互ニ其産ヲ破ラス永続スルコトヲ得ルナリ今ヤ貴殿ニ雇ハレ壳薬行商

用

先ニ於テ壳薬行商ノ勞務ニ從事スルニ付締結スル条項左ノ如シ

第一条 壳薬懸場行商先区域ハ越後、羽後、羽前ノ三ヶ国

内ニ於テ貴殿ノ指定スル所ニ從フモノトス

第三条 每年度ノ行商期間ハ其年ノ九月中旬頃ヨリ翌年ノ三月下旬頃マデトシ其給料ハ貴殿見込ノ給料ヲ支給セラルムモ毫モ異議ナキモノトス

第四条 壳薬行商中ハ貴殿ノ為メニ第壹条ノ懸場区域内ニ於テ總テ貴殿ノ指揮ニ従ヒ誠実ヲ旨トシ至重ノ注意ヲ以テ薬品配置及代金取立行為ニ服シ其他如何ナル勞苦ヲモ忍従シ一意專心貴殿ノ利益ト範囲ノ發展ヲ計ルヲ以テ旨トスルコト

第五条 行商者ハ壳薬ニ関スル法律命令等總テ壳薬ニ關スル規定ヲ遵守シ其責任アルモノトス若シ行商者犯則等ノ行為ニヨリ貴殿ニ損害ヲ及ボシタル時ハ罰金科料ハ勿論其他一切ノ費用ヲ貴殿ニ対弁償スヘキモノトス

第六条 行商者行商中ハ誠実ヲ旨トシ得意家住所氏名配置

ノトス

VI 経

薬個数売掛代金及取扱金高ヲ遺漏ナク明確ニ之ヲ記帳シ若シ之ニ違ヒタルトキ又ハ帳簿上虚偽ノ記載ヲ為シタルトキハ其一口毎ニ前者ハ金參門後者ハ金五円ヲ貴殿ニ賠償スベキモノトス

第七条 行商者カ故意ニ売集収金高ヲ減少シタル時ハ其減少シ高金壹門ニ付金武田ノ割合ヲ以テ賠償ス又ハ行商者自己ノ情意ヨリ得意家ヲ放棄シ代金取立ヲナサム時ハ前二ヶ年売集金高ヲ平均シ其平均金高ノ三倍ヲ以テ賠償スルコト亦ハ故意ニ得意家減戸スルト否トヲ問ハズ減一戸ニ対シ新得意戸ヲ増殖シ之ヲ補足スルコト莫故意ニ減シタル得意家ハ其家ノ売集金高三ヶ年分ニ相当スル金額ヲ賠償スルモノトス

第八条 行商者ハ貴殿ヨリ交付セラレタル売薬以外ノモノヲ得意家ニ配置又ハ販売スルコトヲ得ズ若シ之ニ違反シタルトキハ何人ノ製造薬又ハ製品ナルヲ問ハズ貴殿ヨリ之ヲ没収セラルゝモ異議ヲ主張スルヲ得ズ且ツ其製造薬又ハ製品一種毎ニ金壹百円ヲ貴殿ヘ賠償スルモノ

第九条 行商者ハ第壹条記載ノ区域内ニ於テ新ニ自己ノ懸帳ヲ創定シ又ハ他ノ懸場帳ヲ買入レ又他人ノ行商ニ雇ハレ薬品ヲ配置スルコトヲ得ズ若シ之ニ違フトキハ何人ノ製造薬ニ係ルヲ問ハズ之ヲ没収セラルゝモ異議ヲ主張スルヲ得ズ且ツ其得意家ノ戸數ノ多少ヲ論セズ金五百円ノ賠償金額ヲ貴殿ニ提供スルモノトス

第十条 行商者ハ中途解約又期間満了ノ後ト雖モ解約後満参ヶ年内ニ於テ本契約ニ違背ノ行為アルニトヲ発見セラレタルトキハ契約期間内ニ於ケルト等シク總テ本契約ノ規定ヲ適用セラルベキ義務アルモノトス

第十一條 行商者ハ解約ノ後ニ於テ満拾五ヶ年間ハ該懸場区域内ヘ立入り自己若クハ他人ノ為メニ売薬ニ觸スル(ニ既カ)營業ニ從事スルコトヲ得ズ若シ之違ヒタルトキハ何人ノ製薬ニ係ルヲ問ハズ貴殿ニ於テ其配置薬ヲ取上ケラルゝモ異議ナキノミナラス尚予定期賠償金トシテ金五百円ヲ其ノ度毎ニ貴殿ヘ賠償スベキモノトス

第十二条 行商者ハ解約後ト雖モ其行商中行商先ニ於テ買

## 一、雇 用

掛リ其他負債ヲ遺シアル為メ貴殿へ迷惑ヲ及ボス場合ニハ即時之ヲ弁償スベキモノトス

卷之八

第十三条 保証人ニ於テハ當ニ行商者ノ誠実ナルコトヲ保

証シ本契約証ノ各条ヲ確守セシメ若シ之ニ違背シタル

時ハ本人ト等シタ責任義務アルヲ以テ保証人タルモノ

トス

右契約ヲ締結スル事如件

住所 富山県射水郡塙原村大字川口村五千百一番地

氏名 本人 金清一郎

住所 同県 同郡 同村

氏名  
右父保証人 金清八

保証人

大正三年九月

高麗市油町

伊勢長右門殿

(内藤記念くずり博物館蔵)

二等賞

靈實丹  
内外藥品株式會社

大正八年三月 壳糞包装の褒賞と競技  
○壳糞包装褒賞授与

## 付属の職工競技

富山県工業会主催の売薬包装展覧会は去月二十九日より二十

六日迄の一週間富山市立物産陳列館に於て開催せられ一

五日県会議事堂に於て之れが褒賞授与式を挙行せるが其の

受賞者は左の如くなりき

名著

本方反魂丹

輸出完業之部

一  
等  
賞

靈寶丹經譜論三

隅田千金丹  
隅田岩次郎

金靈丹高桑疽

重松千金丹

真靈寶丹

寺田 仙之助

外三十名

大壽丹

齋藤 久次

三等賞

實母散 井上 清三郎

大仁丹

藤井 諭三

外七十五名

妙丹

隅田 岩次郎

痢疾丸

高柔直助

四等賞

内地壳藥之部

改良ピリン丸 岩瀬壳藥株式会社

一等賞

懷中要藥

株式会社廣貫堂

熊参丸

中田 清兵衛

フイベル

株式会社師天堂

ヘルミン

富山薬剤株式会社

如神丸

株式会社精壽堂

保壽胃腸錠

保壽堂製藥株式会社

忠魂丹

厚生師天堂

フエナリン

飯倉 平兵衛

凜丹

石坂 辰次郎

二等賞

大正八年四月 請負壳藥懸場增加壳渡証書

清凉引風の薬

株式会社廣貫堂

受負壳藥懸場增加壳渡証書

(「富山商業月報」大正八年四月十五日)

中新川郡西水橋町保壽堂押田喜訓殿製藥、及同人請堯ノ壳  
藥ヲ配置シタル貴殿御所有之壳藥配置得意懸場ノ增加ノ懸

此壳渡代金貳百七拾壹円貳拾四錢也

右正ニ領收仕候也

場所  
一 場所ハ磐城國、岩代國武ヶ園内ニアル

一 得意家ハ磐城國田村郡守山町熊田庄次郎ノ外、千式  
百七十名

一 得意家ノ配置藥ハ万病感應丸、熊膽円ノ外、貳拾三

方也

一 增加取揚リ金參百〇壹円參拾八錢也

但シ此取揚リ精算左ノ如シ

一 總揚高金九百參拾參円六拾六錢大正八年三月三十日

者有之候共拙者共引受、貴殿へ御損害相掛ケ申間數候、且  
連帶ノ内他業其他ノ事故有之候トモ残印ノ者ニテ引受弁償  
可仕候、為後日受負壳藥懸場增加壳渡証書一札如件

受高也

一 增加取揚リ金參百〇壹円參拾八錢也

一 前項ノ取揚金半額ハ貴殿へ差上候テ、残リ半額ハ拙  
者領收取ヘキ分也

用

富山県中新川郡西水橋町大字西水橋六百十四番地  
大正八年四月一日 壳渡人 押田亀次郎 同  
同県同郡同町大字辻ヶ堂村二千三百四十二番地

連帶保証人 押田貞一 ㊞

前記各項ノ詳細ハ大正八年三月三十日返還仕候懸場帳簿

西水橋町

一 六冊ニ記載ノ通り

屋

濱田治平殿

経 VI

## 六二 大正八年九月 富山商業會議所の店員及び職工奨励規定

## ○店員職工奨励規定

富山商業會議所の店員及び職工奨励規定は去る明治四十四年に於て制定したる以来再三変更を加へ本年に入りて更に壳藥行商人を追加するに至りしが爾後各地の會議所商工会より同規定に関する屢々照会あるに依り左に参考の為め其の全文を掲ぐ

## 富山商業會議所店員及び職工奨励規定

第一条 本會議所は富山市内商工業者の店員、壳藥行商人及び職工奨励を目的とし満十箇年以上忠実に勤続し品行方正他の模範となるべきものに対し之れを褒賞す

第二条 前条に該当するものゝ雇主は本人雇入後の経歴事蹟を詳記し毎年七月十会頭に申告するを要す

前条に該当し一旦褒賞を受けたるものにして更に満十箇

但し本會議所議員三名以上の連署を以て同様申告するを得

第三条 褒賞の種類は予しめ一定せずと雖も金品又は賞状に分ち役員会の決議を経て之れを授与す

第四条 前条の受賞者を審査する為め總会に於て委員七名を選舉し委員は委員長を互選するものとす

第五条 委員会は受賞者を選抜し案を具して表彰の程度を会頭に申告すべく会頭は役員会の決議を経て之れに対する褒賞を定む

第六条 受賞者にして業務を怠り又は信用を害し其の他模

範的行為を失ひたるものと認むるときは役員会の決議を経て褒賞を返還せしむることあるべし

第七条 褒賞を授与したるとき又は褒賞を返還したるときは之れを公告す

(「富山商業月報」大正八年九月十五日)

六三 大正八年十一月 第一回売薬行商人表彰

○売薬行商人

表彰式

報告

大正八年十一月十四日

我が富山商業会議所は本年度の新事業として売薬行商人獎

勵を行はれんとし去る七月の総会に於て先づ其の審査に當

るべく委員に選ばれたるは長谷川儀作、金岡清彦、長越仙

太郎、吉本理八郎、村山直太郎、田中清衡及び不肖信四の

式辞

富山商業会議所売薬  
行人審査委員會長  
山田信四

七名にして次て八月の委員会に於て不当挙げられて委員長の任を負へり而して當業者の中告書を閲するに二百七十八名の被申告者中帳主にして自ら行商たるもの及び帳主の家族にして行商たるものありしを以て之れを除外するに決し爾來委員に部署を定め或は帳主の意見を徵し或は本人の言動を探り以て精密なる調査を遂げたり然るに一般行商と称するも其の種類複雜にして純粹のものあり引受のものあり且つ人員の多數なりしに伴ひ審査の困難なるものありしと雖も委員は一意専心公平無私を主とし力めて遺漏なきを期

し翌九月に至るまで三回の会議を開きて證衡を重ねたる結果褒賞を与ふべしと決したるもの一百名を選抜し之れが表彰の程度を会頭に報告したり足れ即ち委員会の経過及び結果にして茲に委員一同に代りて之れを報告するもの也

し翌九月に至るまで三回の会議を開きて證衡を重ねたる結果褒賞を与ふべしと決したるもの一百名を選抜し之れが表彰の程度を会頭に報告したり足れ即ち委員会の経過及び結果にして茲に委員一同に代りて之れを報告するもの也

さんとする一百名の諸子は僅かに一片の褒状、一点の賞品を得て固より積年の勤労に酬ゆるに足らずとすべし而かも当業者の儀表として売薬界に推奨せらるゝに至りては諸子の榮誉や小なりと謂ふべからず蓋し当所の諸子を表彰する所以のものは既往の奮励を称揚するのみに止まらず将来の努力を期待するに在り今や大戦終熄して平和克復したる秋斯

業の前途は更に諸子の活動を要するものあり望むらくは益々操行を正うし職業に励み以て模範たる名実を全うすると共に富山の特産たる売薬をして其の声価を海外に発揚するに力めんことを聊か所懐を叙して式辞に充つ

△武 等(廿一名)

帳 主 行商人

富山商業會議所  
会頭 田邊貫一

密 田 林 蔵	澤 田 宗四郎
高 柳 重三郎	杉 林 久 助
高 木 友三郎	大 島 則 廣
重 松 佐 平	小 倉 善 作
橋 文 藏	斎 藤 太 七
涉 谷 佐一郎	筑 波 三郎 右衛門
密 田 林 蔵	密 田 清 蔵
密 田 林 蔵	杉 森 半次郎

資性温厚品行正直四代の主人に事へて斯業に励精し忠実熱誠主家の隆昌を図ること五十四年恰も一日の如し其の功勞洵に顯著なり以て他の模範と為すに足る仍て本會議所規定に依り銀盃を授与し之を表彰す

大正八年十一月十四日

大正八年十一月十四日

富山商業會議所

会頭 田邊貫一

密 田 林 蔵	澤 田 宗四郎
高 柳 重三郎	杉 林 久 助
高 木 友三郎	大 島 則 廣
重 松 佐 平	小 倉 善 作
橋 文 藏	斎 藤 太 七
涉 谷 佐一郎	筑 波 三郎 右衛門
密 田 林 蔵	密 田 清 蔵
密 田 林 蔵	杉 森 半次郎

△君 等(一名)  
表 彰 状

富山市常盤町

帳主 密田林蔵

一 雇 用

大正八年十一月十四日

富山商業會議所

多年勤続克く職務に精励し忠実熱誠其の帳主に尽せる功労  
洵に大なり仍て本会議所の規定に依り銀盃壹個を授与し之  
を表彰す（各通）

大間知喜一郎	倉野政助
田中清次郎	廣野宗四郎
山田善蔵	高松兵四郎
金盛長蔵	清水兵藏
密田兵蔵	井上伊助
田中清次郎	櫻井豊太郎
細野定次郎	高松清次郎
寺田文次郎	細野健
布村清四郎	田中竹次郎
柳原信賢	布村定次郎
吉本藤兵衛	浅野安次郎
亀谷滋次郎	久世亀次郎
八木吉松	

△參 等（七十八名）

荒木米太郎	松井金太郎	森正英	小西嘉三郎	煙山久七郎	西野サト	高柳松太郎	福田理平	高福田理平	密田勘四郎	平井嘉之	鳥崎藤次郎	三邊儀兵衛	松井金太郎	三谷鐵治	常田治平
若松政次郎	田中辰次郎	杉江孝兼	小林喜平	生地卯太郎	永瀬安太郎	高澤虎次郎									
荒木米太郎	松井金太郎	森正英	小西嘉三郎	煙山久七郎	西野サト	高柳松太郎	福田理平	高福田理平	密田勘四郎	平井嘉之	鳥崎藤次郎	三邊儀兵衛	松井金太郎	三谷鐵治	常田治平
若松政次郎	田中辰次郎	杉江孝兼	小林喜平	生地卯太郎	永瀬安太郎	高澤虎次郎									
荒木米太郎	松井金太郎	森正英	小西嘉三郎	煙山久七郎	西野サト	高柳松太郎	福田理平	高福田理平	密田勘四郎	平井嘉之	鳥崎藤次郎	三邊儀兵衛	松井金太郎	三谷鐵治	常田治平
若松政次郎	田中辰次郎	杉江孝兼	小林喜平	生地卯太郎	永瀬安太郎	高澤虎次郎									
荒木米太郎	松井金太郎	森正英	小西嘉三郎	煙山久七郎	西野サト	高柳松太郎	福田理平	高福田理平	密田勘四郎	平井嘉之	鳥崎藤次郎	三邊儀兵衛	松井金太郎	三谷鐵治	常田治平
若松政次郎	田中辰次郎	杉江孝兼	小林喜平	生地卯太郎	永瀬安太郎	高澤虎次郎									

会頭 田邊賀一



一 雇 用

島 須 原 島 高畠	金 盛 田 伊 源 三次郎	密 尾 傳次郎 外次郎	田 林 蔵	密 尾 傳次郎 外次郎	田 林 蔵	密 尾 傳次郎 外次郎	田 林 蔵
須 田 伊 平	長 蔵	並 木 清 三 郎	森 正 英	石 黒 清 平	村 井 平 蔵	密 田 勘 四 郎	高 木 友 三 郎
原 鐵 之 助	喜 兵 衛	根 誠 一	中 村 庄 次 郎	井 上 忠 良	井 上 忠 良	高 木 友 三 郎	高 木 友 三 郎
島 須 田 伊 平	永 盛 喜 兵 衛	本 郷 長 蔵	小 倉 常 次 郎	石 黒 藤 次 郎	中 山 與 次 郎	福 田 安 太 郎	福 田 安 太 郎
高畠 源 三次郎	初 次	本 郷 長 蔵	中 村 庄 次 郎	石 黒 藤 次 郎	深 山 新 治	野 尻 善 次	野 尻 善 次

中 谷 善一郎 小 林 興 平  
 榊 文 蕨 丸 谷 正 太 郎  
 高 森 省 三 中 山 清 三 郎  
 長 谷 川 伊 三 郎 蟹 谷 吉 次 郎  
 中 土 茂 三 郎 長 越 彌 一 郎  
 國 枝 辰 次 郎 大 谷 治 一  
 藤 木 安 太 郎 神 保 鑑 二  
 同 人 羽 田 野 直 信

多年勤続克く職務に精励し其の帳主に尽せる功勞少からず  
 仍て本会議所の規定に依り木杯壹個を授与し之を表彰す

(各通)

大正八年十二月十四日

富山商業會議所

会頭 田邊貢一

(『富山商業月報』大正八年十二月十五日)

大正十三年四月 売藥懸場行商引受に関する

記載ノ通り

契約証書

売藥懸場行商引受ニ関スル契約証書

今般濱田治平所有売藥懸場ニ於ケル行商ヲ押田亀次郎ニ於テ引受ケタルニ付契約ヲ締結スル左ノ如シ

第壹条 押田亀次郎ニ於テ行商ヲ引受ケタル濱田治平所有ノ売藥懸場左ノ通り

一 西水橋町売藥營業人株式会社保壽堂ノ製造シタル売藥ヲ配置シタル売藥懸場第 号老人脚

一 場 所 福島県田村郡ノ外四郡  
一 得意家 同 県同 郡守山町

熊田庄次郎 外壹千武百七十名

一 配置薬品 萬病感應丸外武拾五方  
一 配置薬価格 概算金四千百五拾円也  
一 最近壹ヶ年ノ取揚高金 武千拾武円七拾九錢也  
(壹ヶ年壹度廻リ)

一 前記各号ノ詳細ハ此權利ヲ表明スヘキ懸場帳簿冊ニ

此評価格金 参千六百武拾參円武錢武厘 (拾円取揚金ニ付拾八円ノ評価ニ依リタルモノ)  
第貳条 此契約ノ引受期間ヲ大正拾參年四月壹日ヨリ大正拾八年參月參拾壹日マテト定ム尚示滿期後更新スルコトヲ得

第叁条 本契約ニ於ケル毎年度ノ行商期間ハ其年六月中旬ヨリ翌年參月參拾壹日マテト定ム

第四条 引受人ハ引受契約期間中懸場帳主ニ対シ左ノ行為ヲナスヘキ義務ヲ負担ス

一 每年懸場帳主ノ為メニ自己ノ費用 (製造薬費旅費其他營業ニ関スル一切ノ費用ヲ包含ス) ヲ以テ第一条記載ノ最近壹ヶ年ノ取揚高ヲ減セサル程度ニ於テ得意家ヘ漏レナク製造薬ヲ配置スヘキコト尚ホ本号ノ製造薬費ハ少ナクトモ若ケ年定価価格四千百五拾円以上ノモノヲ製造スルコトヲ要ス  
二 每年懸場帳主ノ為メニ得意家ニ対シ其前年度ニ於テ配置セシ薬品代金ノ取立ヲ為シ其内金參百六拾壹円

四拾八錢ヲ式分シ毎年拾月參拾日ニセ百八拾円七拾

与スヘキモノトス

四錢參月拾五日ニ残額壹百八拾円七拾四錢ノ式回ニ

懸場帳主ニ分納スヘキコト

但現実ニ取立タル薬品代金カ右ノ金額ニ達セサルコ

トアル場合ト雖モ引受人ハ其責任ヲ以テ懸場帳主ニ

対シ之ヲ補足シ納付スヘキモノトス

第五条 引受人ハ毎年懸場帳主ニ対シ前条第弐号所定ノ金

額ヲ納付スルトキハ爾余ノ取立金ハ總テ自己ノ所得ニ帰

スルモノトス

第六条 引受人ハ壳藥ニ關スル法律命令及行商仲間規約ヲ

遵守シ總テ其責ニ任スヘキモノトス若シ引受人犯則等ノ

所為ニ囚リ懸場帳主ニ損害ヲ及ホシタルトキハ罰金科料

ハ勿論其他一切ノ費用ヲ懸場帳主ニ対シ弁償スヘキモノ

トス

用

第七条 契約期間ノ満了ニ至リ帳簿面ノ取揚金高第壱条記載

載ノ最近壹ヶ年ノ取揚金ヨリ減少シタルトキハ其減少額百

円ニ付武百円ノ割合ヲ以テ算出シタル金額ヲ予定賠償額  
ノ最近壹ヶ年ノ取揚金ヨリ減少シタルトキハ其減少額百  
円ニ付武百円ノ割合ヲ以テ算出シタル金額ヲ予定賠償額  
トシテ引受人ヨリ懸場帳主ニ賠償スヘキモノトス

第拾条 引受人ハ故意ニ第壹条ノ得意家ヲ減少シシメタル

場合ハ予定賠償額トシテ其減少シタル得意家ノ取揚金參  
ケ年分ニ相当スル金額ヲ懸場帳主ニ賠償スヘキモノトス

其増加額ノミヲ第壹条ノ評価格ニ其キ之ヲ換算シ其評価  
格ノ五割ノ金額ヲ功勞金トシテ懸場帳主ヨリ引受人ニ贈

フ帳簿ニ記載スヘシ若シ之ニ違ヒタルトキ又ハ帳簿上虚

一  
厘

第八条 前条ノ功勞金ハ其半額ヲ期間満了ノ際之ヲ交付シ  
他ノ半額ハ翌年度ノ營業ニ於テ実地調査ヲ遂ゲ取揚金増

加ノ事実相違ナキヲ確メタル上之ヲ交付スルモノトス  
但調査ノ結果若シ帳簿而ニ虛偽ノ記載アルコトヲ発見シ

タルトキハ功勞金ハ之ヲ贈与セサルノミナラス既ニ交付

シタル贈与金額ニ対シテハ其倍額ヲ懸場帳主ニ賠償セシ

ムヘシ

ハ金五円ヲ予定賠償額トシテ懸場帳主ニ賠償スヘキモノ  
トス

## 第拾貳条

引受人ハ第四条第一号ノ製造薬ヲ仕上タルトキ

ハ得意先へ発送スル以前ニ於テ必ス懸場帳主ノ調査ヲ受  
クルコトヲ要ス

引受人ハ前項ノ調査ヲ受ケタル製造薬ノ外ハ得意家ニ配  
置又ハ販売ヲナスコトヲ得ス

前二項ニ違ヒタルトキハ何人ノ製造薬又ハ製品ニ係ルヲ  
問ハス懸場帳主ヨリ之ヲ没収セラルムモ異議ヲ主張スル  
ヲ得ス且シ其製造薬又ハ製品老種ニ金百円ヲ予定賠償  
額トシテ懸場帳主ニ賠償スヘキモノトス

## 第拾叁条

引受人ハ毎年帰国ト同時ニ売薬懸場帳簿行商届

済証及賣藥明細書其他付属品ハ總テ懸場帳主ニ還付スヘ  
キモノトス

## 第拾肆条

引受人ハ契約ノ期間中第老条記載ノ場所ノ範用

内ニ於テハ新ニ自己ノ懸場帳簿ヲ創設シ又ハ他ノ懸場帳  
簿ヲ買入レ薬品ヲ配置スルコトヲ得ス若シ之ニ違フトキ

ハ何人ノ製薬ニ係ルヲ問ハス懸場帳主ニ於テ之ヲ没収ス  
ルモ異議ヲ主張スルヲ得ヌ且シ其得意家ノ戸数ノ多少ニ  
拘ハラス金五百円ヲ予定賠償額トシテ懸場帳主ニ賠償ス  
ヘキモノトス

第拾伍条 引受人ハ売薬懸場帳簿ヲ以テ自己ノ債務ノ為メ  
担保ニ供スルヲ得サルハ勿論該帳簿ハ至重ノ注意ヲ以テ  
之ヲ保管スルノ責任アルモノトス

## 第拾六条 本契約期間中引受人若シ死亡シタルトキハ何等

ノ通告手続ヲ要セス當然此契約ヲ解除セラルムモノトス  
但シ引受人力第四条所定ノ行商年度期間ノ中途ニ於テ死  
亡シタル場合ニ於テハ引受人ノ懸場帳主ニ納付スヘキ第  
四条第一号ノ所定金額ハ其死亡前ニ於テ現実ニ取立タル  
金額百円ニ対シ金

ノ割合ヲ以テ算定シ  
タル額ニ減額スヘキモノトス

## 第拾七条 懸場帳主ハ左ノ場合ニ於テハ別ニ通告手続ヲ要

セスシテ即時本契約ノ解除ヲ為シ帳簿及行商届済証等ヲ  
取上ケ且シ損害賠償ヲ要求スルコトヲ得

一 引受人ニ於テ第四条第一号ノ契約金ノ支払ヲ壳ケ度

ニテモ遅息シタルトキ

二 引受人カ相当ノ時期ニ出立若クハ帰國ヲ為サズルトキ

スルノ義務アルモノトス

リタルトキハ速ニ各得意家ニ対シテ債権譲渡ノ通知ヲ發  
第廿五条 引受人ハ解約ノ後ニ於テ満貳拾年間ハ該懸場ヘ  
立入り自己若クハ他人ノ為メニ完業ニ閃スル營業ニ從事  
スルコトヲ得ス若シ之ニ違ヒタルトキハ何人ノ製薬ニ係  
ルヲ間ハス懸場帳主ニ於テ其配置薬ヲ取上タルモ異議ナ  
キノミナラス尚ホ金七百円ヲ予定賠償額トシテ其度毎ニ  
懸場帳主ニ賠償スヘキモノトス

三 引受人カ犯罪行為ヲナシタルトキ  
四 其他本契約ノ規定ニ違背シタルトキ

第拾八条 引受人ニ中途解約又ハ期間満了ノ後ト雖モ解約  
後滿參ヶ年間内ニ於テ本契約違背ノ行為アルコト發見セ  
ラレタルトキハ契約期間内ニ於ケルト等シク總テ本契約  
ノ規定ヲ適用セラルヘキ義務アルモノトス

第拾九条 引受人ハ本契約ノ期間中第壹条記載ノ得意家以  
外ニ更ニ得意家ヲ増加シタルトキハ自己ノ名義ヲ以テス

第廿三条 引受人ハ本契約ニ於ケル債務履行ノ為メ其担保  
ヲ懸場帳主ニ提供スヘキモノトス

但シ担保ノ種類及価格ハ双方協議ノ上之ヲ定ム

第廿四条 懸場帳主ニ於テ保証人ノ死亡又ハ資力ノ減少ニ  
ノ利得ニ帰シ自己ノ権利トシテ主張スルコトヲ得サルモ  
ノトス

第廿五条 引受人ハ本契約ノ満期又ハ中途解約ノ際ニ於ケ  
ル得意家ノ配置薬品完揚代金其他懸場先ニ於ケル残薬等  
ニ対シ何等ノ権利ヲ主張スルヲ得サルモノトス

用

第貳拾条 引受人ハ本契約ノ満期又ハ中途解約ノ際ニ於ケ  
ル得意家ノ配置薬品完揚代金其他懸場先ニ於ケル残薬等  
ニ対シ何等ノ権利ヲ主張スルヲ得サルモノトス

一 第廿壹条 前二条ノ場合ニ於テ引受人ハ懸場帳主ノ請求ア  
ル

ス

第廿六条 引受人病氣放蕩又ハ逃亡其他ノ事故ニ因リ予定

保証人

ノ行商日數ヲ経過シ尚帰國セサルトキハ保証人ハ懸場帳

懸場帳主 濱田治平殿

主ノ請求ニ依リ自己ノ費用ヲ以テ直チニ本人ヲ連レ来ル

(富山市役所蔵・財團法人 水橋郷土史料館保管)

ヘキ義務アルモノトス

第廿七条 引受人行商先ニ於テ病氣又ハ死亡ノトキハ保証

壹 (年不詳) 売薬行商人表彰規定

人ニ於テ總テ之ヲ引受ケ其取扱及費用等ニ付一切懸場帳  
主ヘ迷惑ヲ相掛ケサルモノトス

第廿八条 保証人ハ本契約ノ義務履行ヲ確保シ本人ト連帶

第一条 売薬行商人タルモノ忠実勤勉品行方正ニシテ長年  
月間勤続シ他ノ模範トナルヘキモノニ対シ表彰ス、但シ

シ且ツ各保証人間ニ於テモ亦相連帶シテ前各条一切ノ責  
シ任スヘキモノトス

第二条 前条ノ売薬行商人トハ売薬ノ行商ヲ為ス者ヲ云フ

第三条 表彰ヲ区別シテ左ノ二種ト定ム

大正拾參年四月壹日

一 功勞表彰

二 勤勞表彰

住所 富山県中新川郡西水橋町大字西水橋町字水  
橋山王町六百拾四番地

引受人 押田亀次郎 画

第四条 功勞表彰ハ売薬行商人中販路ノ拡張ヲ図リ業界ノ

住所 同県 同郡 同町 大字同町 字同

発展向上ニ努メ滿五ヶ年以上其ノ行商ニ從事シ功績顯著  
ナル者ニシテ一般ノ模範タルヘキモノナルヲ要ス

町 同番地

保証人 押田 亀雄 画

第五条 勤続表彰ハ行商人長年月間忠実ニ勤続スル者ヲ表  
彰スルモノニシテ之ヲ左ノ二種ニ區別ス

住所

一 満十年以上

二 満二十年以上

経テ其表彰ヲ取消ス

(内蔵記念くすり博物館蔵)

第六条 前条勤続年数ノ起算期ハ行商ヲ初メタル月ヨリ起

算スルモノトス、但シ、兵役服務期間ハ勤続年限ニ算入

セス

第七条 功労者及勤続者ニ与フル賞品等ハ評議員会ニ於テ之ヲ定ム

第八条 本組合ハ組合員ノ行商人表彰委員会ヲ設置シ組合員中ヨリ其ノ都度若干名ノ審査委員ヲ擧ヶ組長之ヲ指名推薦スルモノトス

第九条 審査委員会ハ秘密会トス

本県完薬組合では完薬の粗製濫造並に濫完防止のため最寄会を組織する事は既報の如くであるが更に行商人の品性向上のため行商人必携手帳を携帯せしめる事とし之が定款改正のため廿三日午後三時から委員会を開いた。改正案の重なるもの左の如し

第六条の二項を左のとく改正

第十一条 前各条ニ該当スル届出ハ組合ヨリ通知セル期間内ニ組合員ハ審査ヲ受クヘキ当該行商人ノ出生地、氏名、年齢、行商年月日其ノ他表彰ノ基礎トナルヘキ事項ハ細大洩レナク記載シタル書面ヲ必ス所属支部ニ提出スヘシ  
付す支部は復本（各二通）に手帳記事同一の記載をなし  
一通は本部へ移牒し一通は支部が管理し手帳は組合員に交付す、組合員はその行商人に携帯せしめその行商地域変更又は移動したときはこれが更正方所轄支部へ請求し行商廃止したる時は返納すべし

第十二条 被表彰者ニシテ業務又ハ信用ヲ害シ其他模範タ

ルノ体面ヲ汚ンタル行為アリタル時ハ評議員会ノ決議ヲ

第六条の三項を加ふ（改正）

當三 行商必携手帳は行商届済証とともに携帯せずして行商するを得ず

VI 経

第十九条（改正）組合員は故意に言語文章をもつて公然組合員の製品を中傷し乃至行商人又は他人を使贋教唆してこれをなきしむることを得ず

旧第二十条を削り新に第二十一条を加ふ。組合員は不正競争の目的をもつて売薬定価を乱出し乃至行商人請充人若くは如何の方法を問はず、これをなきしむるを得ず

第二十八条の二（改正）本組合員は各行商先区域（一県下）毎に行商最寄会を設置すべし

最寄会規定の綱領例規は本組合これを定む、最寄会は前項の例規に従ひ規定を設け本組合の承認を受くべし

〔富山日報 昭和七年一月二十九日〕

立憲 昭和二十三年七月 インフレと行商人の廃業 最近の金づまりと物価の高騰と旅費宿泊料の大軒上げは、売薬を配置して一年後でなければ代金が回収できぬ県

〔富山新聞〕昭和二十三年七月十四日)

下の配置売薬行商人の痛手は大きく九千名を数えていた行商人もいまでは北海道、九州の遠距離はほとんど配置を見合せ、また本年に入つてから一千名がすでに廃業している、転居業者のいい分は「購売力が低下したために現金売りはできなくなり、配置してから一年後に現金をとりにゆくときはすでにインフレが進んでクリスリを買う資金さえないありますまだ、そのうえ、旅費、宿泊料などの雑費が二倍から三倍にあがってはもうけどころか赤字である」とのことである、一方売薬会社も全国的にクリスリが飽和状態に達した昨年末ころからは売薬の売れ行きが悪くなり、ストックがあふれるばかりのところへ、銀行の融資顧位が丙のため資金難がはなはだしく、とうとう原料購入と賃金支払いの金に窮した各売薬会社では、ストックを公定価の約半値で投売りしたり、また山代、和倉などの温泉めぐりの招待つきの売りだしで行商人にまびかけるなど、いまや資金獲得のためあの手この手とストックの売りさばきに懸命の努力を払っている

昭和二十六年三月 未成年者配置員に交付の

身分証明書に関する照会・回答

この經山梨県衛生部長より本年三月新制中学校を卒業する者を配置員とし、これに対する配置販売業配置員身分証明書交付方申請があつた場合、いかに取扱うかという疑義について薬務局への照会があつた。

(照会)

一 新制中学卒業見込の者の様に未成年であり医薬品の取扱に関する知識経験のない者に対し薬事法施行規則第五十三条の身分証明書の交付の申請があつた場合に証票を交付しなくてよいか。

二 身分証明書の交付に際し年令的制限を設けることは昭和二十三年八月十六日厚生省発薬第十九号「薬事法施行に関する件」第七号の九中審査の範囲内と解してもよいか、又審査権の範囲は如何であるか。

(回答)

一 配置販売業配置員の資格については法令および登録基準

において別に定めるところはない。従つて昭和二十三年

八月十六日厚生省発薬第十九号「薬事法施行に関する件」

第七の九の審査により適当と認めた場合、身分証明書を交付するものであつて、未成年に拘らず配置員としての職務を遂行し得ると認められなければ、身分証明書を交付しなくとも差支えない。

(「薬口新聞」昭和二十六年五月十九日)

昭和三十一年二月 配置販売從事者の身分証

票に関する照会・回答

(照会) 薬事法ならびに昭和二十四年二月五日厚生告示第

十八号の登録基準には医薬品販売業(配置)に従事する配置員の年令について制限がないが、未成年者(満十四才以上中学卒者)に対し、薬事法第二十九条第一項などに同法施行規則第五十三条の身分を示す証票の交付の申請があつた場合昭和二十三年八月二十六日の厚生省発薬第十九号「薬事法施行に関する件」第七の九の審査に

より適当と認めた者に対しても成年、未成年にかかわらず証票を交付してよいが又は配置員の身分を示す証票の交付に際し年令的制限を設けることは前述の審査の範囲外と解してよいか。

(回答) 配置販売従事者身分証票の交付については照会の通り解して差支えなく、未成年者であるという理由のみをもって証票を交付することを拒否することは適当でない。

(「薬日新聞」昭和三十一年一月十八日)

#### 六四六 昭和三十一年八月 紙与委員会の設置

##### 補償規約

#### 富山県家庭薬配置員傷害共済

##### 目的

##### 第一章 総則

補助配置員ならびに生産企業体の従業員に優秀なる人材をあつめ、安心して業務に挺身し得るように給与の適正化をはかる目的で薬業連合会に補助配置員ならびに従業員給与研究委員会を設けることになり、薬連ではこのほど左の諸氏を委員に委嘱した。

▽補助配置員の給与研究委員(順序不同)

適用資格

塩井幸次郎、坂井義雄、内田佐季、池田義恵、堀友一郎、山下善吉、牧田清一、水口誠一、田中忠一、高橋秀一、早崎宗友、山崎六郎、田中滝次郎

##### ▽生産企業体の従業員給与研究委員(順序不同)

伊西清、岩嶋成夫、長崎六郎、杉村一郎、橋本日向、殿村利正、荻原清作、中浜伝次、作村俊夫、池田嘉道

(「薬日新聞」昭和三十二年八月三日)

第一条 本事業の適用資格は左に掲げるものとする

一 協同組合の組合員にして身分証票の交付を受け業務に

従事する配置員

二 協同組合員の雇傭者にして身分証票の交付を受け業務

に従事する補助配置員

2 前項第二号により加入するときは組合員が申込者とな

る

加入手続

第三条 本事業に加入しようとするときは新に申込書に所

用事項を記載し共済掛金を添え所属協同組合へ提出しな

ければならない

2 共済契約期間中において申込書記載事項に変更を生じ

た時は遅滞なく届出なければならない

第四条 共済契約の発効期日は申込書の本部到着翌日とし

(初年度発効は昭和三十四年一月一日) 有効期間は一ヶ

年間とす

2 前項期間中において補助員の雇傭主に変更ありたると

ときは新に申込をなし資格を取得するものとす

第五条 共済契約は一人一口とする

第二章 補償金の交付及び掛金

交付

第六条 傷害共済補償金は左の各号により交付する

一 遺族補償 金五〇万円

二 障害補償 別表に定める額

三 療養補償 最高金五万円を限度として実療養費の五〇

%とする

第七条 前条の傷害補償は左の各号の事由によるとき之を行ふ

一 配置員が業務中交通事故その他業務上の事故により死

亡した場合遺族補償を行う

二 配置員が前号事故により負傷の治癒したとき身体に障害が存する場合、障害補償を行う

三 配置員が前号事項により負傷し入院治療二週間以上を要した場合療養補償を行う

2 前項各号に規定する業務上の事故は審査委員会が認定する

第八条 前条の補償金の交付を受けようとするときは別に定める申請書に該保機関の証記書を添え所屬協同組合へ遅滞なく提出しなければならない

があるのである

第十一条 補償受給者は被補償条件について異議を申し立てることができない

#### 掛金

第九条 左の各号に掲げる場合は補償金の全額又は一部を交付せず若しくは返還を求めることができる

一 申込書に記載した事項の変更届を怠り又は故意若しくは重大な過失により不実の記載をなしたとき

二 被害の原因又は災害程度が故意若しくは重大な過失により不実であるとき

三 正当な理由なく第十条の申請書の提出を怠ったとき

四 審査委員会の調査に対し正当な理由なく隠蔽若しくは拒んだとき

第十条 補償の原因である事故が第二者の行為によつて生じた場合において補償を受けるべき者が当該第二者より同一の理由につき損害賠償請求権を取得したときは本会はその額の限度で補償金を減額し又は返還せしめること

第十二条 共済掛金は一ヶ年金三百円として全額納付する

第十三条 契約を継続するときは新共済契約期間の開始する前日までに掛金を納付しなければならない

2 期日を経過しなお払込のないときは契約を失効する

第十四条 共済掛金は契約の解除、補償金交付の責に任じなかつた場合においても返還しない

#### 審査委員会

第十五条 本事業を容易且つ公正に行うため審査委員会を置く

2 委員は十五名以内とし本会々長が委嘱するものとす

3 委員の任期は二ヶ年とする。但し再任を妨げない

第十六条 委員会は補償金の決定及び関係事項を審議する

第十七条 委員会は補償金申請書の記載が不備、不信及び査定が困難なときは申請者に出頭を求め又は実状調査を

たかとおや

付則

**第十八条** 本規約に定めのない事項は委員会にて決定する

第十九条 本規約は昭和三十四年一月一日より実施する

別表

一障害補償表

等級	補償金額	身体障害	(労働基準法施行規則別表一による等級区分による)
第一級	一一〇〇、〇〇〇円	自第一級	至第二級
第二級	一五〇、〇〇〇円	自第三級	至第四級
第三級	一一〇、〇〇〇円	自第五級	至第六級
第四級	八〇、〇〇〇円	自第七級	至第八級
第五級	五〇、〇〇〇円	自第九級	至第十級
第六級	二五、〇〇〇円	自第十一級	至第十二級
二	身体障害が二以上ある場合は重い方の身体障害の該当		

最低賃金に関する協定書

富山県薬業連合会は所属各企業に雇用する女子包装工の最低賃金につき左記のことおり協定する。

三

一 女子包装工の最低賃金は一日一五〇円とする。

二 本協定における最低賃金は一日の所定労働時間八時間に対するものとする。

三 本協定の賃金には基本給のほか一日の所定労働時間に

四 身体障害等により著しく労働能力の低位の者について  
対して支拂われる諸手当を含むものとする。

三　身体障害の規定する程度等の判定が困難なときは委員

会がその等級を決定する

〔菜日新聞〕昭和二十三年九月一十一日

2

は富山県薬業連合会の承認を得た場合に限り本協定第一項の最低賃金に満たない賃金の支払いをすることがで

項の最低賃金に満たない賃金の支払いをすることができ

1035

- 常五 臨時に雇用されるものについては適用しない。  
六 本協定は昭和三十四年四月分賃金より実施する。

(「家庭薬新聞」昭和三十四年三月二十六日)

六四九 昭和三十四年六月 女子包装工の最低賃金協定

- ①家庭薬—企業体の女子包装工 (一五〇円)  
②ファスナー (一六〇円)  
③染色工業 (一〇〇円)  
④機械器具工業 (一七〇円)  
⑤製パン業 (一七〇円)  
⑥縫人絹織物業 (一六〇円)

(「家庭薬新聞」昭和三十四年六月二十五日)

▽実施上の注意事項及び操作について

1 十月一日現在の最低賃金の基準(全従業員対象、所定時間労働)

(1)試の使用期間中の者 日給一六〇円

就業規則等に試の使用期間の定めがあつてその期間が三ヶ月を経過しない者を対象とする

例 八月一日試に雇入れた者は十月末日まで本項適用

(2)雇入れ後六ヵ月未満の者 日給一八〇円

前項(1)の期間の定めある場合、既にその期間を経過した者、又は(1)の定めのない場合の者で六ヵ月を経過しない者を対象とする

六五〇 昭和三十五年八月 最低賃金実施の通知

富山県製薬企業体の業者間協定による従業員の最低賃金

(賃金額、一日一〇〇円但し雇入後六ヵ月に満たない労働者の最低賃金は一日一八〇円)が決定し、十月一日から実施されることになり、薬業連合会では最賃制実施にあたり、傘下会員に次のように連絡し処理方を通知した。

通知要旨は左の通り

(イ)の定めなく五月一日に雇入れた者は十月末日迄本項適用

用

(イ)前1項、(イ)、(ロ)の期間を経過した者 日給1110円

## 2 最低賃金の適用方法について

法に示す最低賃金は前各項の条件においてそれぞれその

賃金を下らないことを云うのであるから日給1100円以

上の者についてはその儘据置いても差支えないが、實際

上は十月一日から短期労務者で「曜日給」100円となる

者との均衡上、時には殆んど従業員の賃金を手直しする

必要を生じ、事業所によってはコストに相当の影響を齎す」とも考えられ、予めよく検討し、操作されたい

## △ 試の使用期間の許可申請について

### 1 試期間許可と申請書式

公示協定文には試の使用期間の定めは認められていない

が、当分の間、基準局の行政指導方針として3カ月以内

のものは実情を考慮の上、許可される場合もあり、許可

された場合は十月一日現在において試の使用期間中の者

は実施日（十月一日）迄、また十月一日以降雇入れる者

については雇入れの都度、許可申請書を業連を経由して

労働基準局へ提出すればよい

## 2 就業規則等における試の使用期間の明示

前項について許可申請をしたものとする事業所は就業規則を明示する定めがなされていなければならない。

〔工業新聞〕昭和三十五年八月十三日

### KM 昭和三十七年十月 最低賃金改訂の検討

富山県商業連合会は九月二十七日午後二時より商業会館において企業対策委員会を開き、最低賃金問題や配達販売業損益示例について審議した。

### 1 試期間許可と申請書式

公示協定文には試の使用期間の定めは認められていない

が、当分の間、基準局の行政指導方針として3カ月以内

のものは実情を考慮の上、許可される場合もあり、許可

された場合は十月一日現在において試の使用期間中の者

は実施日（十月一日）迄、また十月一日以降雇入れる者

用

置販売業の企業を検討しメーカーの状況を考えようという

ことであったが過日の理事会で最賃制の問題がとりあげら

れ、業連で結論をつかみたいとしたところで最賃の問題をとりあげたい。賃金の手直しにより企業に影響を及ぼす

ことも考えられるので卒直な意見をだされたい」旨の挨拶

管 があって、長谷川主事から最賃問題について経過ならびに  
実情を説明後各委員から活発な意見が述べられ、二二五〇円  
と二六〇円でないと周囲が了解できにくい状態であり、現  
状の二一〇〇円を改訂することを了承した。次に配販売業  
損益示例総収入百二十万円、百五十万円の二例を長谷川主  
事から説明。各委員から売上げを伸ばすにはどうするかな  
どについて意見が交され、計算事例により自己の経営を比  
較できるよう指導することが望ましいなどの発言があつて、

次の会合までに事務局において配販売業の分析したもの  
を整理し、最終的にまとめるうことになった。因みに本年度  
における県内最賃協定状況は次の通り。

魚 津 鉄 工 業	二七〇円
伏 木 工 業	一七〇
印 刷 工 業	二〇〇
石 動 町 製 造 業	一八〇
城 端 地 区 製 造 業	一七〇
パ ン 製 造 業	一六〇
富 山 市 鉄 工 業	一〇〇

(「農日新聞」昭和三十七年十月六日)

粘 土 瓦 製 造 業 二二一五  
福 光 町 瓦 製 造 業 二八〇  
富 山 市 製 木 材 販 売  
製 材 工 四五〇  
そ の 他 三〇〇

◎最低賃金の改正決定に関する公示

(富山労働基準局最低賃金公示第四号)

最低賃金法(昭和三十四年法律第一三七号)第十三条第  
一項及び同項の規定によりその例によることとされる第九  
条第一項の規定に基づき、富山県医薬品製造業最低賃金を  
次のように改正する決定をしたので、同法第十七条第一項  
及び最低賃金法施行規則(昭和三十四年労働省令第十六号)  
第十二条の規定により公示する。

昭和三十八年三月三十日

富山労働基準局長 川上輝夫

支那 昭和三十八年十一月 県薬業界初の藍綬褒章

受賞

富山県医薬品製造業最低賃金（昭和三十五年富山労働基準局最低賃公示第六号）の全部を次のように改正する。

### 富山県医薬品製造業最低賃金

#### 1 適用する使用者

昭和三十八年三月四日申請代表者社団法人富山県薬業連合会会长塙井幸次郎によつて行なわれた申請に係る業者間協定の同日現在の当事者である使用者

#### 2 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者であつて、富山県の区域内の事業場で使用されるもの

#### 3 前号の労働者に係る最低賃金額

一日 一七〇円

#### 4 効力発生の日

昭和三十八年四月一日

(官報)

支那 昭和三十九年十月 最低賃金の改訂

製薬従業員の最低賃金についてはさる八月二十五日の薬業連

明年四月一日を期して三五〇円の業者間協定を実施すべく  
労働基準局へ通報を行つたが、その後の諸物価高こうや政  
変もからんで中央最賃審議会では全国を甲、乙、丙の三地  
区の段階にわけて最賃制を実施するよう富山労働局から通  
報があつた。これによると富山は乙地区で A業種は最高四  
六〇円から最低四二〇円、B業種は四一〇円から二八〇円  
となっており、甲地区が四八〇円、乙地区の三六〇円とな  
つてゐる。

〔葉日新聞 昭和三十九年十一月十四日〕

富山県医薬品製造業最低賃金  
部を次のように改正する決定をしたので、同法第十七条第  
一項及び最低賃金法施行規則（昭和三十四年労働省令第十  
六号）第十二条の規定により公示する。

昭和四十年十一月三十日

富山労働基準局長 川上輝夫

#### 富山県医薬品製造業最低賃金

##### 1 適用する使用者

昭和四十年八月二十日申請代表者社団法人富山県薬業  
連合会会長塩井幸次郎によって行なわれた申請に係る業  
者間協定の同日現在の当事者である使用者

##### 2 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者であつて、富山県の  
区域内の事業場で使用されるもの

##### 3 前号の労働者に係る最低賃金額

一円・三八〇円

(付表)

富山労働基準局最低賃金公示第三六号

最低賃金法（昭和三十四年法律第一三七号）第十二条第

一項及び同項の規定によりその例によることとされる第九

条第一項の規定に基づき、富山県医薬品製造業最低賃金

（昭和三十八年富山労働基準局最低賃金公示第四号）の全

大典 昭和期 売薬行商人の配置販売先における受

賞

北海道知事

社会貢献賞

戸田秀朝(富山市)

北海道配置家庭薬協議会

金山清二(富山市)

柳原初二(北海道)

北海道西岡開基七十周年記念協賛会表彰状

北海道配置家庭薬協議会長

金山清二(富山市)

北海道兩龍郡妹背牛村長感謝状

押川宗太郎(中田町)

岩手県大船渡市長表彰状

石井健三郎(富山市)

ク二戸保健所長表彰状

河崎安治(富山市)

宮城県知事表彰状

入部元次郎(富山市)

石井健三郎(富山市)

ク築館町長表彰状

一 鹰

一迫町長表彰状

(〃)

〃 築館町社会福祉協議会長表彰状

(〃)

秋田県知事表彰状

越谷一正(富山市水橋)

高木和夫(富山市)

早崎仙次(富山市水橋)

山本安吾(富山市)

若杉公平(富山市)

福島県知事表彰状

水野庄逸(滑川市)

中島与三(富山市水橋)

田中与七(富山市水橋)

曾我正男(富山市水橋)

村井信一(富山市)

藤田忠吉(水戸市)

黒田弘(富山市水橋)

川崎栄作(滑川市)

温盛則義(富山市水橋)

山田喜一(水戸市元滑川市)

栃木県知事表彰状

田 村 忠 平 (富山市)

斎藤 光 政 (〃)

近 藤 吉 信 (下 村)

中原 孝 一 (東京都)

岡 年 太 郎 (滑川市)

松 井 兼 次 郎 (富山市)

稻 谷 与 市 (上市町)

岩 瀬 康 一 (富山市四方)

## 〃 公衆衛生大会々長表彰状

佐 伯 正 蔭 (上市町)

太 田 芳 松 (滑川市)

辻 三 郎 (新湊市)

駒 見 喜 一 郎 (富山市)

山 本 正 雄 (上市町)

富 山 県 農 業 連 合 会 東京 部 会

横 山 清 孝 (富山市水橋)

(富山市)

中 島 与 三 (富山市水橋)

## 〃 知事表彰状

小 川 重 光 (滑川市)

谷 井 与 三 郎 (東京都)

## 東京都知事表彰状

有 沢 長 宗 (富山市)

佐 々 木 武 一 (東京都)

## 〃 知事表彰状

押 川 梅 吉 (埼玉県)

渡 边 長 次 郎 (東京都)

## 群馬県知事感謝状

尾 山 小 三 郎 (埼玉県)

直 江 宗 重 (東京都)

種 屋 清 治 (〃)

川 崎 清 平 (〃)

冰 見 健 治 (〃)

西 山 実 治 (〃)

松 本 勝 信 (〃)

岸 谷 久 一 (〃)

## 神奈川県知事表彰状

松 田 嘉 一 (〃)

一 扱 用

新潟県知事表彰状	大津賀 兼治郎（富山市）
富山県知事感謝状	井 波 清（富山市水橋）
福井県知事表彰状	又 市 信 義（富山市）
岐阜県知事表彰状	川 西 兵 吉（富山市）
長野県知事表彰状	飯 里 武 義（神奈川県）
愛知県知事表彰状	島 島 茂（富山市）
三重県知事表彰状	片 桐 健 吉（富山市）
滋賀県知事感謝状	堀 内 信 一（〃）
宮 岛 滋 次 郎（小杉町）	米 原 米 松（富山市）
蓬 沢 松 次 郎（滑川市）	大 木 俊 之（大門町）
松 田 鶴 松（新湊市）	牧 野 清 作（富山市）
藤 永 恒 治（富山市）	生 駒 建 治（滑川市）
新 庄 兹 信（富山市）	田 中 忠 二（大門町）
牧 田 清 二（富山市）	八 木 芳 雄（富山市）
竹 内 友 吉（新湊市）	大 津 賀 伝 助（富山市）
安 川 清 則（立山町）	米 原 米 松（富山市）
牧 田 清 二（富山市）	金 森 広 吉（金沢市）
常 田 政 信（富山市）	数 井 吉 則（金沢市）
常 田 孝 次（富山市）	大 阪 府 知 事 表 彰 状
並 木 東 蔵（富山市）	岡 田 良 一（富山市）
土 地 清 広（富山市）	青 木 政 治 郎（富山市）
中 島 吉 助（富山市）	田 村 正 直（富山市）
三 井 清 平（富山市）	田 村 正 直（富山市）

營 大阪府知事表彰状 井本友吉(大阪市) 浜井正三(富山市)  
小西忠夫(大阪) 松本甚一(上市町)  
横井正一(大阪市) 熊本県知事表彰状 細川弘一(上市町)  
永見長三郎(大阪) 烟善由(大阪府) 打出高一(富山市)  
高越松雄(大阪府) 鎌長作(大阪府) 鹿児島県知事表彰状 和泉清次郎(富山市)  
森銀次郎(大阪府) 上野竹雄(兵庫県) 村田政春(鹿児島県)  
金次郎(兵庫県) 若松健太郎(鹿児島県)  
(富山市薬業史)

兵庫県知事表彰状 井本金次郎(兵庫県)  
岡山県衛生部長感謝状 平井鑑三(富山市)  
広島県三次市保健所長表彰状 山崎正意(新湊市)  
鳥取県知事表彰状 坂井儀雄(富山市)  
徳島県厚生部長表彰状 金尾健治(富山市)  
原源作(婦中町)  
安田耕之助(上市町)  
大木俊之(大門町)  
田添定治(富山市)  
愛媛県知事表彰状  
長崎県知事感謝状

## 二 廣 貢 堂

大毛 明治九年十月 集合所の壳菴会社改称

集会所改メ壳菴会社ト相唱候義ニ付属

第十一大区一小区縦曲輪三十三番邸居置候處、集会所ト相唱  
私名代ヲ以御届申上置候處、右置居ヘ本年九月十二日壳菴  
会社及廣賞堂御許可ニ相成、則該社々長邸遷盛設ニ万端依

頼申候間、自後右盛哉ヨリ諸願伺上申可仕候、此段御届申上候、以上

明治九年十月十六日

完薬旧總代

密田林藏印

会社設立綱領

第十区会所 御中

(『富山完薬業史史料集』)

文書 明治九年 廣貫堂会社設立願、綱領、社則

会社設立願書

近年新發ノ完薬増殖シ、既ニ富山市中ニモ新規完薬免許ヲ得テ販売スルモノ數多ト相成候。諸商業トモ自己ノ権利トハ申シナガラ、方今右往左往ニ散乱シ、一時ノ浮利ヲ謀ラントシテ贋薬、或ハ禁制ノ物品、所謂夢想等ノ薬品ハ、自然其筋ヨリ御沙汰ヲモ蒙ルトキハ、旧来ノ株式ニ障碍ヲナシ、紛糾ヲ生ジテハ容易ナラザル儀ト一同苦心ニ絶エズ、

二 不得止、昨年完薬二十四品許可ヲ得シ富山製薬人、千有余員貢

名、協心戮力シテ結社ヲ発起シ、旧来ノ商業不取止トノ事由ヲ決議シテ、先般完薬会社製剤ノ為メ廣貫堂設立ノ儀ニ付、綱領社則ヲ相立懇願ニ及ヒ候云々

会社設立ニ關スル社則

第一条 凡丸薬会社設立ノ原ハ方今中田清平外ニ四名亮薬  
会社ヲ発起シ、反魂丹・熊膽丸・如神丸・蒼龍丸・救命  
丸・調剤丸・健胃丸・消炎点眼水・廻生丸・妙振り出  
シナトノ薬剤拾品ノ薬剤ヲ壳捌カンガ為メ、会社ヲ創立  
シ名付ケテ亮薬会社ト称スベシ。

第二条 本社ハ、越中国第拾大区毫小區新川郡富山總曲輪  
三十三番屋敷ニ取設ケ、社中亮捌ク處ノ薬品ハ、廣貫堂  
ニ於テ調製スベシ。

但、此廣貫堂ナル者ハ方今官許ノ薬品ヲ調剤スル所、專  
ラ会社ニ屬シタル者ニ非ズ。

第三条 此亮薬会社ノ株数ヲ一千五百株ニ分チ、一株ニ付  
金拾円ト定メ、之ヲ出金スル者ヲ株主ト称ス。

第四条 此会社ハ許可ヲ得タルノ日ヨリ、社号ヲ以テ十年  
之間營業ヲ相続スベシ、十ヶ年ヲ経タル後更ニ免許ヲ願  
フベシ。

但年限中ト雖モ、社則改正ヲ要スルカ、或ハ其他ノ見込  
アリテ、緯方周旋方三分ノ二ノ存意ニヨリテ申合書ヲ社  
長ヘ差出シ、然ル上ハ臨時衆会ヲ開ク事アルベシ。

第十一条 此金貸ル者ハ總テ年一割ト定ムル事。  
第十二条 此利子收入ノ金額ヲ以テ、社ノ入費及ヒ月給ト  
ナシ、余ハ資本トナス事。

第十三条 株主ハ一株及ビ何株ヲ所有スルトモ、其モノ權

第五条 此会社開業ヲ始ムルニ当リテ、会計・書記・調剤  
等ノ役員ヲ定メ、其勤仕ヲ取極メ、約定ヲ設ケ、便宜ニ  
進退スル等ノ諸般ノ条件ヲ掲載シタル申合規則ヲ、株主  
一同集議ノ上相定ムベキ事。

第六条 社中ヲ区分シテ組合ヲ立テ、株數ニ拘ラズ、五人  
ヲ一組トシ、五組每ニ一名ノ周旋方ヲ置クベシ。

第七条 每歲二月、定式會議ヲ開キ、組内ニテ一名周旋方

ヲ公举ス、周旋方ノ者ハ投刺法ヲ以テ十人ノ取締人ヲ公  
選スベシ、取締人ハ再ヒ投刺法ニテ一人ノ社長・四人ノ  
副社長ヲ公選スベシ。

第八条 此社長、取締役、及諸係務トモ、總テ一ヶ年ヲ以  
テ解任ノ期トスベシ。

第九条 会社積立ノ株金ハ、薬品買入ノ諸費或ハ社中ヘ貸  
付ルモノトス。

第十一条 此金貸ル者ハ總テ年一割ト定ムル事。

第十二条 此利子收入ノ金額ヲ以テ、社ノ入費及ヒ月給ト

利内ニシテ、他ノ妨ナキハ何株ヲモ之ヲ所持スベシ。

年十二月薬品買入簿諸入用等ヲ社員諸組周旋方迄、打寄

第十三条 此株高ヲ所持スル者、何ノ族、何ノ職務アルニ

惣決算相立本勘定タルベキ事。

拘ラズ、總テ株高相当ノ権利アルベシ。

但、薬品販売上ノ損益ハ、社中其者ノ負担ニシテ、会社

第十四条 株定ハ一株毎ニ番号ヲ記ス。新ニ株ヲ設ルニ於

一般ニ関係無之事。

テハ、孫番号ヲ記ス。

第十五条 仮令譲換スルトモ、組合並ニ番号共其儘ニ据置

ベキ事。

但株券受授ノ節ハ、必ズ其株券ニ社長ノ検印ヲ受クベシ、

一 取締ハ薬剤記録ヲ整理スル事ヲ掌ル。

又社員ノ中、不得止事故アリテ、脱社ヲ乞フ者アルトキハ、社長承認ノ上株金ノ半額ヲ返戻シ、鑑札並ニ株券ヲ

一周旋方組内之取締ヲナシ、組中ノ事務ヲ調達スル事ヲ掌ル。

消滅シテ脱社セシム。

第十六条 薬品調剤ハ第十一大区一小区總曲輪廣貫堂ニ於テ

費藥シ、又之ヲ取掠メ、又ハ私費用ニ供ス可ラザル事。  
社長副社長ノ承認ヲ得ズシテ、取締役、事務ヲ施行シ、

第十七条 薬品調剤之節ハ、總係リ立合ノ上、法剤書ニ照  
シ、精密ニ調合之事。

書中ニ、詐偽ヲ記載ス可カラズ。又ハ私曲ヲ謀リ、株主  
等ヲ欺ク可カラズ。若シ此規則ヲ犯ス者、其犯状ニ因テ  
ハ其任務ヲ解キ、又ハ衆議ノ上過怠金ヲ收入ス可シ。

第十八条 社中薬品請方ハ、其組周旋方ヲ以テ前日ニ可申  
廣出事。

第十九条 薬品仕上リ量目何程ニ充ツ直段相定ル時ハ、每

第二十二条 凡会社役員ニ連ル者、私宅ニ於テ私ノ商業ヲ

當 経  
若シ之ヲ犯ス者ハ過怠トシテ、金拾円ヲ出サシメ、又薬品密売等ノ金貢ニ係ル不正ノ所業アルトキハ、過怠トシテ其金貢高ノ三分ノ一ヲ収入スベシ、而シテ此等ノ過怠金ハ、社費ニ可差加事。

第二十三条 此会社ニ於テハ、売薬ノ販売ヲ鬻ギ、或ハ無謂夢想等ヲ名トシ、又ハ押売等不正ノ所業有之時ハ、過失トシテ金二十円収入スベシ。此過怠金ハ、社費ニ可差加事。

第二十四条 社ノ出納ハ、毎年七月・十二月ニ總勘定ヲナス可シ。

但、其金額ハ、其都度毎ニ社中へ報告スベシ。

第二十五条 此規則ヲ増補改正等ノ節ハ、社中公議之上御序ノ許可ヲ請フ可シ。

(『廣貢堂定款』)

但シ老人幾株モ、所持スルニハ一株毎ニ是ヲ渡スベシ。

第四条 株主ハ此株券ヲ得テ、此舍ノ株主ト昭フ。而シテ一株ニ壳子一名ヲ付属シテ、其壳子ノ違退等者株主ニ委任セシモノナレバ、壳子ノ違失者都而負担アルベシ。

第五条 株券者一株毎ニ番号ヲ付シタル懸場帳譲り換スル時者、買人ノ所有物トナル故、売人所有ノ沽券ハ該堂ヘ

立元 明治十年五月 廣貢堂定款

當 経  
若シ之ヲ犯ス者ハ過怠トシテ、金拾円ヲ出サシメ、又薬品密売等ノ金貢ニ係ル不正ノ所業アルトキハ、過怠トシテ其金貢高ノ三分ノ一ヲ収入スベシ、而シテ此等ノ過怠金ハ、社費ニ可差加事。

第一条 該堂株数ヲ武千六百株ニ分テ、一株ニ付株金ヲ金拾円ト定メ、之ヲ出金スル者ヲ株主トス。

第二条 舍中ノ内、増株及舍外人新ニ株ヲ望ミ、行商ヲ乞フ時ハ、其組総代ニテ篤ト取糺シ、障碍ナキニ於テハ其組合ヲ定メ、斷ニ任セ其筋ヘ上申シ、行商鑑札ヲ与フベシ。

但シ此株金ハ顧済ノ翌月必収入スベシ。

第三条 株券ハ株主ノ株金拾円ヲ収入シタル上、引替ニ是ヲ渡スベシ。

返戻シ、蓋シ番号ハ其儘据置、名面書換、更ニ付与スベシ。

但シ新ニ株ヲ設ケルニ於テハ孫番号ヲ付スベシ。

第六条 株券受授ノ節ハ、必ズ其株券ニ執事検印ヲ捺シテ渡スペシ、蓋シ舍中ノ内不得止事故アツテ、脱舍ヲ乞フ者アラバ、正副執事承認ノ上、元株金ノ半額ヲ返戻シ、其筋行商鑑札者勿論、株券並ニ書入証等返済シテ脱スベシ。

第八条 株券ハ同舍中タリト雖モ、貸借相成ラズ、蓋シ其相続人相続スルトキハ書換ヲ請フ可シ。  
第九条 株金ノ貸付ハ、株主ニ限り、而シテ此貸付ヲ受クル株主ハ、必ズ借入ノ証書ヲ出シ、貸付ノ期月ハ長クモ十二ヶ月ヲ超ニ可カラズ。

但シ利子者、總テ年毛割ト定ムベシ。

第十条 株金貸付ノ利子收入者、該堂用途ノ都合ニ依リ、六ヶ月ヲ期トシ、其四ヶ月目ニ收入トス。（乃至十月元

ナラバ翌年一月ナリ）寧ロ十二ヶ月ヲ俟タズ、返済ハ借主ノ自由ニシテ、利子ハ元金ニ応ズベシ。

第七条 舍中ノ内、各國ニ於テ天災ニ因リ、沈没等ノ村落ナキニシモ非ズ、加之得意家退転若クハ売子不勧ニシテ、配葉減少シ、隨而利潤モ薄ク、夫レニ売子一名派出ナシ難キニヨリ、外ノ売子ニテ廻リ込ムト歟、外株ヘ属ストカ、一株ヲ消却スルトキハ、其情実組総代ニ於テ窓ト取糺シ、相違ナキハ証印シテ舍へ断出候ハバ、此分ニ限り、

第十二条 株主者壹株及ビ幾株ヲ所有スルトモ、其者ノ権利内ニシテ、他ノ妨ゲナキハ何株ヲモ之ヲ所持スベシ。  
第十三条 株高ヲ取持スル者、何ノ族、何ノ職務アルニ拘ハラズ、總シテ株高相当ノ権利アルベシ。

堂貲廣  
二之候ハバ、此番号ヲ付スベシ。

第十四条 株券並ニ書入証等、没収開届ケ可申、然リト雖モ志株ノ番号消入候時者、外ノ番号ニ差響キ候間、休業ト見做シ置キ、後年ニ至リ其最寄ヘ新株請求有

當 第十四条 売葉懸場譲り換ノ節、譲り人引受人納得ノ連署

シテ、其組ノ總代ヨリ舍へ届出ルニ於テハ、何百番ヲ老  
株ニシテ配素ノケ所ヲ拾歩ト定メ、而シテ懸場先薬品置  
付タル帳面ノ薬価ヲ見積リ、金何百何拾円此代金何百  
何拾円ト取極メ、売渡人ヨリ買受人ヘ宛テタル売入調印  
ノ証券整ヘ、是ヲ組總代ニテ篤ト取紀シ、売切ノ証印ヲ  
捺シ、古証券等相添ヘ該堂へ出シ、締方決算帳ニ（此決  
算帳ナルモノハ現今一ヶ年売高或ハ三ヶ年平均ニ見做シ、  
是ヨリ置付ノ薬価ノ位ヲ立て、双方納得ノ上、買求タル  
時、見競ニシタル帳ナリ）比較シ、金額相違ナキニ於テ  
ハ、舍ノ根帳へ引競、差額ナキトキハ、此根帳ノ名面切  
換等直ニ記載シ、古証ハ消却シ、新証券ニ締方印形ヲ遂  
ゲ、其他正副執事承認ノ奥印ヲモ捺シ、下付スペシ、但  
シ証券金額ニ御規則ノ通り証券印紙貼用アルベシ。

第十五条 懸場買受候株主、得勝手ニ因リ、新証券ノ価額  
ニ隨ヒ、書入証ヲ乞フ時ハ、其買入代価ノ半額マデ記載  
シタル書入証整理致スベシ。

但シ本人自由ニ任せ、半額ノ内書入証歩割シテ、二通或

者三通ト振分ルモ妨ナシ。

VI 經 第十六条 懸場手余リ、増株ヲ乞ヒ、該堂根帳入スル時ハ、  
五歩ト定メ、眞年ハ配素而已ト見据ヘ、翌年ニ至リ書入  
証ヲ乞フ者、見積高乃至金何拾円ト相立、此代価金八拾

八円、此半額四拾四円ノ証書相整ルヲ確定ス、而シテ後  
年ニ至リ、売買ヲナスニ於テハ、懸場帳ノ金額取調譲リ  
換ニ付拾歩トナシ、証券整方ハ前条ニ照準取計フベシ。

第十七条 懸場売買ヲモセズ、其儘持越ヘ、若干ノ年ヲ経  
テ、取揚金増殖ニ隨ヒ、価額増方ヲ乞フ時、組總代情  
実篤ト取調理シ、証券書換ノ儀者苦シカラズ。

第十八条 株譲リ換ノ節、懸場先キ売買スル所ノ約定証ヲ  
書換ヘ、該堂根帳ニ名面切替記載ノ儀ニ付、金百分ノ一、  
從来ノ通収入タルベシ。

但シ此百分ノ一ハ、譲リ請人ヨリ収入タルベシ。

第十九条 売葉懸場ノ券狀旧証ノ分者、今度更正候條、漸  
々書換申スベク、隨而古証券ハ没收シ、更番号ヲ付シタ  
ル証書ヲ付与スペシ。

第二十条 株券並ニ書入証等紛失、盜火ノ難ニ罷リ候ハバ、

直ニ届ケ、証、見出シカタクバ其情実取糾シ慥成証人ヲ  
立テ、更ニ受方ヲ乞フベシ。

但シ紛失盜難ハ、届出ルヨリ三十日間、該堂へ掲載シテ、  
此日限迄、断人無キニ於テハ、整換付与スペシ。

第二十一条 株券並ニ書入証等、破裂水腐半燒ニテ書換ヲ  
乞フ時ハ、舍印ノ証アルハ、其破損券ヲ舍ニ没収シ、書  
換渡スベシ。

第二十二条 株券其他書換、下ヶ渡ス類ハ、該堂帳簿ニ其  
事由云々ヲ記載シ置クベシ。

第二十三条 各組ニ於テ、商業ノ事情協議ノ節ハ、必ズ該  
堂へ集合ナスト雖モ、間席差間ノ時ハ、舍ヘ届ケ、別席  
設ルモ妨ナシ。

但シ該堂へ集合ノ時ハ、喫飯ノ外、猥リガ間敷所業ナキ  
ハ勿論、雜動ナキヲ要ス。

第二十四条 各組總代從前雜用金並集会所ヨリ唱ヘタル時、  
組内ニ閃シタル臨時入費者、其都度組々へ賦課シ候得共、  
爾後廢止シ、而シテ總代年給者該堂ヨリ給与スペシ。

第二十五条 各組ニ於テ触次ノ為、日雇賃、或者組ノ規則、  
廣 貢 堂

読聞等ニ付、無余儀入費ヲ、株數ニ充テ、分賦候節ハ、  
前以テ該堂へ帳簿差出シ、執事承認ノ検印ヲ賦課アルベ  
シ。

(『廣貢堂史』)

### 六〇 明治十年十一月 懸場先受売に関する諭示

#### 懸場先請売之儀ニ付諭示

一 各国壳業懸場ニ於テ、店懸等ヨリ請売依頼數多有之ニ  
付、予メ帳簿ヲ以斷ニ任せ、漸々差許來候処、各県ヨリ  
事実尋越候向モ有之ニ付、今後彼地得意家へ照会ニ及ヒ、  
葉品方名示談相整候上、約定書同写上文字請書授与ニ相  
成候ハ、請売人区内・番号・族籍・氏名等書入候約定  
書本紙迄該堂へ郵達有之度、左候ハ、直チニ營業者之捺  
印シテ直チニ返送致候間、然ル上其県府江願出有之度候  
事

但シ、得意家ニシテ右書入迄之手数若行届兼候向モ有  
之候ハ、其地派出之輩ニテ不都合無之様注意有之候

一 此請壳双方示談相整候分、派出先ニ於テ有之分ハ迅速取扱、多寡不拘該堂へ報知有之度候事

一 此請壳約定取極、追々帰郷之聲モ有之ニ付、前頭之板帳簿返戻候間、早々薬名及請壳人区内・番号・族籍・氏名確定之分、指出有之度候事

明治十年十一月

廣貫堂

(『富山壳業史史料集』)

(朱書)  
一書面之旨趣承諾致シ候、然上ハ旧来之營業進歩ニ付  
テハ、今般五ニ諸規則確守候也

明治十年十一月十八日

廣貫堂印

(『富山壳業史史料集』)

六一 明治十年十一月 壳業者の確約書

壳業營業同志之儀ニ付一証

富山町壳業商業之儀ハ、數百年間協議相続成スト雖モ、御維新以来商業方右往左往ト散乱シ、畢竟衰微ニ可立至哉与、百事協議上既ニ壳業会社設立シ、永続之方法施行之際、本年太政官第七号之御規則御発令ヨリシテ、同年五月結社壳業不相成旨御達ニ付テハ、不得止ヲ分營業成スト雖モ、旧仲間申合之規則ハ元ヨリ確守仕(ルタ)リ所存ニ候、旅方商業ハ互

第一千三百六十一番  
一金十円 通貨

ニ信義ヲ守リ、違約無之様不致候ハ而ハ、進歩之道難相成候、依テ其最寄壳業人ニ於テモ、聊違約無之様御説諭被下度、此段為同志証書如件

明治十年十一月十五日

阿部彌七郎

旧壳業会社

廣貫堂御中

但利足元金一円ニ付一ヶ年金十錢宛年々四月十月二十日限収納可致候

右者廣貢堂積金之内商業資本ト為テ借用候処更正明白也此証一ヶ年限相改可申管之處事故ニ因リ滿五ヶ年間是據依頼候トモ利足ハ年々急度相納可申且元金入用之節何時ニテモ無指支返戻致ス可ク依テ其証如件

明治十三年六月 廣貢堂社中 萩原甚次郎 ㊞

保証人 碓井伝次郎 ㊞

廣貢堂

出納係御中

(内藤記念くすり博物館藏)

但シ薬品ハ、官許藥方ニ照ラシ、差支ナキヲ調製ヲ許シ、若シ異剤ト認ルトキハ矯正ヲ命ズベシ。且洋法ハ該堂ニ限り他出ノ調製ヲ許サズ。

### 卷三 明治十三年 廣貢堂規則制定

#### 廣貢堂規則

第一條 廣貢堂  
第一条 明治十年一月第七号ノ御布達元薬規則ヲ遵奉シテ、壳薬營業ヲ盛大ニスルヲ以テ主眼トス。  
第二條 営業人ノ官許ヲ得タル薬方等ヲ調剤スル所ヲ、廣

一 執事、即営業人	壱名
一 副執事	武名
一 定議員	參名
一 締方兼支配人	拾五名
一 組總代	無定員
一 書記	武名

貢堂ト称号ス。最モ該堂ハ上新川郡富山總曲輪五十二番地第四号ニ設置アルモノナリ。

但シ建物狭隘ニテ、調製仕ガタキ膏蒸等ノ類ハ、下職ヲ以テ煎刻ヲナサシムル事。

第三条 都テ該堂調製藥ハ、製劑係ノ任タル懸場主行商支配人是レヲ分担スルモノヲ云フ、一時調剤藥多夥ニシテ手合ハザルトキハ、調剤係ヲシテ各自宅ニ於テスルモ妨ゲナシ。

第五条 該堂副執事以下總代マデノ勤務ハ満一ヶ年ト定メ、  
二ヶ年満チタル後更ニ公選スル事。

但シ年限満再任ニアタルトモ妨ゲナシ。  
付タリ公選手続

各組總代凡二十五人脚ニ一名宛公選ス。然レドモ其組事  
務ノ繁閑ニ依リ、人員増減アルベシ、右總代中互選ヲ以  
テ締方ヲ投票シ、此締方中ニテ副執事ヲ選挙スル事。

第六条 調剤係兼行商支配人（從來帳主）ヘ、各株數ニ準  
ジ、其行商人黜陟、或ハ商業ノ自由売上ダ高等勘上等ノ  
事ヲ委任ス。故ニ若シ行商支配人ト行商人トノ間ニ、大  
小ノ葛藤ヲ生スルモ、當業人ニ於テ關係ナシ。

但シ葛藤ノ事柄ニ依リ（明治十年第七号御布達ノ罰則ヲ  
犯ス者ヲ除キ）關係セザルニ非ス。

第七条 全國ヲ大別シテ二十一組トス、即チ左ニ列記ス。

関東組、五畿内組、美濃組、九州組、  
信州組、奥中国組、越後組、四国組、  
伊勢組、南部組、伊達組、北国組、

北中國組、仙台組、江州組、薩摩組、  
越中組、瀬河組、出羽組、羽後組、  
上総組、

第八条 該堂ノ株数ハ予定セズ、然レドモ備金トシテ老株  
ニ付金拾円宛納ムル者ヲ株主トス。尤此金ノ利子ヲ以テ  
該堂一切ノ費用ヲ賄フ可シ。

第九条 行商先老人ニテ手余リ或ハ其他ノ事情ニ因リ更ニ  
新脚或ハ組入ヲ希フ者ハ其最寄少クモ三名以上、及其組總  
代ノ承認印ヲ捺シタル保証書ヲ相副ヘ申出可シ。

但シ總代而已添印ニテ承認スルモ、組ノ協議ニ任ス。

第十条 各株主ニ於テ、懸陽帳写換ノ節、其脚番号ヲ付シ、  
印紙貼用ノ上必ス廣質堂ノ見留印ヲ乞フ可シ。

但シ古帳面ハ書入ノ事情ニ拘ラズ、該堂ヘ備置ク事。

第十二条 株券売買譲換ノ期ハ、売買人或ハ譲換人双方連  
署ノ書面ヲ以テ、名面切換ヲ申出ベキ事。

但シ新脚ヲ設クルニ於テハ、更ニ番号ヲ付スペシ。

第十三条 株金ノ貸付ハ株主ニ限ル、而シテ此貸付ヲ受ル

株主ハ、必ズ借用証書ヲ出スベシ、尤貸付ノ期限ハ凡テ

三ヶ年ヲ越ユベカラズ。

但シ利子ハ、定式会ニ於テ定ムベキ事トス。

第十四条 一歳ヲ四分シテ上半季（一月ヨリ六月マデ）下

半季（七月ヨリ十二月マデ）トス、故ニ新ニ入舎スルモノ

ノハ、四月ヨリハ下半季ヲ収入スベシ、十月ヨリハ免利息

タリ。

但シ脱舎スルモ、是ニ倣フ。

第十五条 準備金貸付ノ利子收入期ハ、毎年五月十一月ノ

兩度ト定ム。

第十六条 該堂舎中ノ者、銀行ヨリ借用金ヲ乞フトキハ、

帳簿書入証ヲ該堂ニ預リ、該堂執事支配人ノ奥書ヲ遂ゲ  
与フル事。

第十七条 各組商業上ノ事件ニ付、集会ヲ要スルトキハ、

必ズ該堂ニ於テナスベシ。

第十八条 株主協議ノ為メ同志者ヲシテ、二十名或ハ三十  
二名ヲ壇組トシ、壇名金五円或ハ拾円ヲ積立ルノ方法ヲ設

但シ一年歳出入ノ決算、広告書ヲ該堂内ニ張出スベシ。  
第十九条 株主へ壳渡ス所ノ薬価百分ノ一ヲ手数料トシテ  
収入スベシ。

ケ、之ヲ資本講ト称ス。

但シ加入ノ者ハ凡テ資本講規則遵守スペキ事。

第二十条 懸場帳売買ヲナストキハ、基金額百分ノ一ヲ買

人ヨリ從来ノ通り是ヲ収入スベシ。

第二十一条 社外ノ充薬帳ヲ買入、納得ノ上、是ヲ組入ス

ルトキハ、買入金高ノ壹厘ヲ收ムベシ。

但シ自発壳ヲナシ、納得之上ニ、入社スルモノ、旧反魂  
丹方付属ニシテ、明治十年脱社シ、再び入社スルモノト

ニ限り、此限ニ非ズ。

第二十二条 資本講保護料、及第十九条、第二十条、第二

十一条ノ収入金ハ、該堂ノ準備金トシ之ヲ蓄積スルモノ

トス。

但シ一年歳出入ノ決算、広告書ヲ該堂内ニ張出スベシ。  
第二十三条 行商支配人ノ中、事故アリテ脱社ヲ乞フ者ハ、  
當業人ニ於テ其事実ヲ取調ノ上、乞ヒニ応ズベシ。然ル

當トキハ株金ハ勿論、行商鑑札書入証等沒収スベシ。

納付スベキ者トス。

但シ薬種金等ハ歸返サズ。

第三十一条 藥種金上總支事、年総額口約ハ納スベキ

第廿四条 口書入証書ハ、十五年裏リ審換ナスベキ事。

事。

但シ手續順序ハ、明治十一年書入改正規則ニ照應ス。

但シ其額ハ、定式金ニ譲定スベキ事。

第二十五条 懸場先組々ノ適宜ニヨリ、國落シ權統等ノ體、

第三十二条 該堂事業上ノ諸議、及ビ經費予算額ノ為メ、

其組協議会ニ任ス。

但シ該堂ハ詳細書ヲ以テ眞照マシ。

第十六条 売藥懸場先、互ニ書面ヲ許サザル事。

第三十三条 一組以上、若クハ議員五名以上ノ發議ヲ以テ、

第十七条 他ノ同業者ハ、該堂ハ回頭ヲ乞フ者ハ其乙ヒ

此異議ノ改正ヲ請求スルトキハ、該事ハ之ヲ定式金ニ付

ニ處スベキ事。

但シ回頭者ハ、回頭規則ヲ遵守スベキ者トス。

此異議ノ議決スベシ。

第十八条 請充當業ハ、売藥規則第二十三条ニ照ラシ、

右之各株主一回應守スベキ証シテ、茲ニ記名調印候也。

實際施行スル事。

第二十九条 每月一回宛、薬法講習会講スル事。

大正 明治十四年七月 廣東道越中組總代の書令

但シ余貰ハ當金ニ定ムベキ事。

五十國薬業

第三十条 薬剤学伝習ノ為メ、生徒三名若クハ五名ヲ招募

(〔廣東道越中組總代〕)

リ、地方医学所或ハ東京等ハ勤學セシムベキ事。

右 越中組總代

但シ該生徒卒業上ハ、該堂薬剤員ニ從事セシメ、相當ノ

委託候事

明治十四年七月三十日

廣 貢 堂 到

(五十嵐家所蔵文書)

明治十四年十一月 廣貢堂会議員許令

越中組

五十嵐清誠

該堂會議員

当選相成候事

明治十四年十一月

廣 貢 堂 画

(五十嵐家所蔵文書)

豈ニ宜シク速ニ挙行スベキ者ニ非ン乎、夫レ興産ノ法一ニシテ足ラズト雖モ、其要スル所ノモノハ其品種ノ粗悪ヲ精好ニシ、其營業者ノ萎靡ヲ振作シ、以テ物産ノ増加ト改良ヲ謀ルヲ以テ旨トナサザルナシ故ニ、小生等今茲ニ一ノ会社ヲ創立シ、翕然充薬者ラシテ粗悪ヲ精好ニシ、萎靡ヲ振起シ、以テ淘汰改正ニ趨カシメ、拮据販賣將ニ其美果ヲ結

二 本業御管下、越中國充薬ヲ以テ業トナスモノ少カラズ。就

会社設立之儀ニ付請願

堂 貢 廣  
明治十六年一月 廣貢堂会社設立請願

中富山地タルヤ、編築連戸充薬ニ從事シテ活路ヲ得ルモノ最モ多シ。按ズルニ充薬ナルモノハ、人ノ病ヲ癒シ、廢痼ヲ免レ、天寿ヲシテ保健ナラシムルノ功績アルモノナレバ、苟モ衛生上ノ裨益トナル豈ニ鮮少ナラザル乎。然レドモ其性質タルヤ、往々依然姑息法ニテ百事浪費多クシテ益少シ。

此ノ習弊ハ則チ其業ヲ営ムモノ、精神敢テ奮励セズ、才識敢テ凝練セザルニ胚胎ス。小生等以為ラク之レガ改良ヲ付度スルニ、一朝ノ精成ハ無覓束自然其成功ヲ待候様ニテハ、貴重ノ生靈ニ対シ、衛生上ニ稍々影響ヲ生ジ候患ヒ少ナカラズ。今ヤ上ニ農商務省アリテ勤勉優裕セラレ、下モ人民興産ノ法成ルニ際シ、百姓ヲ贍草スルハ今日ノ急務、

豈ニ宜シク速ニ挙行スベキ者ニ非ン乎、夫レ興産ノ法一ニシテ足ラズト雖モ、其要スル所ノモノハ其品種ノ粗悪ヲ精好ニシ、其營業者ノ萎靡ヲ振作シ、以テ物産ノ増加ト改良ヲ謀ルヲ以テ旨トナサザルナシ故ニ、小生等今茲ニ一ノ会社ヲ創立シ、翕然充薬者ラシテ粗悪ヲ精好ニシ、萎靡ヲ振起シ、以テ淘汰改正ニ趨カシメ、拮据販賣將ニ其美果ヲ結ビ、其良効ヲ奏セント欲ス。依之別冊会社編目捺呈仕候間、

當 俯テ請フ閣下宣シク吾民ノ延頸ヲ慰セバ、其寿域ニ躋リ、  
濟生ノ益復々前日ノ比ニ非ズ。即チ是レ千歳ノ景祐我輩等  
哀懲所望ノ至ニ勝ヘズ、此段奉願候也。

VI 経

明治十五年九月

同 同 郡 南田町戸長

〔戸長役場印〕 吉田茂穀同

同 同 郡 五番町戸長代理用係

〔戸長役場印〕 山崎是寧同

石川県越中國上新川郡富山惣曲輪五拾武番地四号

發起人 士族 邑沢金廣 ㊞

同 南田町拾壹番地

同 平民 志波久次郎 ㊞

石川県令 千坂高雅殿

同 鎌治町式拾參番地

書面各自當業鑑札ヲ所持シ、便宜ノ為メ連合當業スルモノ  
ニ候ハバ、其主意ヲ以テ更ニ出願致スベシ。本願ノ趣旨ニ

同 平民 田中清次郎 ㊞

テハ聞届難ク候事。

同 東四十物町參拾五番地

明治十六年一月二十七日

同 平民 中田清兵衛 ㊞

石川県令岩村高俊代理

同 東堤町八番地

石川県大書記官 園田安賢同

同 平民 関野善次郎 ㊞

会社設立緒言

同 衣服町參番地

壳糞果シテ人ニ益スル耶、將未ダ益アラザル耶、往古神聖

同 平民 岩田伊七郎 ㊞

ノ糞ヲ製シ術ヲ講ジ、人ヲシテ廐痼ヲ免レ、寿域ニ躋ラン  
ム、是最モ衛生法ニ帰スル所以ニシテ、人生用ナシトスル  
能ハザル所以ナリ。然リト雖モ人生ノ重ンズル所ハ日常ノ

〔戸長役場印〕

永井信厚同

摂養ニアリ、其之ヲ既病ニ療スルヨリハ、寧ロ之ヲ未病ニ  
予防スルニ如カズ。但摂養活機凡ソ飲食動作ヨリ以テ、情

第六条 本社内ニ、薬品調剤所ヲ設ケ、之レヲ廣貢堂ト称  
ス可シ。

欲憤怒ニ至リ節適ヲ要セザルナシ。況ンヤ不幸一且病ニ羅  
リ、身ヲ委ネ治ヲ乞フモ庸々ノ医ノ如キニ至リテハ、実効  
良善ノ完藥ニ及バズ。況ンヤ遐荒僻壤ノ地ハ、医薬固ヨリ  
乏シ、只完藥ノ貯アルノミ、國家済生ノ隆ヲ毗ク豈至大ナ  
ラザル乎。今茲ニ有志者結合シ一ノ会社ヲ興シ、資力ヲ纏  
メ以テ完藥ノ改良ヲ謀リ、即チ世ニ裨益トナルヲ得ベキ也。

第六条 当社ハ永遠ニ保続スルノ目的ナルヲ以テ、期限ヲ  
定メズト雖モ、許可ヲ請シ日ヨリ満二十ヶ年ヲ以テ營業  
ス。

明治十五年九月

### 会社綱目

第一条 当社ノ名号ハ躋盛社ト称スベシ。

第二条 当社ノ営業ハ、完藥営業ヲ以テ目的トス。

但シ本条ノ会社ハ石川県越中國、上新川郡富山経曲輪五  
拾二番第四号ニ設置ス。

第八条 当社調剤ノ薬品ヲ請売セント欲スルモノハ、当社  
請賣規則ニ準拠シ、其請求ニ応ス可シ。

第九条 当社ノ役員ト称スルモノ左ノ如シ。

社長一名、副社長一名、取締役五名、支配人五名、調剤  
係二十名、会計係二名、株主總代無定員、書記四名。

第十条 社長取締役等ハ、当社ノ諸務ニ繁要ナル申合規則  
ヲ議定スル權アル可シ。

### 堂 貢 廣

第三条 当社ノ資本金ハ拾五万円ニシテ、五拾円ヲ以テ壱  
株トナシ總計三千株ト定ムベシ。

第四条 葉方社長ノ名ヲ以テ、営業ノ許可ヲ願受ク可シ。

第十一条 社長、取締役タル者ハ当社営業ノ全体ニ注意シ  
一切ノ事務ヲ処分シ、其責ニ任ズ可シ、然レドモ新タニ  
一事ヲ起シ、或ハ之ヲ更生シ、又ハ之ヲ廃止シ、及ビ定

決議ヲ経ルニアラザレバ之ヲ施行スルヲ得ズ。

## VI 経

第十二条 当社ノ諸役員ハ、株主一同ノ協議ニテ取極タル  
給料・旅費・及ビ賞与金・手当金・ノ外、他ノ所得ヲ受  
クルコトヲ得ザルベシ。

第十三条 当社ノ利益金分配ハ毎年五月、十一月ノ両度ニ  
總勘定ヲナン、全体ノ總益金ヨリ社費共外月給旅費等ニ  
至ルマデ、一切ノ諸経費ヲ引去リ残額ヲ以テ純益金トシ、  
其割合左ノ定限ヲ以テスベシ。

第十八条 総会ハ、株主三分ノ一以上出席セザレバ開会ス  
ルヲ得ズ。且總会ニ於テ事ヲ決定スルニ於テハ、可否又  
ハ同意不同意ナル発言投票、準テ過半数ヲ以テ決定スベ  
シ。

第十四条 当社ノ社長取締役ハ、株主中ヨリ投票選挙スベ  
シ。

第十九条 各株主タル者ハ、其引請タル株式一箇ニ付、株  
式券状一通ヅツヲ付与スベシ。

第十五条 社長取締役ハ、当社ノ事務ヲ取扱フベキ支配人  
等ヲ選任シ、当社ノ得失ヲ考ヘ、同僚ノ衆議ヲ経テ、役  
員ヲ進退點跡スルノ權アルベシ。

第十六条 当社ノ営業及ビ金錢出納ノ報告ヲナスベキタメ、

毎年四月、十月第一日曜日ヲ以テ株主総会ヲ開クベシ。  
之ヲ定期総会ト称ス。

第十七条 社長取締役ハ、何時ニテモ適当ナリト考慮スル  
ニ於テハ、臨時総会ヲ開設スルコトヲ得ベシ。又株主五  
分ノ一ニ下ラザル株主ヨリ、書面ヲ以テ臨時総会ノ請求  
アルニ於テハ、何時ニテモ之ヲ招集セザルコトヲ得ザル  
可シ。

第二十条 当社ノ株主ハ、社長支配人ノ許諾ヲ受ケ、当社  
ノ簿記ニ引合セタル上ニテ、之ヲ売却譲与スルノ手続ヲ  
ナシ、社長ノ公証ヲ乞フベシ。

第二十一条 当社長取締役選挙ノ初衆議ハ、会社設立ノ許  
可到達ノ日ヨリ、五日以内ニ選挙会ヲ設ケベシ。

第二十二条 当社役員ノ任期ハ社長ハ五ヶ年トシ其他ハ二

生ジタル財産ニ止リ、即チ有限責任トス。

ヶ年トス。

第二十三条 当社ハ株主又ハ請壳人ハ払渡ス所ノ薬缶ニ対

シ、幾分ノ利益ヲ領收シ、株主等自ラ得ル処ノ利益ハ當社ニ關係ナキモノトス。

**第二十四条** 当社ノ株主ハ株高ニ応シ、各國各郡各町ヲ分担セシメ、押亮等ノ弊害ナキヨトヲ要ス。

印紙使用高  
藥品製造高  
四万二千八百七十一円七錢一厘  
一千六百九十九貫六百八十七個

正六百九十九貫六百八十七箇

卷之三

卷之三

(〔第三回〕日報一明治二十四年一月一日)

第二十五条 各種主受持国郡ニ配置シアル薬品価格ヲ見付  
リ、一ノ抵当物ヲ製作シ、社長之ヲ保証シ、金錢貸借ノ  
便ヲ設クルモノトス。

第二十六条 此規則ハ株主ノ総会ヲ経テ、地方庁ノ認可ヲ得ルニ於テハ何時ニテモ之ヲ更正加条スルコトヲ得ベシ。

第三十七条 当社ノ責任ハ、即チ当社ノ株金及ビ之レヨリ

文部 明治二十四年八月 職階別給与規定と組合代選出人員

卷七 明治二十三～二十四年 廣貫堂充葉事業

		職名		總理	支配人	書記	庫
		里・哩・海里別					
車馬賃	一里每二	十錢	八錢	六錢	五錢	五錢	一人
汽船費	八一哩半每二	五十錢	四十錢	二十五錢	二十錢	三十錢	二人
旅行日當一日每ニ	一毫円	八十錢	五十錢	四十錢	三十錢	三錢	一人
着後日當一日每ニ	一毫円	八十錢	五十錢	四十錢	三十錢	三錢	一人
第一区	閔東組	三人	一人	一人	一人	一人	一人
第二区	駿河組	三人	一人	一人	一人	一人	一人
第三区	濃組	二人	一人	一人	一人	一人	一人
第四区	伊勢組	一人	一人	一人	一人	一人	一人
第五区	畿内組	二人	一人	一人	一人	一人	一人
第六区	中國組	二人	一人	一人	一人	一人	一人
第七区	四國組	一人	一人	一人	一人	一人	一人
第八区	九州組	一人	一人	一人	一人	一人	一人
第九区	北中國組	一人	一人	一人	一人	一人	一人

第十区	江州組	一人
第十一区	北國組	一人
第十二区	越中組	一人
第十三区	信州組	一人
第十四区	越後組	二人
第十五区	出羽組	一人
第十六区	羽後組	一人
第十七区	南部組	一人
第十八区	伊達組	一人
第十九区	仙台組	一人

(『廣貢堂史』)

## 究明治二十八年職工取締規則

第一条 廣貢堂ニ使役スル職工ヲ二種ニ分チ甲種ハ、此規則ヲ遵守シ乙種ハ、別ニ設ケタル規則ヲ以テ、第二課之ヲ使役スルモノトス

第二条 廣貢堂、職工ニ從事スル者ハ、何人ニ限ラス此ノ

職工取締規則ヲ堅ク遵守ヘキモノトス

別ニ定メタル場所ニテ從事スルモノトス

第三条 廣貢堂ノ職工ハ、監督ノ指揮ニ従フモノトス

第十一条 捜屋、油焚等ノ外出業ハ、監督ヘ申出外出ノ記票ヲ請フ可シ

第四条 職工トシテ事業ヲナサントスルモノハ、日数ヲ予定シテ監督ヘ申出認可ヲ得ヘシ

第十二条 職工中鱗工場ノ休業ナシタル空場アルトモ、猥リニ使用スルコトヲ得ス、若シ止ムヲ得ス、使用致度キトキハ、監督ノ指揮ヲ乞フ可シ

第五条 監督ハ、職工ノ員数、事業日数ヲ計リ、室内相当ノ工場ヲフルモノトス

第六条 職工ヘ工場分与シタル日ヨリ五日間休業スルトキハ、定メタル場所ヲ監督ノ都合ニ依リ其工場ヘ通知ノ上転場スルコトアルヘシ

第十三条 事業中ハ、静肅ヲ旨トシ、苟且ニモ暴言、高声ヲ発スルコトヲ禁ス

第七条 職工事業時間ハ、毎年五月ヨリ九月迄午前七時ヨリ午後四時マテト定ムルモノトス、其前後ハ場合ニ依リ伸縮スルコトアルヘシ、日暇、天祭日等ノ休日及ヒ時間外ニ事業ヲナサントスルトキハ監督ノ認可ヲ得ヘシ

第十四条 室内ニ於テ午睡及ビ飲酒ヲ禁ス

第十五条 室内ニ於テ職工中議論ケ問敷事一切相成ラス若シ意見異ニスル場合アレハ監督ノ指揮ヲ請フ可シ

第十八条 版木請求者ハ、一日限り返付スヘシ、二日ヲ越ユルコトヲ許サス

第八条 職工、手伝人ヲ要スルトキハ、監督ヘ申出認可ヲ得ヘシ

第十九条 版木ノ保管ハ、版木係ノ責任タルヲ以テ請求者ハ係リ員ノ命ヲ拒ムコトヲ得ス

第九条 組合員一同ニ付職工一人トス与フル工場ハ、幅三尺ノ割合ニテ付与スルモノトス

第二十条 印刷ノ部合ニ依リ組合員自費ヲ以テ版木出来セ

## 六〇 明治二十八年 廣實堂壳藥事業

ントスルトキハ、其前ニ於テ版形ヲ版本係へ差出シ版  
本係ノ認可ヲ得テ出来スヘシ、若シ其手続ヲナサスシ  
テ新出来ノ版本ヲ以テ出来シタル版本ト雖トモ保管方  
ハ版本係へ申出ヘシ

壳藥製造高 武千百〇一万八千九百三十四個

同 販売高 武千〇九十九万六千五百五十個

差引販賣高 武千三百八十四個

翌年へ越戸

同印紙使用高 金武百四拾八円八拾八錢五厘

第廿二条 調剤ニ屬シタル器物ハ、調剤係ノ指揮ヲ受ク可  
シ

第廿三条 甲種職工ニシテ、室内ニ所有スル薬品ハ、調剤  
係ノ帳簿へ記入方申出ヘシ

前年より越高

金五万千〇四拾六円 買入高

第廿四条 室内ニ於テ不正ナル所業或ハ不正ノ物品ヲ発見

金二千九百七十九円六拾三錢三厘

交換下付高

スルトキハ直チニ押取シ職工停止スルコトアルヘシ

計五万四千武百六十五円五拾老錢七厘

支払内訳

第廿五条 職工中請求スル所ノ版本及調剤器具等ハ一層丁

寧ニ取扱フト雖トモ不注意ノ為メ毀損セシメタルトキ

装置係渡高

ハ相当代価ヲ弁償セシム

金壹万六千武百武拾參円九拾五錢八厘

職工人直渡高

但シ故意ニ出タル毀損ハ其代價弁償ノ上職工停止ス

金武千五百七拾七円九拾八錢八厘

交換渡高

ルコトアルヘシ

計五万三千八百九拾八円九拾老錢四厘

翌年へ越高

(株式会社 廣實堂謹)

差引金三百六拾六円六拾錢三厘

既貼印紙個数

同印紙交換高 百三拾五万〇一百三拾個

同印紙額

金三千四百九拾七円三拾八錢

同印紙額

金武千九百七拾円六拾三錢二厘

交換請求高

六七 明治三十九～四十一年 廣貢堂壳藥事業

割引高

金五百一拾六円七拾五錢

(一割五分或は二割)

職工使用數

七万七千七百〇九人

内訛

男五万七千七百七拾九人

女一万九千九百三十人

出荷數

三千四百八個

行商人

千六百七十三名

此鑑札

一万八千九百十二枚

此方數

八万八千七百二十五方

請賣約定

八百九戶

此方數

七千二百二十五方

一ヶ年分

(『富山日報』明治三十九年五月一日)

空一 明治三十六年四月 廣貢堂刷新会の趣意書

(『富山壳藥沿革概要』)

種目	年次		
	明治三十年	明治三十一年	明治三十二年
壳藥製造高	三六〇、七〇個	三、九〇、三〇個	三、九〇、三〇個
同 販売高	三六〇、七〇個	三、九〇、三〇個	三、九〇、三〇個
同印紙使用高	充、五、九厘	三、三、三厘	三、三、三厘
職工使用高	100、裏人	100、裏人	100、裏人
出荷數	四、三七個	四、四四個	四、三七個
行商人	一、七〇人	一、六〇人	一、五〇人
請賣約定	一、七〇戶	六、八〇戶	七、一〇戶

○廣貢堂刷新会の総会 当市梅澤町の同堂組合員佐藤菊次郎氏等の発起に係る同堂刷新会は明三日正午より同町妙國守に於て総会を開き同堂の組織改革を断行する方法につき

當 決議する所あるべしをいふが同会の主意書及び会則は左の

如し

VI 経

廣貫堂々制刷新会主意書

世の中の進歩するに従て第一に権利義務が確定されて始めて身命の保護財産の安全と云ふ事になります徒らに慣例習慣と云ふ事は法律之不完全なる時代兎も角権利義務を法律か之をして確定された今日には身命又は財産を安全に保護する其法律の範囲内に棲息する力至当の事であるのみならず法治國の面目である此道理に拠らずして只慣例を墨守すると一朝何事が始まると葛藤紛擾遂に云ふ可らざる災厄を蒙る事があると思ひます然るに吾廣貫堂の如きは明治十年の時代は売薬業に会社組織が出来ないから止を得ず今日の如き匿名組合と云ふ方法に仕組まれたのである吾日本帝国は一大長足の進歩で武十六年間に文明と云ふ具体的の日本になりまして民法と商法との実施に於けるが如き今日廣貫堂現今の組織は最も変則と云な

ければならず吾売薬業に於ても社会に雄飛する氣力優勝劣敗と云ふ時節に適合せぬかと存じます過般米の争議の

如きは此處に胚胎して來たので總理村澤氏の答弁書の如きも法律上云はしめたので總理其人の良心に於ては毫も野心故意のある筈はないと信じて疑ひません故に此際断然として組織変更の必要を認むる次第である總理村澤氏に於て組織変更の全国ありと聞きますか是は重大なる事件で總理や事務員而已に一任し置く事が出来ない故吾人組合員は自己の権利と義務を重し財産保管上最も慎重に法律の範囲内に於て安全なる方法を講究せんとする目的にて茲に廣貫堂々制刷新会の起こりました所以であります決して或る感情や故意を以て破壊的動作に改革を促すなどの考は聊もなく信義吾財産の安全を計り今日の廣貫堂をして泰山の安きに置たいと云ふ意見でありますから富山売薬の為め吾財産保護の為め本会の熱誠なる主意に御賛成被下て相互に該堂組織の方法に就て充分御協議致し度ので有升

廣貫堂々制刷新会

廣貫堂々制刷新会会則

第一条 本会は廣貫堂の組織改善を研究するを以て目的

とす

第二条 本会の会員は廣貫堂組合員并に其行商者を以て組織す

第三条 本会事務所は当分梅澤町妙國寺内に設置す

第四条 本会は第一条の目的を達する為左の役員を置く

会長 一名 副会長 二名

幹事 名 評議員 名

第五条 会長は会務一切の事を処理し会議あるときは議

長となり副会長は会長事故あるときは代理の任務を為す

第六条 会長幹事は総会に於て之を選挙し評議員は組合員の所在の組より選挙する者とす

但し選舉規定議事細則は別に定む

第七条 幹事中より常務幹事十名書記二名を互選し会務を處理するものとす

第八条 本会は総会臨時会幹事会評議員会の四称に開会す

第九条 本会の経費は組合員并に關係者の寄付金を以てす

之に充つ

第十条 会員にして本会の体面を汚辱するが如き行為あるときは評議員会の決議により退会を命ずることあるべし

(「富山日報」明治三十六年四月一日)

卷三 明治三十六年十一月 廣貫堂職工数

廣貫堂の現況は、年末に際したるに依り使役職工数減少し、客月の八千三百五十二人内男六千四百七十三人女二千一百七十九人に比し三百八十八人強の平均数なれば、日下現在五十人の常雇職工、女工七十人、八十人の行商人二百人なれば約百七十人の著しき減少なり

(「富山日報」明治三十六年十二月十八日)

當 富山市梅沢町廣貫堂付属売薬懸場第六十二番一人脚

一 場 所 神奈川県愛甲郡高座郡  
一 得意家 同 県同 郡

一 配置薬品 万病感応丸外三十五方  
一 配置薬価格概算 八百円也

一 最近一ヶ年ノ取扱金高 四百円 一ヶ年兩度廻リ

一 前記各号ノ詳細ハ懸場帳簿二冊ニ記載ノ通

一 評価格金 六百六十五円

右ハ借用金六百六十五円ニ関スル債務ノ担保トシテ債権者  
杉田由太郎ヘ質入致度候間自分所有ニ相違ナキ事ヲ御証明  
被成下且貴堂御備付ノ帳簿ヘ右質入ヲ為シタルコトヲ御記  
入置被下度此段相願候也

一 商号は、株式会社廣貫堂とする事。

明治三十九年三月三十一日 所有者 清水太四郎(印)

右所有者ノ請求ニ依リ調査候也

関東組総代 尾谷久藏(印)

一 目的は、売薬の製造、卸売、小売、請負及び製薬。  
薬種・化粧品の販売営業をなし、兼て当会社の株主に  
対し、売薬資金の貸付を為すを以て目的とする事。

一 資本の総額、金五拾万円

一 一株の金額、金五拾円

一 取締役の有すべき株式の数、二十五株以上  
前記之通相違無之且当堂ノ帳簿ニ記入致候也

廣貫堂売薬営業人

郵 澤 金 廣 殿

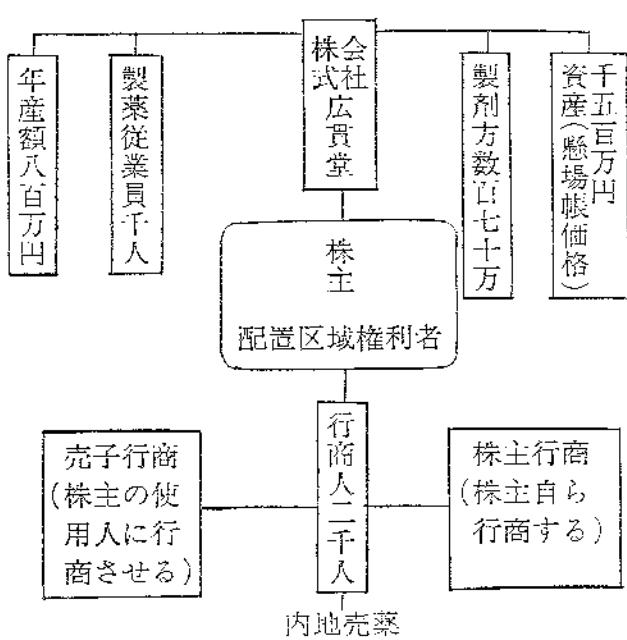
廣貫堂売薬営業人

明治三十九年三月三十一日 邮澤金廣(印)  
(口承家所蔵文書)

立 大正三年十一月 株式会社廣貫堂の創立

大正三年九月二十一日に株式会社廣貫堂を創立することと  
し、定款を作成し株式の公募に着手した。然し規則の内容  
は、従前の歴史慣習を尊重し、株と懸場帳と共に売買する  
制度としたような風に、実体には大変化はなく、唯單に文  
明的株式会社の衣装をつけたのであつた。

十一 舊唐書



文部省  
大正中期  
廣貫堂の組織と販売系統

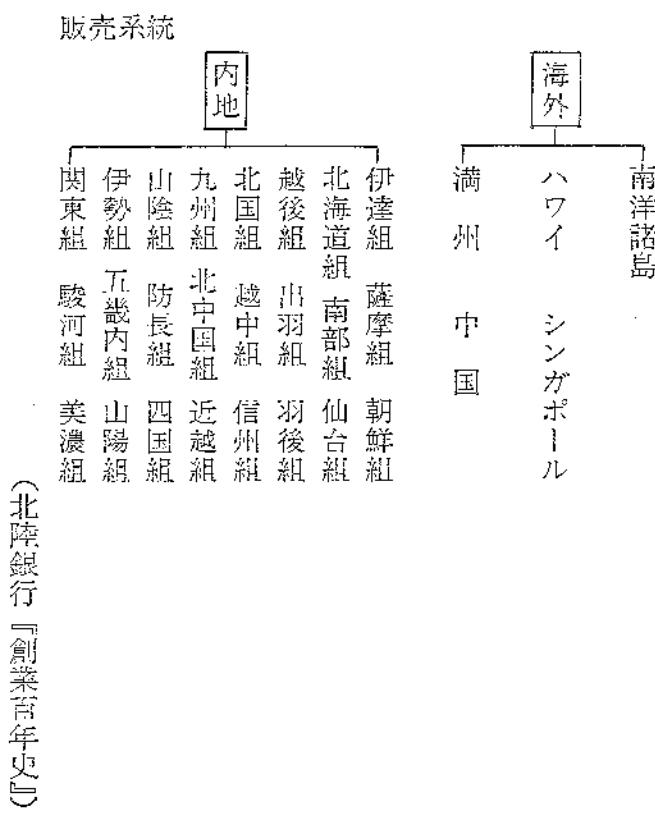
- 第一回の払込金額、金拾弐円五拾錢

発起人數並に引受株數

発起人は郵澤金廣外四拾壹名、引受株數は壹千八百九拾六株とす。

取締役（七名）、郵澤金廣、常田治平、金井久兵衛

内山忠四郎、藤井論三、田中清衡、吉本藤兵衛。  
一 質査役（三名）、橘文蔵、平井嘉之、澁谷清平。  
であつて、盛岡の孫郵澤金廣が社長取締役となつたのであ  
つた。



(廣雅堂史)

本文 昭和二年六月 廣賈堂帳主公規程改正

(表紙)  
昭和二年六月二十七日改正

地域以下同シ) 帳主ノ同意ヲ得組総代ノ連署セル加入申込書ヲ管理者ニ差出シ其ノ承認ヲ受クルコトヲ要ス

### 株式会社廣賈堂帳主公規程

#### 第一章 約則

第一条 本会ハ株式会社廣賈堂帳主公会ト称ス

第二条 本会ハ株式会社廣賈堂株主タル売薬懸場帳主ヲ以テ組織ス

第三条 本会ハ株式会社廣賈堂内ニ設置ス

第四条 本会ハ懸場帳主ノ脚数ヲ限定セス

#### 第二章 懸場及帳主

第五条 本会ニハ廣賈堂定款第十条ニ規定ノ帳主並ニ其懸

場帳ヲ備置クモノトス

第六条 帳主並ニ懸場帳ノ様式及加除ノ手続ハ管理者之ヲ定ム

#### 第三章 加入及脱退

第七条 新タニ本会ハ加入セント欲スルモノハ最寄(關係

第八条 加入者ハ加入以前ニ係ル事項ト雖モ其権利義務ハ一般帳主ト異ナルコトナシ

第九条 本会ヲ脱退セントスルトキハ其所属組総代ノ連署シタル脱退書ヲ差出しシ管理者ノ承認ヲ受クルヲ要ス  
管理者ニ於テ脱退ヲ承認シタルトキハ株式会社廣賈堂ノ同意ヲ得テ懸場台帳ニ之ヲ登記ス

第十条 前条ニヨリ脱退シタルモノハ本会ニ对スル一切ノ

權利ヲ失フモノトス

第十一条 懸場帳主其所屬ノ売薬懸場帳ヲ売買譲与又ハ相

続スルトキハ其懸場帳ニ付属スル株式会社廣賈堂株式ト共ニ其ノ手続キヲ成シ組総代ノ同意ヲ得テ株式会社廣賈堂ノ承認ヲ受ケ懸場台帳ニ登記ヲ請求スベシ

第十二条 加入又ハ脱退ニ際シ最寄帳主又ハ組総代ニ

於テ故ナク同意連署ヲ拒ミタルトキハ管理者ハ所屬

組ノ意見ヲ徵シ常任委員ニ諮問シ適宜加入又ハ脱退  
 ヲ承認スルコトヲ得懸場帳ノ売買讓与又ハ相続ノ場  
 合ニ於テモ亦同シ

(杉井家所蔵文書)

### 六六 昭和二年六月 懸場及び帳主の所属

#### 第七章 懸場帳主所属

第二十九条 懸場及帳主ノ所属ヲ定ムルコト左ノ如シ

関東組	上野、下野、相模、武藏、安房、上総、 下総、常陸
駿河組	駿河、伊豆
美濃組	尾張、三河、遠江、美濃、飛驒
伊勢組	伊賀、伊勢、志摩
五畿内組	山城、大和、河内、和泉、攝津、播磨、 紀伊
山陽組	美作、備前、備中、備後、安芸
山陰組	因幡、伯耆、出雲、石見、隱岐
防長組	周防、長門
薩摩組	大隅、薩摩、琉球、日向、東西北諸県ノ 三郡、台灣
朝鮮組	朝鮮全道、支那

四國組	淡路、阿波、讃岐、伊予、土佐
九州組	筑前、筑後、豐前、豊後、肥前、肥後、日 向(東西北諸県ノ三郡ヲ除ク)壱岐、対馬
近越組	近江、越前
北國組	加賀、能登
越中組	越中
信州組	信濃、甲斐
越後組	越後、佐渡
出羽組	羽前
羽後組	羽後
北海道組	北海道全道、樺太
南部組	陸中、陸奥
仙台組	陸中ノ一部、陸前
伊達組	磐城、岩代

## 第八章 代議会

第三十一条 代議会ハ代議員ヲ以テ組織ス  
第三十二条 代議会ハ第二十九条ノ組ヲ以テ選挙区トス其  
選挙区ヨリ選出スベキ定員ハ左ノ如シ

第一区	関東組	四名
第二区	駿河組	一名
第三区	美濃組	三名
第四区	伊勢組	一名
第五区	五畿内組	二名
第六区	山陽組	二名
第七区	山陰組	一名
第八区	防長組	一名
第九区	四国組	一名
第十区	九州組	三名
第十一区	北中國組	一名
第十二区	近越組	二名
第十三区	越后組	一名
第十四区	北國組	一名

### 第三十九 昭和十八年十月 廣貫堂企業合併

(杉井家所蔵文書)

株式会社廣貫堂では、さきに富山合同製薬ならびに富山  
薬剤専門株式会社、石黒製薬工場等と企業合併を確定したが、  
更に今回中新川郡内唯一の製薬会社である富山県製薬株式  
会社、前滑川保壽堂、高月保壽堂、東洋製薬、日の本壳藥

第十五区 信州組 三名

第十六区 越後組 二名

第十七区 出羽組 一名

第十八区 羽後組 一名

第十九区 南部組 一名

第二十区 北海道組 一名

第二十一区 仙台組 一名

第二十二区 伊達組 一名

第二十三区 薩摩組 一名

第二十四区 朝鮮組 二十脚

第三十一条 代議会ハ代議員ヲ以テ組織ス  
第三十二条 代議会ハ第二十九条ノ組ヲ以テ選挙区トス其  
選挙区ヨリ選出スベキ定員ハ左ノ如シ

第一区 関東組 四名

第二区 駿河組 一名

第三区 美濃組 三名

第四区 伊勢組 一名

第五区 五畿内組 二名

第六区 山陽組 二名

第七区 山陰組 一名

第八区 防長組 一名

第九区 四国組 一名

第十区 九州組 三名

第十一区 北中國組 一名

第十二区 近越組 二名

第十三区 越后組 一名

第十四区 北國組 一名

四社合同の代表取締役宮崎乙雄氏も決戦下国策に順応、廣貢堂へ合同を決定、十八日両者間に併合の仮調印を了した、かくて県下業者は、それぐ自発的に企業整備の実行に乗り出し協力売薬報國へ逞しい発足をなすことになつたが、この他、一二、三会社の合同も考慮されてゐる

(「北日本新聞」昭和十八年十月二十日)

会社名	昭和十九年十月 廣貢堂の企業合併
一 株式会社廣貢堂	(昭和十九年十一月十九日合併登記)
二 合同製薬株式会社・師天堂、富山製薬株式会社、富山薬業株式会社、波多野永生堂	
三 富山薬剤株式会社・富山薬剤株式会社、太陽薬品株式会社、總生堂、株式会社、廣貢堂、大盛堂	
四 富山県製薬株式会社・保壽堂製薬株式会社、日本壳藥株式会社	

## 六一 昭和二十一年十月 株式会社廣貢堂帳主会規

則

### 第一章 総則

第一条 本会ハ株式会社廣貢堂帳主会ト称ス

第二条 本会ハ株式会社廣貢堂株主タル家庭薬懸場帳主ヲ以テ組織ス

第三条 本会ハ株式会社廣貢堂ト密接ナル連絡ヲ保チ

双方ノ福利増進ト事業ノ進展ヲ企図スルヲ以テ其ノ目的トス

第四条 本会ノ事務所ヲ株式会社廣貢堂内ニ置ク

第二章 懸場帳主及家庭薬懸場

第五条 本会ニハ株式会社廣貢堂ノ定款第八条所定ノ

懸場帳主並ニ其ノ家庭薬懸場ニ關スル懸場帳主台帳ヲ備フルモノトス

第六条 懸場帳主台帳及帳主ノ加入脱退ニ關スル事項

ハ会長之ヲ定ム

第三章 本会員ノ責務

(『廣貢堂史』)

營 第七条 本会員無能力者ナルトキハ其ノ法定代理人ニ  
於テ本会ニ関スル一切ノ責務履行ノ責ニ任ズ 第十三条 新タニ配給貢ヲ使用セントスル本会員ハ會長  
経 第八条 本会員ハ其ノ有スル家庭薬懸場ニ株式会社廣  
貢堂ノ製剤ヲ配置スルモノトス

第九条 本会員ハ株式会社廣貢堂ニ属スル家庭薬配置  
容器中ニ他營業薬ヲ混入配置スル事ヲ得ズ 但シ事情ニ依リ會長ノ許可ヲ得タルトキハ此ノ限  
ニアラズ

第十一条 本会員ハ本会ノ經費及債務ヲ負担ス

前項ノ經費及債務負担ノ方法ハ會長ト部會長及  
協力委員トノ協議ニヨリ之ヲ定ム

第十二条 本会員其ノ有スル家庭薬懸場及付屬帳簿ヲ讓  
渡若クヘ債務ノ担保ニ供セントスルトキハ其ノ

所屬スル株式会社廣貢堂ノ株式ト共ニ之ヲ為シ  
同会社ノ承認ヲ受クルコトヲ要ス

第十二条 家庭薬懸場ノ名義書換又ハ質入ノ場合ニ於ケ  
ル集金高証明申請書ニ記載ノ集金高カ株式会社  
廣貢堂ノ製剤ノ購買高ト符合セザル場合ハ其登

録ヲ拒絶スルコトアルベシ 第十三条 新タニ配給貢ヲ使用セントスル本会員ハ會長  
ノ許可ヲ受クルコトヲ要ス  
前項配給員ニシテ他ノ本会員ノ配給員ナルトキ  
又ハ解雇後三年以内ノモノナルトキハ其ノ本会  
員ノ承諾ヲ受クルコトヲ要ス 但シ故ナク承諾  
ヲ拒ムトキハ會長ノ裁定ヲ請求スルコトヲ得  
テ互ニ家庭薬ヲ重置シ又ハ營業ヲ妨害シ若シク  
ハ信用ヲ毀損スルノ行為シ為スコトヲ得ズ

第十四条 本会員又ハ其ノ使用スル配給員ハ得意家ニ於  
揚ゲノ上之ヲ没収スルモ當該本会員ハ異議ヲ述  
東置ヲ發見シタル場合ハ會長ノ名ニ於テ隨時引  
ブルコトヲ得ズ  
第十五条 本会員ハ其ノ使用スル配給貢ヲシテ本規定ヲ  
遵守セシムベシ請売人ニ付テモ亦同シ

第十六条 本会員株式会社廣貢堂ノ信用ヲ害シ財產上ノ  
損害ヲ生ゼシメ若シクハ本規程中重要ナル条項  
ニ違背シ又ハ三年以上株式会社廣貢堂ノ製剤ヲ

購買セザルトキハ部会長並ニ協力委員ニ諮問シ  
本会ヨリ除名スルコトヲ得

本会員使用ノ配給員前項記載ノ行為ヲ為シタル  
トキハ部会長並ニ協力委員ニ諮問シ該配給員使  
用ノ許可ヲ取消シ又ハ当該会員ヲ除名スルコト  
ヲ得

除名処分ヲ受ケタル当該会員ハ其所有スル懸場  
帳簿ニ属スル株式会社廣貢堂ノ株式全部ヲ無償  
ニテ会長ノ指定シタル本会員ニ之ヲ譲渡スルコ  
トヲ要ス 但会長ハ部会長ニ諮問シ处分ヲ行フ  
コトヲ得

第十七条 行商ニ関シ本規定ニ別段ノ定メナキモノハ從  
来ノ習慣ニ依ル

#### 第四章 会長ノ権限

第十八条 本会会長ハ株式会社廣貢堂ノ社長ヲ以テ之ニ  
充ツ

部会長事故アルトキハ代理者之ヲ代理ス

第十九条 会長ハ本会ノ事務ヲ統轄シ本会ヲ代表ス  
第二十条 本会ニ関スル訴訟ハ会長ノ名ニ於テ本会員全  
員ノ為メ之ヲ為ス 但シ訴訟ノ結果取得シタル  
財産權ハ本会員全員ノ共有ニ帰属スルモノトス

第五章 懸場帳主部会及協力委員  
第一条 家庭業懸場及其ノ懸場帳主タル本会員ノ所屬  
部会ヲ別表ノ通り定ム

第二十二条 各部会ニ部会長一名同代理者一名ヲ置ク

各部会ハ規約ヲ設ケ本会ノ目的達成ニ協力スル  
モノトス

第二十三条 部会長及同代理者ハ本会並ニ株式会社廣貢堂  
事業ノ発展向上ニ協力シ其ノ属スル部会内本会  
員及配給員ノ福利増進ニ努メ且ツ家庭業配給及  
懸場ノ権利確保販路拡充ニ任ズルモノトス

第十四条 部会長ハ本規程又ハ慣例ニヨリ株式会社廣貢  
堂ノ定ムルニ従ヒ各其ノ部会ニ属スル事務ヲ理ス

營 第二十六条 前条ノ部会長及同代理者ノ任期ヲ一ヶ年トス  
補欠員ノ任期ハ前任者ノ残任期間トス

VI 経 第二十七条 株式会社廣貢堂ノ取締役及事務員ハ部会長若シクハ同代理者タルコトヲ得ズ

第十八条 部会長及同代理者其ノ任期満了ノ場合ト雖モ後任者ノ就任スル迄尚ホ其ノ職務ヲ行フモノトス

ス

第十九条 会長ハ隨時部会長會議ヲ招集シ株式会社廣貢

堂ノ事業經營並ニ総会ニ付議スベキ重要事項ニ

開シ協議又ハ諮問スルモノトス

第三十条 全部会ヲ別表ノ九地区ニ分チ各地区ニ協力委員及同代理者各一名ヲ置ク

前項ノ委員及同代理者ハ其ノ所属スル部会長若

クハ同代理者中ヨリ互選シ会長之ヲ委嘱スルモノトス

ノトス

但シ会長必要ト認ムルトキハ九地区ニ於ケル委員ノ定員外ニ帳主中識見経験アル者ヨリ委員若干名ヲ委嘱スルコトヲ得

第三十一条 前条ノ委員及同代理者ハ部会間ノ親睦ヲ計リ

其ノ円満ナル活動ヲ支援シ進ンデ株式会社廣貢

堂事業ノ經營等重要事項ニ關シ会長ニ意見ヲ具申スルモノトス

第三十二条 部会長並ニ協力委員ハ夫レヽ十名以上ノ連署ヲ以テ各協議会開催方ヲ会長ニ要求スルコトヲ得

ス

第三十三条 第二十六条乃至第二十九条ノ規程ハ協力委員

及同代理者ニ準用ス

#### 第六章 付 則

第三十四条 本会ノ解散ハ株式会社廣貢堂ノ解散ト共ニスルニ非ザレバ之ヲ為スコトヲ得ズ 株式会社廣

貢堂解散シタルトキハ本会ハ当然解散ス

第三十五条 本規定ヲ変更セントスルトキハ帳主総会ノ決議アルコトヲ要ス

帳主総会ノ招集ニハ會議ノ目的タル事項ヲ記載シタル招集状ヲ会日五日前ニ発送スルコトヲ要

ス

二廣貫堂

青森	北海道	県道都府 名長部会
一	一	者代理
一	一	者代理
宮城	岩手	県道都府 名長部会
一	一	者代理
一	一	者代理
山形	秋田	県道都府 名長部会
一	一	者代理
一	一	者代理

別  
表

第三十八条 本会員ノ議決権ハ其ノ所有ノ株式会社質買堂ノ株式二株三付一個トス

第三十七条 本会員ハ帳主總会ニ於テ他ノ本会員ヲ代理人  
トシテ議決権ヲ行フコトヲ得、但シ代理人ハ株  
式会社賀貢堂ノ役員及従業員以外ノ本会員ニ限  
ル

前項ノ決議ハ株式会社廣貿堂取締役ノ同意ヲ得  
ルニ非ラザレバ其ノ効力ヲ生ゼス

第三十条二依ル九地区名

(株式会社 廣貴堂藏)

## 三 譜 会 社

文三 明治八年四月 売薬會社設置勅奨

一 明治八年四月新川県内ノ売薬人ト共立シ、會社設置  
致ス可<sub>ク</sub>トノ御達シニ付、御呼立之次第左ニ

第二百九番

管下正副区長ム

事

今般売薬人一同<sub>ヘ</sub>可中渡儀有之候条、一ヶ所ヨリ總代一

両名宛來ル四月五日勅業係へ可致出頭、此旨右職業之者

ヘ布達可致事

明治八年三月廿四日

權令 山田秀典

右ニ付總代阿部彌一郎外四名出頭仕候処、懇ニ御説諭ノ上

御書渡等左ニ

当管下反魏丹等売薬之儀ハ、數百年來全國ヘ普及シ、當

業ノ者殆ド五千余人ニ垂トス、實ニ管下一盛大之產物ト

云可シ、然レトモ其製タル一々漢家之方剤ニ出テ、僅ニ

明治八年四月十二日

權令 山田秀典

草根木皮ヲ調理スル而已、今也泰西医方日々隆盛之今日  
当リ、尚旧習ヲ株守シ、一層開明進歩ノ意ナキ時ハ、將  
來ノ廢業逆料スヘキナレハ、今ヨリ泰西売薬ノ製ニ倣ヒ、  
漸々改更之方法可相立、且先般文部省賣藥検査之降令モ  
有之、往々嚴肅取締之方法可相立、依テ今般管下賣藥人  
トモ一同結社可致、別紙會社綱領并条例一冊下付候条、  
早々可遂協議候事

但シ、余例外些末ノ件々ハ社中申合規則取極可差出候

明治八年四月五日 但シ別冊略ス

前条ノ旨趣不取敢評論ニ及ヒ候得共、各大区跨り未決申左

之通御布達

過日及布達候賣藥組合条例等ニ照準シ、會社設立之儀來

五月五日限り結社致シ、會社規則并申合規則相添可致上

申候事

但シ、条例中不了解之件々并同業中不打合儀モ有之候

ハシ、更ニ可候事

一 新川県ニテ水橋等射水郡ニテ高岡等、砺波郡ニテ中田等、同商業ノ者ヘ示談ニ及ヒ候処、遠隔ニシテ決談致サス、再度ノ示談モ空敷鬼角人心折合申サス候

一 近年新発ノ壳薬増殖シ、既ニ富山市中ニモ新規壳薬免許ヲ得テ、販売スルモノ數多ト相成候、諸商業共自己ノ権利トハ申シナカラ、方今右往左往ニ散乱シ、一時ノ浮利ヲ謀ラントシテ、賣藥或ハ禁制ノ物品、無謂夢想等ノ藥品ヲ鬻キ、自然其筋ヨリ御沙汰ヲモ蒙ルトキハ、旧來ノ株式ニ障碍ヲナシ、紛糾ヲ生シテハ容易ナラサル儀ト一同苦心ニ絶ニ、不得止昨年壳薬販十四品許可ヲ得シ富山製薬人手有余名、協心戮力シテ結社ヲ发起シ、旧來ノ商業不取失トノ事由ヲ決議シテ、先般壳薬会社及藥剤ノ為メ、廣貫堂設立ノ儀ニ付綱領社則ヲ相立、懇願ニ及ヒ候処、本年<sup>明治九年九月</sup>十二日御許容ト相成リ、一同安堵ノ思想ヲ遂ケ感戴スル所ナリ

(『富山壳薬業史資料集』)

- 六三 明治八年四月 壳薬取締公社設立綱領並条例  
第一条 壳薬原由会社設立之要ヲ掲ク  
第二条 広ク泰西ノ法剤ヲ興シ營業長久ノ法ヲ興スコトヲ掲ク  
第一款 凡三節会社設立ノ手続ヲ明ス  
第二款 凡十節会社起業ノ順序及ヒ役員上任ノ制限ヲ明ス  
第三款 凡七節株主ノ定規并株主ノ権利ヲ明ニス  
第四款 凡七節株主ノ権利并制限ヲ明ス  
第五款 凡六節壳薬方剤検査ノ法ヲ明ニス  
第六款 凡九節株主ノ組合并支社ヲ設ルコトヲ明ニス  
第七款 凡会社諸役員奉務上ノ制限ヲ明ニス  
第八款 凡二節役員奉務上ノ禁令ヲ明ニス  
第九款 凡五節株券ノコトヲ明ニス  
第十款 凡三節会計出納ノコトヲ明ニス  
第十一款 凡二節定例改革之コトヲ明ニス

### 綱目

方剤ニ更革シ將來之營業ヲ盛大ニ期センコトヲ欲ス  
此レ是ノ第一擧也

## 会社設立綱領

## 第一条

## 第一款 会社設立ノ手続ヲ明ニス

夫レ製薬ハ天下億兆之民人憑テ以テ至重之性命ヲ保全スル一大要品ニシテ寿夭存亡纔ニ製造精疏ノ間ニ係ル豈ニ慎マサルヘケンヤ故ニ官廳ニ完藥検査ノ降令アリ實ニ教化ノ

徳沢人民保護之上ニ溢ル苟モ此ノ教下ニ生育スルモノ焉ソ能ク此ノ盛旨ヲ感戴セサランヤ況ノヤ數百年來此業ニ從事スルニ於テヨヤ故ニ今完藥ヲ營業スル者四千有余名御旨意ヲ奉戴シ協心戮力互ニ其製薬ヲ検査シ以テ品位ヲ一層精良ナラシメンコトヲ要ス此是ノ会社ヲ設立スル第一擧ナリ

## 第二条

## 第三節 右ノ許可ヲ得テ其社号ヲヨビ設立ノ地名標幟ヲ設ル等ノ本管庁へ届ケ置クベシ

然レトモ人文日ニ新ニ月ニ盛ナリシヨリ歐米各国ノ医術製薬日々ニ良精新巧ヲ競フ其驗蓋シ漢医ノ草根不皮ノ比ニ

非ス曾テ其長短ヲ伸縮シ漸次方剤ヲ更改センコトヲ全望ス然リ而メ(テカ)今本県有志ヲ募リ病院ヲ建設セントス故ニ奮然資力ヲ助ケテ以テ病院ヲ建設シ傍ラ製薬局ヲ設ケ漸々泰西ノ

スペシ

第一節 凡此ノ完藥会社ノ創立セントスルニ本管内ニ免許ヲ得テ完藥ヲ營業ナス者普ク協力シテ綱領ノ旨ヲ主張シ設立スルヲ要ス

第一節 此ノ完藥人何千何百人之社中綱領ニ由テ同盟決議ノ上連署鈐印シテ毎区ノ区会所ヲ經テ其ノ長ノ奥印ヲ

得而之ヲ本管庁ニ具上シ許可ヲ得テ後チ事業施行ノ手続キヲナスベシ

第一款 会社起業ノ順序及ヒ役員上任ノ制限ヲ明ニス

第一節 此会社ハ許可ヲ得ルノ日ヨリ其社号ヲ以テ十ヶ年間ノ營業ヲ相続スヘシ十ヶ年ヲ経タル後更ニ免許願出

但シ三分二以上ノ株主ノ存意ニヨリ鎖店スルカ又ハ

解任ノ期トスベシ

此条例改正セザル能ハサルノ事アルハ例外タリトス

第七節 此ノ頭取々締役給料ハ株主衆議ヲ以テ是ヲ定メ其  
以下役員ノ給料ハ頭取々締役ニテ是ヲ定ム可シ

第二節 会社ノ頭取々締役ハ許可ヲ得ルノ日ヨリ社印ヲ刻  
シ諸係役ノ印鑑ト共ニ区会所ヲ経テ管序ニ届ケ置クベ  
シ

第八節 其諸係務ハ頭取々締役ニテ是ヲ選定スヘシ時宜ニ  
ヨリ社外ノ者ヲ以テ其員ニ充ルモ妨ナシトス

第三節 此頭取々締役ハ会社業ヲ始ルニ当リテ会計書記検  
査等ノ役員ヲ定メ其勤仕ヲ取極メ約束ヲナシ罰例ヲ設  
ケ便宜ニ進退スル等諸般ノ条件ヲ掲載シタル申合規則  
ヲ取設ク可シ

第九節 此頭取々締役ハ上任ノ節ニ誓詞ヲ為シ其事務ヲ施  
行スルニ忠実公平ヲ以テシ此条例中要旨ニ聊モ悖戾セ  
サル旨ヲ認メ後日ノ為保証会社へ差出シ株主ノ見認ヲ  
得ベシ

第四節 此頭取々締役ハ許可ノ日株主衆会シテ五人脚以上  
ヲ所持スル者ヨリ投名法ヲ以テ十人ニ下ラス二十人ヨ  
リ多カラサル取締役ヲ選出ス可シ此ノ取締役中ニテ同  
法ヲ以テ五人ヨリ多カラス三人ニ下ラサル頭取役ヲ選  
定スベシ

第十節 此頭取々締役解任ノ期株主衆会ヲ以テ跡役選定ヲ  
為スヘシ時宜衆望ヲ以テ旧役ヲ勤続スルモ妨ケナシト  
ス

法ヲ以テ五人ヨリ多カラス三人ニ下ラサル頭取役ヲ選  
定スベシ

第三款 株主高ノ定規并株主ノ権利ヲ明ニス  
第一節 売業会社積立ノ株金ハ売業一人脚ニ付金拾五円ト

ナス其内十円ヲ株主ニ貸付残五円ハ富有人ヲ選ミ社中  
社外ヲ不間貸付方ヲ成ス可シ

第五節 此ノ選舉適宜確定ノ人員ハ其會議ノ日株主ノ衆議

三分二以上ノ決議ニ因テ目途ヲ立投名法ニ付スベシ

第六節 此ノ頭取々締役及ヒ諸係務トモ總テ一ヶ年ヲ以  
テ

第一節 此ノ株主此株金ヲ借受ルニ於テハ其組合ノ株主ニ  
人以上ノ保証人ヲ立証書ヲ会社ニ差入ルヘシ此ノ事ニ

付後日借主ニ生スル差縫ハ總テ保証人其責ニ任スペシ  
テ他ノ妨ナキハ何株ヲモ之ヲ所持スペシ

第三節 此ノ株金ヲ社外ノ者ニ貸付ルニハ其貸付ノ金額ニ  
充ル不動産ノ抵當物ヲ社ニ引受ク可シ

恒シ借主ノ尊卑兩屬ノ親及ヒ朋友ノ内縁妻ノ人三人  
以上ヲ以テ保証ト為スニ於テハ抵當物ナシト雖モ妨  
ケナシトス

第四節 社外ニ株金ヲ貸付スルニハ頭取々締役ノ協議ヲ以  
テ是ヲ為スベシ

第五節 此ノ社外ノ借主ヨリ生スル苦情ニ因テ社ノ損失ト  
ナル以上ハ頭取々締役其責ニ任シ是ヲ弁償スベシ

第六節 此ノ社中社外ヲ不問株金ヲ貸付ル者總テ月一歩二  
ノ利子ト定メ貸付ノ期月ハ永キモ十二ヶ月ヲ越ニ可カ

ラス此期月内ノ利子ハ貸付約定ヲ為スノ由其溝額ヲ前  
利ニ収入スルヲ以テ則トナスベシ

第七節 此ノ利子収入ノ金額ヲ以テ病院入費額及ヒ社費ニ  
給スルノ則トス

第八節 株主ノ権利并制限ヲ明ニス

第一節 凡株主ハ一株及何株ヲ所有スルモ其者権利内ニシ

但シ新ニ得意場ヲ設ルコトハ期ノ限ニアラス  
拘ハラス總テ株高相当ノ権利アルベシ

第二節 此ノ株高ヲ所持スル者ハ何ノ族属何ノ職務アルニ  
第三節 此ノ株高ハ全ク株主ノ所有物ナレハ頭取々締役ノ  
承認ヲ得テ会社ノ元帳ニ引合セシ上ニテ譲渡シラナス  
コト勝手タルベシ

第四節 右ノ譲渡ニテ株主ト成ルモノハ前株主同様ノ条理  
ヲ踏ミ会社定款之趣旨ニ遵フ可シ

第五節 此ノ社ノ株主誰彼ノ無差別其自己營業ニ付テ損益  
ハ社ノ素ヨリ閑セサル処トナス

第六節 然レトモ此株主自己ノ勝手ヲ以テ此ノ社ヲ脱スル  
ヲ許ス

但シ不得止事故アルニ於テハ株主衆議ノ上三分二以  
上ノ決議ニ従フベシ

第七節 此ノ三分二以上ノ集議ヲ選定スルニハ其株高ヲ以  
テ之ヲ合計シテ其人員ヲ以テ算当スヘカラズ

第五款 藥剤方并検査法ヲ明ニス

第一節 売薬法剤ハ漢剤ヲ廃シ洋薬ニ変シ株主營業ノ長久

ヲ度ルヲ以テ社ノ本旨トナス

第二節 然リト雖モ一時ニ變革難被行フ以テ漸次之ヲナス

ベシ

第三節 故ニ暫ク旧貢ノ法剤ヲ以テ販売スルモノト倣シ真

調剤ニ抵牾ナキヲ要ス故ニ社中ニ其試検方ヲ設ケ検査

係ヲ置ク

第四節 社中ニ於テ誰彼ニ拘ハラス調剤シ販売スル薬品ノ

帳數不殘会社へ差出シ試検ヲ受ケ候上販売スペシ若シ

検査ヲ得ス薬品ヲ勝手ニ販売スルニ於テハ売立高一倍

ノ違約金ヲ差出サシムベシ

第五節 此ノ検査ハ株主共ヨリ其売薬之帳數多少差出シ候

ハム取締役立会ノ上検査係リ其法剤書ニ照シ丸凍ノ類

ハ水浸溶解スル等水散煎湯モ亦タ夫々適宜ノ調査法ヲ

以テ検査スベシ

第六節 検査係ハ此検査ヲ終ヘ一帳毎ニ社ノ検印ヲ鈴シ其

帳數ヲ法剤帳ニ詳記シ売薬ノ姓名ヲ掲ケ百帳ニ付金一

厘ノ手数料ヲ収入スベシ

第六款 株主ノ組合並支社ヲ設ルコトヲ明ニ

ス

第一節 凡株主ハ五人ヲ以テ一組トナシト組ヲ一連トナシ

十連ヲ以テ一社ヲ置クベシ

但シ不使ノ地所ハ適宜ノ方法ヲ設クルモ妨ケナシ

第二節 然リト雖トモ支社ヲ設ルコトハ社費ノ都合ト地位

ノ便宜ヲ度リ衆議ノ上三分二以上ノ衆議ヲ得テ之ヲ設

タル者トス

第三節 支社ノ役員ハ總テ臨時本社出張ト見做スペシ給費

等一切本社ヨリ之ヲ給スベシ

第四節 故ニ株主積金其他検査手数料等ハ支社ニ屬スル株

主ト雖トモ一切本社ニ入ルベシ

第五節 支社ニ屬スル株主ニ起ル事件ニ付衆議ヲ請ルノ類

ハ本社衆議ニ之ヲ決スベシ故ニ本社衆議ノ日ハ支社付

属ノ株主中一連一人ノ名代人ヲ出スベシ

第六節 支社ノ経費ハ一箇年ノ半季毎ニ用度ノ概算ヲ以テ

本社ヨリ其金額ヲ請取年ニ兩度七月正算簿ヲ出シ本

社ノ検査ヲ受ルヲ以テ則トス

營 第七節 株主組合ハ五人互ニ此商業上此条例ニ抵触ナキ様

是ノ四係務ハ分課長取締役ノ指揮ニ因テ奉務ス

平生患寒ニ中合セ置ク可シ若シ組中一人ノ誣達ヨリ此

ベシ

経 VI  
条例ニ背犯スルニ至ルアレハ品ニヨリ其一組共責ニ任  
スペシ

第八款 役員奉務上ノ禁令ヲ明ニス

第八節 一連毎ニ連中ノ名代一人ヲ置クベシ此名代人ハ一  
連ノ株主ニ代リ情願ヲ社長ニ達シ社長ノ意ヲ連中ニ報  
告スルノ格アリトス

第九節 此ノ名代人ハ一連中投名法ヲ以テ選之頭取取締役  
ノ決議ヲ取テ之ヲ立ツベシ

第七款 会社諸役員奉務上ノ製限ヲ明ニス  
(制約)

又ハ料金ヲ收入スベシ

一 頭取 会社一切ノ事務ヲ總括ス  
一 取締役 (会計出納) 株式係  
(法規検査係) 記錄達速係  
給テ四係務トナシ取締一人又ハ數人ニテ一  
係務ヲ担当シ頭取ノ裁ヲ得テ其事務ヲ施行  
シ兼テ頭取ノ議ニ参与スベシ

第一節 株券ハ株主ノ株金ヲ收入シ引替ニ是ヲ渡スベシ

但シ一人幾株モ所持スルハ一株毎ニ之ヲ渡スベシ

一 計定方 一 記進達係  
一 株式係 一 法規検査係

第一節 株主ハ此株券ヲ得テ後此ノ社ノ株主ト唱フベシ

第一節 凡会社ノ頭取取締役其他ノ役員ハ私ニ会社ノ有金  
ヲ費糜シ又之ヲ掠メ取り又ハ私ノ費用ニ供ス可カラス  
又頭取々締役ノ承認ヲ得スシテ事務ヲ施行シ諸約定諸  
貸借等ヲナスヘカラス又会社ノ諸帳簿其外ノ要書中ニ  
許諾ヲ記載スベカラス又ハ私曲ヲ謀リ株主等ヲ欺クベ  
カラス若シ此条例ヲ犯ス者其犯状ニ因テ其係務ヲ解キ

第三節 此ノ株券ヲ紛失シ又ハ盜難ニ罹リ見出シ難クニ於テハ其清実ヲ名代人ヨリ会社ニ達スヘシ

会社ハ其報ヲ得テ之ヲ社中ニ報告シ此ノ紛失券ヲ廢棄シ更ニ書替下渡スヲナス可シ其書替券ハ下渡斯時ノ年

号月日番号記シ株帳ニ其事由ヲ記載シ置クベシ

第四節 此ノ券状破裂或ハ焼損水腐等ニテ書替ヲ乞ヒ候節社印ノ証アルハ其破損券ヲ社ニ没収シ書替券ヲ渡スベシ

第五節 此ノ書替ノ券状一枚ニ付金五十錢ノ手数料ヲ收入スペシ

第十款 金計出納ノコトヲ明ニス

第一節 社ノ出納ハ毎年七月十二月總勘定ヲナスベシ本管

所ノ見届ヲ受クベシ

第一節 社ノ本資贏余アラハ準備トナシテ積立ツベシ

但シ其金額ハ其都度毎ニ社中ヘ報告スペシ

第二節 此ノ準備金ヲ以テ藥局ヲ設ケ洋藥製剤等ヲ企ルニ

於テハ株主ノ衆議ヲ以テ之ヲ興スペシ

第十一款 定例改革ノコトヲ明ニス

第一節 本管厅ノ指揮ニヨリ何時ニテモ此条例ヲ增補改革

廃止等ノ事アレハ其由ヲ速ニ社中ヘ報告スペシ

右之通條例相定候事

完藥人總計表寫

製藥人 (西カ) 千令四拾八人

売子 武千四百六十武人

富山等

十七、八、九、十、大区  
十一、十二、大区

同 八十四人

百三十武人

小杉町等

十四 大区

同 八十人

百十五人

片口村等

十五 大区

同 捨八人

三拾人

串岡村等

十六 大区

同 七拾九人

高岡町

十七 大区

同 弐百六拾八人

中田村等

二十一、二十三、  
二十四 大区

同 四十九人

中田村等

二十一、二十三、  
二十四 大区

製藥人合計 千三百五拾人

(明治初年製業記念録・高岡市立図書館蔵)

ル時ハ、今後重置押付売堅ク不相成候事

但シ、密ニ重置ヲナシテ、向後露顕スルニ於テハ罰金、  
製業人ヨリ手代事故アリテ暇ニ遭シルモノヲ、隨意ニ召

抱候儀、堅不相成候事

#### 六四（明治八年）売薬会社社中申合規則

##### 社中申合規則

銅鑑札之儀ハ、毎年國々旅先之期限アレハ、会社ヨリ一

連名代人ニ受ル之ヲ渡スベシ、又帰國之節ハ其名代人江取

纏会社ニ収メ備ヘ置ベシ

付タリ、社中ノ者並ニ手代ニ至ル迄、病氣ニテ出立延日

ニ相成、助人相立ル時ハ、其趣意向寄名代人ニテ情実取

調之上、会社江中出レハ差許スベシ

無鑑札ニ而懸揚徘徊スル者アルニ於テハ、過科差出シスベ

シ

毎年社中出立前ニ集会ヲ設ケ、子息手代等迄不洩禁、規

則ヲ申聞カス、印章取受候事

預ケ薬重置ノ儀ハ、昨明治七年既リ双方交接之上、其適宜

任セテ見通シスヘシ、本年ヨリ結社契約ニ至リ（譲カ）（マト）

ノ處、其儀ナク却而他所ノ商人ヲ入魂ニ致シ、大言ヲ発シ  
過分ノ金ヲ取集ル様ニ見セカケ、或ハ遊里宴会ノ付合致ス

会社寄合ノ節ハ、商業上ノ事ナレハ代人等差出シテハ、  
何事モ相決シ難キ故、今後呼立ノ節ハ必ス本人出頭可致事、  
但、無拘差間有之時ハ、其情実書ヲ以断ルベシ

旅先ニ於テ忠キ参会或ハ酒宴ニ長シ喧嘩口論ヲ齎シ、商業  
ヲ怠ル者ハ、其組より諫ヲ加ヘ、猶用ヒサルモノハ帰國之  
上不打置、社江届出シハ、其旨意ニ因テ罰金或ハ他出差留

ベシ

製薬定価直段ノ外粗濶ヲ用テ下売スル事、堅ク不相成事、

旅先ニ於テ組合者不及申、仲間互ニ精实懇意イタスヘキ害

ノ處、其儀ナク却而他所ノ商人ヲ入魂ニ致シ、大言ヲ発シ

過分ノ金ヲ取集ル様ニ見セカケ、或ハ遊里宴会ノ付合致ス

ヨリ、業方モ疎ク終ニ衰微ニ及フヘキ候、乾度慎ム可キ事、  
一連中故障等アレハ、出立定日ニ至リ候トモ事済ニ不相成  
内ハ、本人ハ勿論手代タリトモ鑑札渡スコトヲ許サス、懸  
場譲引之節、売人買人共其一連之名代人江申出レハ、則名  
代ニ於テ双方之情実ヲ取糺、会社ニ届出レハ元帳名前等切  
替証書ニ遂社印ヲ相渡ベキ事

但シ、売買ノ金額半高ヲ券ニ記載シ、其懸場多少ニ不拘

一國立ニシテ、何ケ國ヲモ書入ヲ許ス、尚証券割方一株  
ニ付五通迄ヲ限トス、毫通毎ニ御規則ノ印紙貼用度ヘキ

懸場書入証書ヲ紛失焼失盜難ニ罹リ見出シ難於テハ、其ノ  
情実ヲ名代ヨリ会社ニ達スレハ、則社ヨリ毎区々会所引合  
日限ヲ以テ県内普ク報告之上、更ニ書替券ヲ渡ス、会社ノ  
元帳ニ記載置ベシ

但シ、証アルハ此限ニアラス

証券紛失ニ付新券願之節、慥成証人相立書取ヲ以会社江願  
出レハ、取糺之上差許ベシ

尚書入金額ノ五十歩ノ一、贖金差出スベキ事、書入証券

書替等都ニ一通ニ付一錢之手数料取ベシ

社会 諸

ヨリ、業方モ疎ク終ニ衰微ニ及フヘキ事、  
一連中故障等アレハ、出立定日ニ至リ候トモ事済ニ不相成  
内ハ、本人ハ勿論手代タリトモ鑑札渡スコトヲ許サス、懸  
場譲渡之節者、兼而之株金幾年未ニ至リ候トモ、買人ヨ  
リ株金ヲ取受候上ニ司、株券并書替証書ヲ引渡スヘキ事、  
但シ、懸場素切売買之義ハ此限ニアラス

懸場譲引之時ハ、双方五人之組合中ヨリ決算之席ニ立合  
社費ニ充ルコト

懸場譲渡之節者、兼而之株金幾年未ニ至リ候トモ、買人ヨ

リ株金ヲ取受候上ニ司、株券并書替証書ヲ引渡スヘキ事、  
但シ、懸場素切売買之義ハ此限ニアラス

懸場譲引之時ハ、双方五人之組合中ヨリ決算之席ニ立合  
遂見聞ヘキコト

但シ、懸場先仕切書間違等有之候半ニ、其組合ニ於テ取  
扱フベシ、必再決算ヲ許サス

懸場素切之譲引、同國ハ勿論、仮令隣国タリ共懸場先続キ  
之ヶ所持之者者、買添之義其名代江申出レハ、情実取糺  
名前切替許ス

但シ、懸ナキ地所へ入込ヲ許サス

他縣下之賣菜懸場一区之了簡ニテ買入候義、堅ク不相成候  
事

但シ、向寄一連中納得之上ハ此限ニアラス

(『富山売菜業史史料集』)

六五 明治九年三月 製薬会社設立までの調薬師、

致候事

明治九年四月四日」

薬品取締願書

免許調薬師薬品取締方之儀ニ付願

御管内富山町壳藥ノ儀ハ往古より產物方役所被設置取締方  
嚴格ニ候處御一新以来大学東校より御免許ニ相成ニ層取締方

仕來候處既ニ御廢止ニ相成候得共當御県御開濱之上不怠檢

査等仕來候然ルニ今般御布令ニ基キ旧富山町製薬師共合併

成シ一法剤ヲ以テ私共抱取上願仕候處御許可ニ相成難有生

活龍在候就右自後營業ノ為過日会社設立法方規則申合定上

申致置候間右会社御許可ニ相成リ候迄前書一法剤ニ市御振

合之廉モ右之候故一同製薬師共不都合無之様是迄通リ薬剤

方検査取締等仕度候此段御聞済被下度偏奉懇願候、以上

明治九年十一月六日

第一二課印

(丁酉山壳藥業史史料集)

明治九年三月

石川県

外四名

林 寛美

文七 明治十年 厚生社の発足

令 山田秀典殿

(未書) 二書面頃ノ趣會社設立允許有之迄是迄之通不敢締無之様可

高録ニ於ケル壳藥同業者相計リテ、製薬資本トシテ四十円

(明治初年壳藥記念録・富山県立圖書館蔵)

株四百株ヲ集メ、横川原町ニ厚生社ヲ組織シテ申合規則ヲ定ム、和田格太郎ヲ社長トシ清水伊三郎ヲ副社長ト為シ、

清水伊三郎ノ許可表葉二十四品ヲ繼承シ之ヲ製葉ス

(『高麗薬業史稿』・内藤記念くまり博物館蔵)

十年第七号御布告ヲ始メトシ諸布達ヲ遵奉シ同盟ノ營業ヲ拡充ゼンコトヲ要ス

第三節 社号ヲ厚生社ト唱ニ本社ハ石川県第四大区小八区

越中國射水郡高岡横河原町式拾壹番屋敷ニ設置シ

營業ノ盛榮スルニ隨ヒ適宜ノ地ニ支店ヲ開カント欲ス

#### 六、明治十年 厚生社申合規則

毒素劇剤ニ涉ルモノハ固ヨリ之ヲ遠ケ、猶ホ平用ノ薬石タルト雖モ則其性能ヲ密覆推究セズソハアルヘカラサルガ如シ故ニ今賣葉營業ノ免許ヲ蒙リ同盟相図リ互ニ切磋以テ從

来ノ製葉其品位一層結良ナラシメ願クハ衛生上ニ向テ幾分ノ効績ヲ奏セント企望シ將ニ泰西名医ノ發明スル所ニシテ而モ田翁野卿其ノ効記ヲ一見シ以テ服用スルモ永炭烏鵲ノ誤リナキ純良ノモノヲ採用シ漸次改良以テ方劑高等ノ点ニ攀躋シ更ニ營業上ノ盛榮ヲ期セント欲シ爰ニ申合規則ヲ以同盟結社ヲ創起シタリト云爾

#### 第七条 社体之事

#### 会社 諸

第三節 当社ハ製葉発売スルヲ以テ營業スル所ニシテ明治

第七節 社中ノ内ヨリ相當薬剤生式名ヲ撰ヒ之レヲシテ近

第四節 株金ハ壹株四拾円ト定メ四百株ヲ以テ限度トシ以テ製葉ノ資本トナス但シ壹名ニシテ數株ヲ所有スルモ株主ノ自由タリ

第五節 資本金ノ支用ヲ要セサルトキハ銀行或ハ真正ナル会社ニ預ケ置クモノトス

第六節 当社ノ營業ハ結社許可ノ日ヨリ滿十ヶ年ヲ以テ一期トシ届期更ニ出願スヘシ

傍ノ医学所ニ入学セシムヘシ

第八節 当社營業上ニ関スル一般ノ文章ニハ社印ヲ捺シ正

副社長連署スヘシ

### 第三条 株式券状并ニ株主ノ權限

第七節 株式証券ハ一株毎ニ壹枚ヲ付与スヘシ其ノ書式左

之如シ

株券

金四拾円

社印

通貨

但シモ株

右當社加入金受取株主張ヘ記載致候也

年月日

監生社社長 姓名 印

副社長 姓名 印

何某殿

第六節 株主帳ニ株主住所族籍姓名并ニ株數年月日番号等

詳細記載スヘシ

第七節 株證券焼失流亡シ或ハ盜難紛失若シクハ破損シ更

ニ書換再渡シヲ乞フ者ハ詳ニ其事實及ヒ証券之番

号年月日等ヲ記載セル書面ヲ指出スヘシ而シテ会

第八節

株主ニアラサルモノ行商人タラント欲スルトキハ

社ニ於テハ相違ナキヤ否ヤヲ取糾シ更ニ付与スルモノトス其紛失ニ係ルモノハ後日見当次第返還スル旨ヲ明記シタル証書ヲ取置クヘシ

### 第四節

株券并ニ売葉懸場帳面ヲ売買授受譲渡ラナサント欲スル者ハ必ス正副社長ノ承認ヲ經テ株券書換ヒヲ請求スヘシ若シ其ノ系統ヲ經サルニ於テハ売買等之効ナキモノトス又書入質入ニハ必ラス社長ノ奥書ヲ乞フヘシ

### 第五節

株主ハ自個ニ退社スルヲ許サス必ラス社中ト協義シ本社之許諾ヲ得テ退社ヘシ但シ満十ヶ年ノ間

格段ノ事故アルニ非サレハ退社ヲ許サル定例トス

株主ハ製藥元子人ノ支配担当ヲ分チ置キ株主帳ニ各自支配元子人ノ姓名住所并ニ行商先キノ地方等

詳細記載スヘシ

### 第六節

株主一株毎ニ行商人姓名宛ヲ支配セシム株主自ラ行商スルモ自由タリ都テ行商人帰國ノ上行商鑑札ヲ本社ニ預リ置クモノトス

### 第七節

株主ニアラサルモノ行商人タラント欲スルトキハ

姓名住所族籍ヲ記載シ必ラス株主連署ノ証書ヲ以テ社長ニ請求スヘシ

第九節 株主ハ請求スル所ノ行商人ヲ可トスルトキハ其行性等ヲ保証シ社長ニ届ケ出ヘシ因テ本社ノ行商人

トナル以上若シ不都合ノ処業アルトキハ其ノ株主ノ責トナス

第拾節 行商人ニ武種アリ壹ハ株主ニアラサルモノ壹ハ則チ株主自ラ行商スルモノナリ株主タルモ都テ本社

々長ト定約シ行商鑑札ヲ請求スヘシ

### 第三条 製業并ニ販売之手続

第壹節 薬品調剤ハ本社ニ於テ之レヲ製練スヘシ又便宜ノ

地ニ支店ヲ置クコトアラハ支店ニ於テ取行ナハシムト雖トモ其他勝手ニ調剤スルヲ許サス

第貳節 薬品調剤ノ節ハ調査係立会シ方剤書ニ照シ精密ニ

調合ヲナスヘシ

第三節 製業包装ノ表ニハ必ラス社印ヲ捺シ并現任社長支

配人ノ姓名ヲ記載スヘシ

第四節 製業代価ハ薬石紙料ノ原価ヲ斟酌勤員一同之レヲ

評定シ其ノ都度株主一同へ報告スヘシ

第五節 当社ノ製業ハ定価ノ通り販売スヘシ必ラスシモ私シニ之ヲ増減スルヲ許サス

第六節 社中ニテ新規製業ヲ発明スレハ社中一同協議ノ上許可ヲ得テ販売スヘシ

第七節 社中ニ於テ若シ社外ノ製業ヲ販売セント欲スル者ハ本社へ申出社中一同協議之上販売スヘシ

第八節 行商人ハ決シテ許偽(該文)街惑ノ言行且ツ強売ヲナスヘカラス若シ之レヲナスコトアラハ(株主タルトモ)其ノ行商スルヲ差除クヘシ

### 第四条 会計之事

第壹節 収納スル売業代金并需用品ノ支消勤員ノ月給等毎

月貳十五日之ヲ計算シ毎年四月八月ノ兩度ニ總正

算ヲ為シ純益百分ノ壹ヲ予備金ニ繰込ミ百分ノ壹

ヲ本社近傍ノ真正ナル病院エ獻納スヘシ

第貳節 当社ノ予備金ハ銀行或ハ真正ナル会社へ預ケ置キ

毎年四月八月ノ兩度ニ決算スヘシ

第三節 株主ハ会社ノ本社ニシテ株高ニ応シ營業上ノ損益

ヲ負担スルモノナレハ時々ノ景況ニ着目シ金員及  
ヒ出納勘定帳ハ社長ノ承認ヲ経テ之シヲ検閱スル  
コト得ルヘシ

#### 第四節

株主ノ古火水ノ災害ニ罹り破産、喪家ノモノハ社  
中一同協議ノ上本社ノ予備金ノ内若干金員薄利ヲ  
以テ貸付其家産ヲ資クルモノトス其ノ返弁方法等  
都テ社中協議ニ決スト雖トモ概未同度決算ノ時利  
益配分金額ノ内ヲ以テ幾季ニ引去ルヘシ

#### 第五条 勤員選挙并制限章程之事

#### 第六節

本社勤員ト称スルモノ左ノ如シ

社長　壱名

副社長　壱名

調査係　壱名

支配人　定員ナシ

計算係　式名

記録係　式名

#### 第七節

正副社長ハ投票ノ多数ニ依テ選定スヘシ又株主ニ  
アラサルモ衆望之レニ帰スルモノニシテ本社所在

第貳節　正副社長ハ満式ヶ年ヲ以テ定期トス又衆望ニ  
依テ重任スルモ妨ケナシトス

#### 第三節

正副社長在職ハ満式ヶ年ヲ以テ定期トス又衆望ニ  
督シ之レヲ進退スルノ權ヲ有ス

#### 第四節

社長ハ本社ノ事務全体ニ注意シ眞實ニ任スト雖ト  
モ新ニ一事ヲ定メ又更改シ或ハ之レヲ廢シ之レヲ

起ス嘗績等ハ社中ノ衆議ヲ採リ裁決スヘシ

#### 第五節

社中金錢ノ出納又薬品等買入ノ節ハ社長之レヲ裁

決スルモノトス

#### 第六節

副社長ノ職務ハ社長ニ亞ク社長欠勤ノトキハ代理

スルモノトス

#### 第七節

正副社長ハ毎月々初メ前月ノ精算及ヒ製薬出納表

ヒ出納簿ヲ検閲シテ、白印ヲ調ス

#### 第八節

正副社長ハ毎月々初メ前月ノ精算及ヒ製薬出納表

ヒ出納簿ヲ検閲シテ、白印ヲ調ス

#### 第九節

調査係ハ社長ノ指図ニ隨ヒ製薬場ニ出頭シテ方剤

分量簿ニ照シ精密ニ調査致スヘシ

#### 第十節

薬品買入ノ際薬品ノ精粗ヲ検査シ買入方ハ社長ノ

ノ地ニ定タル居住アルモノハ株主エ加入セシメ以  
テ社長ニ撰任スルモ妨ケナシトス

正副社長在職ハ満式ヶ年ヲ以テ定期トス又衆望ニ  
督シ之レヲ進退スルノ權ヲ有ス

承認ヲ得ヘシ

(鑑定)

第拾一節 薬品ヲ監別シ調剤ノ事務ヲ負担シ効能用法ヲ研

究シ包装ノ功能書ヲモ点検シテ社長ニ報告シ薬袋

ニ着印ヲ乞フ可シ

第拾二節 社中ヨリ製薬ヲ乞フ時ハ其ノ求メニ応シ員数等

精密ニ取調ヒ(へき)査係ノ印ヲ捺シ社長ノ見届ヲ乞フ

ヘシ

第拾三節 支配人ハ株主外ノ行商人ノ数ニ応シ置キ専ラ行

商人ヲ監督シ之レヲ進退スルノ権ヲ有スルモノト

ス

第拾四節 支配人ハ営業上ノ盛衰ニ着目シテ行商人ヲ増減

スルコト社長ニ協議シ或ハ実地目撃スル為メ行商  
鑑札ヲ請求シテ自ラ行商人タルコトモアルヘシ

第拾五節 会計係ハ専ラ金錢出納ノ事ニ与リ、諸帳簿ノ計  
算勘定ヲ明ニシロ々出入指引ヲ(差)検閲スルヲ責任ト

事記載スヘシ

第拾六節 金錢請払ノ可否得失ハ社長ノ認印ヲ得サレハ計

会社  
会  
諸

第拾七節 一年毎ニ出納会計表ヲ作り活版ヲ以テ株主一同  
ニ広告スヘシ

第拾九節 製薬代価ヲ社中ヨリ納入スルトキハ精密ニ検算

シテ之レヲ領收シ其受取証書ニ計算係ノ印ヲ捺シ

社長ノ認印ヲ乞ヒ以テ交付スヘシ

第貳十節 凡金錢ヲ余人ニ付与スルニハ必ス受取証ヲ要ス

ヘシ

第貳十一節 金錢物品等渡済ノ証書類ハ總テ調印アル所ヲ

消シ本社ニ留置クヘシ

第貳十二節 記録係ハ諸願達及ヒ往復等記録ノ事ヲ掌リ毎

書記載スヘシ

第六条 會議之事

第壹節 會議ハ定期会臨時会ニ二種ニ分ツ

第三節 定式會議ハ毎年四月二十五日ヲ以テ株主一同集会

シテ営業上一般ノ事ヲ議ス此会ニ於テ決定シタル  
件々ハ已ムヲ得サル事故アルニ非ラサレハ次年ノ  
定会迄ハ履行ス可キモノトス

第二節 臨時口ムヲ得サル事故アツテ二拾株以上ノ株主集  
会ノ事ヲ申出タルトキハ凡ソ一週間以前ニ之ヲ總  
株主ニ報告スヘシ

第四節 会同ノ日ニ当リ半数以上ノ株主來会セサレハ開会  
ヲ止メ更ニ会日ヲ定メテ之ヲ報告ス可シ

第五節 株主疾病等事故アツテ臨席セサルトキハ左ノ委任  
状ヲ托シ代理人ヲ出スコトヲ得ル此場合ニ於テハ  
本人同様ノ權ヲ有スルモノトス

#### 委任状

年号月日厚生社定式会（又ハ臨時会）ニ於テ何某ヲ代理人ト  
シテ端者同様ノ權ヲ托シ發言投票為致候依テ委任状如件  
年号月日

厚生社總中

厚生社株主 姓 名 印

第六節 当社ノ株主ハ會議席ニ於テ其所持セル株數拾株迄

ハ一株毎ニ一說宛ヲ發言投票ヲ為シ拾一株以上ハ  
五株毎ニ一說宛ヲ增加スルモノトス

第七節 凡ソ當社勤員タル者ハ他人ノ代人トナルヲ許サス  
議長ハ發言投票ノ多キヲ以テ之ヲ決ス若シ相半ス  
ルトキ議長之ヲ断決ス但シ社長欠席スルトキハ副  
社長代理スルモノトス

#### 第七条 禁戒之事

第一節 凡ソ當社ノ製糞ニ於テ官則ニ抵触スル者ハ調査係

ハ勿論社長共責ニ任ス

第二節 凡ソ行商先ニ於テ生スル犯則ハ其ノ責都テ該行商  
人ニ止マルヘキモノトス

第三節 社長其他ノ勤員タル者社中ヘ対シ不信ノコトアル

カ又ハ金錢引負等ノコトアルトキハ該人及社長ヨ  
リ之ヲ弁償スヘシ此場合ニ於テハ退勤セシムル  
ハ勿論株券並懸場帳面ヲ沒入スルコトアルヘシ

第四節 社中會議ノ席ニ於テ協議決定ノ際當一己ノ異議ヲ  
主張スル者アラハ社中衆議ヲ以テ速ニ退社セシム  
ベシ

印鑑



諸  
会  
社

六九 明治十年 富山調剤会社草案

(内藤記念くすり博物館蔵)

(後 略)

菅野傳右衛門 (印)

同 七十老翁

車 平次郎 同

同 六十八番邸

室崎間右衛門 (印)

同 五十弐番地

車 治郎 七 同

同 四十九番邸

堀 井 忠 平 同

同 弐十七番邸

伊勢長右衛門 (印)

第四大区小八区越中国射水郡  
高岡木舟町十四番邸

明治十年

付リ凡私曲惡事ニヨリ退社セシムル者ハ株金ハ

社ニ没収ス可シ

其他會議ノ条款ニ戾ル者モ亦タ之レニ同シ

第五節 本条第壹節第武節ハ予メ社宇約定ニシテ都テ公裁ニ因ルヘキハ勿論其他國憲ニ触ルモノハ皆公裁ヲ仰クヘシ

第八条 規則更改之事

第一節 此中合規則ニ於テ実踰上補除改正セサルヲ得サル

トキハ社中協議之上部テ伺出御指令ニ従フヘシ

右之条々株主一同之衆議ヲ以テ相定メ確守スヘキ証トシテ記名調印致シ候也

凡ソ広大ナル事業ヲ起スニハ会社ニ慢ルモノナク四人ノ会社ハ五人ノ会社ニ若カス五人ノ会社ハ三十人ノ会社ニ若カス故ニ製造ニ農業ニ工業ニ商業ニ總テ世ヲ益シ己ヲ利スル広大ナル事業ハ合同一致シテ一大会社ヲ設立シ負担セシムルヲ大利益トス何トナレハ会社ハ一己人ニテ成立スルモノニ非ラス一己人ニ比較スルニ資本モ多ク人員モ多キモノナレハ其多キ資本ト人員ヲ活用シ其度ニ適スルノ規定ヲ設クルモノナレハ利益ヲ得ルヤ明瞭ナリ其レ然リ会社ヲシテ事業ヲ起サシムルトキハ一己人ニテ為ス時ヨリ堅良ニ造成シ得ヘキヲ以テ飯令一己人ノ負担シ得ル事業、雖トモ会社ヲシテ負担セシムルヲ大利益トス今マ我国ノ一大生産タル配薬後金營業ノ振起セサルハ全ク会社ヲ創設スルノ大利益アルヲ知ラサルニ原因スルナラン乎夫レ配薬後金營業ハ最モ仁術ニ適合スル所ノモノニシテ單ニ商業ノ生質ノミヲ有スルニ非ラス公衆ノ健康ヲ保持スルノ一助ニシテ衛生上欠クヘカラサル良法ト云フモ致テ幽美ニ非ラサルナリ好シマ此良營業万法ノ存在シ之レカ為メ營業スルモノ大概八千乃至一万人ノ夥多ナルニモ係ラス營業者其人ノ畢況ヲ考察スル

ニ絶ヘテ会社ヲ設ケ大利ヲ永遠ニ占ムルヲ知ラサルモノニキニ至リテハ調剤其度ヲ失シ薬品ノ粗悪ヲ厭ハス廉価ヲ以テ得意トナス其弊ヤ營業ノ声譽ヲ損シ、自カラ公衆ノ信用ヲ失キ遂ニ斯タル良營業ヲシテ袁類ヲ招クヲ欲セサルモ得サルナリ斯ノ如キ袁類ヲ招クハ公衆ノ為メ概歎セサルヘカラス何トナレハ配薬營業ノ如キハ其必用ナルコトハ云フニ及ハス若シモ之レナキトセハ疾病ヲ治スル能ハサルモノニシテ配薬營業ノ有無ハ一國富強ノ如何ニ大ニ影響ヲ及ホス程ノモノニシテ此広大ナル事業ハ一己人ノ能ク為シ得可キモノニ非ラスシテ、若シモ現今ノ如ク一己人ニテ調剤ヲ為ストキハ到底營業ヲ隆盛ニ至ラシムルヲ得サルコト是迄ノ營業ノ實際ニ於テ経験スル所ナリ故ニ会社ヲ設立シテ製練調剤ヲ負担セシメサル可カラス遠ク各國ノ有様ニ依テ見ルモ總テ広大ナル事業ハ皆ナ会社ニ於テ負担セリ左スレハ配薬營業者ノ製練調剤スル如キハ最モ会社ヲ設ケ合同一致シテ薬品ヲ精選シ隨ソテ薬剤ノ何者タルヲ知ラサル可ラサルハ配薬營業者ノ義務ト云フ可シ斯ク論シ來ラハ必スヤ弁駁

スルモノアラン一己人乃チ營業者各自ニシテ製練調剤ヲ担任スルトキハ各自競争心ヲ生シ薬価廉直ニ至リ公衆ノ便益ヲ來スヤ必セリト夫レ競争ニ因リ物価ノ廉直ニ至ルコトハ經濟上動ス可カラサルノ確論ナリ然レトモ此論理ノミヲ以テ論スル能ハサルノ理由アリ例へハ此ニ一地方ニ調剤会社一個ニテ十分足ル所ニ二個ノ会社アリト假定センニ此時ハ各調剤会社ニ於テハ薬品買入等ノ多寡ニ因テ生スル利害得失ハ暫ラク論セサルモ何レモ調剤人五十名ツゝ備ヘサル可ラサルカ如ク五十人ニテ足ルニモ係ラス百人ノ備ヘヲ為サムル可カス然ルトキハ隨ツテ費用モ多額ヲ要シ一會社ニテ負担スルトキハ一ヶ年ニ六十万円ヲ要スルノミナルモ二個ノ会社ニテ分担スルトキ仮令二倍ノ費額ヲ要セサルモ七十万円乃至七十五万円ヲ要スルノミナラス一會社ニテ負担スルヨリ其事業ハ必ス卑劣ナル可シ此余分ノ費額ナル十万円乃至十五万円ハ調剤付託者乃チ營業者ニ於テ余分ノ費額ヲ負担セサル可ラサルニ至ルノ不利益アルナリ斯ク論シ来ラハ必スヤ亦タ弁駁シテ今ヤ各自ノ營業ヲ東ネテ一社トセハ専売ヲ得ルニ似テ其弊ヤ大ナラント夫レ専売ハ物価ヲ騰

貴シ隨ツテ物品モ粗悪ニ至リ公衆ノ不便宜ヲ來スヤ駁者ノ言ノ如シト雖トモ是レ其理ヲ知リテ其實際ヲ知ラサルモノナリ例へハ兵士ノ發銃ヲ學フヤ一定ノ理論アリト雖トモ風ノ為メニ實地ニ臨ミテ多少ノ方向ヲ變スル如キナキト云フヘカラス抑モ經濟上ノ富利トハ何ソヤ勞力少フシテ多クノ物品ヲ產出スルニ在リ然ルニ駁者ノ唯タニ競爭力ト專売ヲ占ムルノ弊ヲ説ク如キハ實ニ妄想タルヲ免レス何ントナレハ労力ヲ省キテ物品產出ノ量ヲ同フシ省キタル労力ヲ他ニ使用スルノ益ヲ知ラサルモノナリ彼ノ農業ニ例センカ彼ノ工業ニ例セん乎豈ニ大小業其利益ヲ異ニセサルヲ聞カスヤ米國及ヒ英國ノ森林耕地ノ如キハ非常ニ大ナル土地ヲ一所有ト為シ其地ニ同種ノ者ヲ耕作ス之レニ反シテ仏國ノ如キ地ヲ細分シ種々ノ物ヲ耕作ス彼ノ實地ヲ聞知スルニ於テモ利益ノアル所分明ナラン耕地ニ器械ノ完全ナルモノヲ用ヘテ之ヲ耕耘スルコトヲ得ルト高価ナル器械モ容易ニ購求スルヲ以テ利益アリト雖トモ小農業ニ到リテハ完全ナル器械アルモ一反ノ田ヲ耕スニ千円以上ノ器械ヲ雇ニル能ハサルナリ夫レ器械ハ製造力ヲ増スニ最モナルモノナリ亦タ一家

常ハ種ヲ蒔キ一家ハ肥沃ヲ製スル如ク分業ヲ為スノ利益アリ  
小農業ニ於テハ然ラス亦タ其費用ニ至リテモ大ヘニ異同ア  
ランヤ皆ヘヘ爰ニ僅少ノ田地ヲ有スルニ家屋牛馬ノ如キ全  
ク要セサル可ラス然リ而シテ今其耕地ニ二倍ノ地ヲ得タリ  
トセンニ家庭牛馬ノ如キ全ク倍セルヲ要セサルヤ必セリ故  
ニ其業ノ大ヘナルニ隨ヘ必ス彼ノ割合ヲ減スルヤ明カナリ  
其費用ヲ一年ニ割合フニ及ハスシテ數年ニ割合フコトヲ得  
ヘシ是レ純費用ノ減スル所以ナリ亦タ工商ノ業ニ於テモ一  
般ナラン必スヤ分業ノ利アリ勞力ヲ省キ多分ノ物品ヲ産出  
スルヤ必セリ是レ其広大ナル事業ヲ起スニハ会社ニ優ルモ  
ノナク会社ノ大ナルニ從シテ大利益ヲ得ルト云フ以所ナリ  
故ニ此等ノ事業ハ二会社ヲシテ競争セシムルモ却テ其利益  
ナク故ニ専売ノ弊アリト駁スルモ一會社ヲシテ正直ニ取扱

ハシムルノ優ルムニ若カサルナリ況シヤ今マ配薬後金營業  
スルモノ一己人各自調剤ヲ特別ニ担任スルニ於テヲヤ其損  
失ノ益々多々ナルコト論ヲ俟タサルナリ故ニ一會社ヲシテ  
負担セシムルノ優レルニ若カス前述スル所ノ如ク調剤ヲ特  
別ニ担任スルトキハ唯タニ其利益ヲ得ル能ハサルノミナラ

## VI 経

ス其利益ヲ得ル能ハサレハ隨ツテ薬品ヲ粗悪ニスルノ弊ヲ  
脱スル能ハス其薬品ヲ粗悪ニスルノ弊ヲ脱スル能ハサレハ  
遂ニ公衆ノ信用ヲ欠キ良營業ヲシテ袁頽ヲ欲セサルモ得可  
カラサルニ至ルヤ必セリ吾等私ニ之レヲ苦慮スル久シ頃來  
同志ト相ヒ謀リテ一大会社ヲ起シ調剤所ト藥学校トヲ創設  
シ汎ク各配薬後金營業者ニ大利益ヲ得セシメ并セテ公衆ノ  
健康ヲ保持スルノ一大機具ヲ造ント欲ス左ニ規則ヲ書シ以  
テ配薬後金營業者ニ領シ果シテ此ノ舉ノ賞賛ヲ得テ一大会  
社ヲ設立スルノ榮ヲ得ルアラハ独リ吾等ノ素志ヲ達シ配薬  
後金營業者ノ永遠ニ大利ヲ得ルノミナラス遂ニ我カ中越ノ  
物産ノ第一部ヲ占メ全國同胞モ亦タ必ス著シキ幸福アルア  
ラン歟

## 富山調剤會社規則

### 第一章 目的

第一条 当會社ハ薬品ヲ精選シ配薬後金營業者ノ永遠ニ利  
益ヲ獲取セシメ及ヒ薬剤ノ何ニタルヲ知ラシメ該營業ヲ  
シテ我中越ノ物産ノ第一部ヲ占メ併セテ全國人民ノ健康  
寿命ヲ保持スルノ一助トナサンコトヲ當會社ノ目的トス

## 第二章 資本

第一条 当会社資本金四百万円トス

### 第二章 営業

第三条 当会社ハ普ク調剤ノ依頼ヲ受ケ調剤賃金ト薬品代

価ヲ請求スルモノナリ最モ営業ノ便益ヲ謀リ日本全国ヘ  
本年迄実際ニ配薬後金営業者ノ配置シアル古薬ヲモ買取  
リ新製ノ調剤トナシ調剤依頼者ノ需メニ応スルコトモア  
ルヘシ

第四条 当会社ハ調剤依頼者ノ便宜ニ拠リ運搬ノ依頼ヲ受  
タルトキハ五里以上ハ別ニ運搬料ヲ申受タル者トス

### 第四章 名称

第五条 当会社ヲ名ケテ富山調剤会社トス

第六条 当会社ヲ左ノ如ク二部ニ分ツ

#### 第一部

調剤所

#### 第二部

薬学校

### 第五章 位置

第七条 当会社ノ位地等ハ五十名以上株主募集ニ至リ協議

ヲ經確定スル者トス

## 第六章 株式

第八条 当会社ノ株式ハ四万株ニ分チ一株ニ付金百円トス  
第九条 当会社ノ株式ハ一株以上幾株ニテモ加入スルヲ得

ヘシト雖トモ、一株ヲ數名ニテ加入スル事ヲ許サス  
第十条 第八条ニ記載シタル如ク四万株ヲ要スル者ナルヲ  
以テ其全額ニ充ツルヲ株式募集ノ定度トス

第十一条 当会社株主名簿ヲ製シ株主ノ宿所姓名ヲ一株毎  
トニ列記シ本人ノ実印ヲ捺シ置キ株式ノ員数番号及ヒ其

売買譲渡ノ年月日ヲ登録シ株券裏面ヘ会社ノ割印ヲ捺ス  
ヘシ

第十二条 当会社ノ株券売買譲渡シヲ為ストキハ是レヲ会

社ニ申出テ株主名簿帳ニ登録ヲ需ムヘシ若シ其手続ヲナ  
サムル間ハ其効ヲ有セサル者トス

第十三条 当会社ノ株券ヲ磨耗シ又ハ紛失等ノ故ヲ以テ其  
書換及ヒ更ニ受取方ヲ望ムモノハ其事実明了ナルニ於テ  
ハ武人以上ノ保証人ヲ立テタル上是レヲ渡スヘシ

### 第七章 古薬買入

第十四条 当県下配薬後金営業者ノ日本全土ヘ配置シタル

古葉買入方ハ懸場帳記載ノ貼敷ヲ以テ日的トシ価額ヲ算

壳葉稅則ニ隨ヒ上納スル者トス

出シ買入ルゝ者トス

VI 経  
第十五条 古葉ヲ買受クルノ約束ヲ為ストキハ売主タル配  
藥後金營業者ハ武名ノ保証人ヲ立テ懸場帳記載ノ古葉帳  
數并ニ壳渡スニ相違ナキヲ證明セシメ買受クル者トス

但シ保証人ハ同業者一名親戚一名ヲ要スル者トス

第十六条 前二条ノ手続ヲ經配葉後金營業者ヨリ懸場帳ヲ  
以テ買入タルトキハ其帳簿ハ當会社へ譲り受ケ置ク者ト

ス

但シ配葉營業者營業上ノ都合ニ因リ依頼ニ応ジ懸場帳  
ヲ管渡ストキハ確實ナル証書ヲ收受ケ置ク者トス

#### 第八章 著學校

第十七条 著學校ハ文部省明治十五年七月十八日布達ヲ遵  
奉シ創立スル者トス

第十八条 当会社ニ於テ薬剤生夥多營業上必要ナルヲ以テ

速成ヲ謀リ三ヶ年間ハ乙種著學校ヲ創立スル者トス

#### 第九章 稅上納

第十九条 当会社營業稅ハ明治十年一月二十日第七号布告

第二十三条 社長ハ會社ノ事務ヲ總轄シ營業上一切ノ責メ

第二十条 当会社ノ役員ト称スル者ハ左ノ如シ

#### 第十章 役員

社長 一名

副社長 一名

會計長 一名

副會計長 一名

藥品買入長 二名

庶務長 一名

調査長 一名

調劑長 一名

書記内四十名調査付属  
書記六十名

第二十一条 当会社諸役員ハ(書記以下ヲ除ク)任期ハ満

二ヶ年目ニハ改選スル者トス

但シ再選ニ當ル者ハ勤続スルヲ得ベシ

第二十二条 当会社ノ役員タル者ハ規則ヲ守リ正実ニ職務

ヲ竭シ在勤中株式ヲ他人ニ譲渡スルヲ禁ス

ニ任ス

第二十四条 副社長ハ社長ヲ補佐シ事故アルトキハ其代理  
トナルヘシ

第二十五条 会計長薬品買入長庶務長調剤長等ハ其担任一  
切ノ事業ヲ支配シ意見アルトキハ社長ニ陳述シ而シテ認  
可ヲ得其意見ヲ行フ者トス

但シ副会計長モ是レニ準ス

第二十六条 調査長ハ薬品ノ粗悪及ヒ製素調剤帳数并ニ依  
頼人名其他一切ノ社務ヲ監督シ些事ト雖トモ社長ニ告知  
スル者トス

第二十七条 書記ハ上役ノ指図ニ隨ヒ社務ニ從事スル者ト  
ス

### 第十一章 教員

第二十八条 東京大学製薬学卒業生（明治十六年以後卒業  
ノ者）一名ヲ聘シ製練調剤等ヲ指揮セシムル者トス  
但シ當分ノ内ハ薬学校教員タルノ任ヲモ兼務ヲ委託ス  
ル者トス

### 第十二章 給料並ニ旅費

## 三 諸 会 社

第二十九条 役員給金額左ノ如シ

社長 年俸金 三百六拾円  
副社長 同 二百四拾円

会計長 同 二百四拾円

副会計長 同 百八拾円  
薬品買入長 同 三百六拾円  
庶務長 同 武百四拾円

調査長 同 百八拾円  
調剤長 同 武百四拾円

調査付属書記 同 一百武拾円  
書記 同 一百武拾五円

但シ小使ハ事務閑忙ニ因リ臨時増減スルヲ以テ

諸雜費中ヨリ月給ヲ支弁スルニ因テ茲ニ記セス

第三十条 教員月給ハ其學才如何ニ因リ確定スルモノト雖  
トモ大概年俸金千武百円ヲ日的トス

第三十一条 前數条ニ給俸額ヲ定ムト雖トモ實際事務繁忙  
ナルトキハ役員協議ノ上臨時變行増減スルコトモアルヘ  
(更カ)

但シ不得止時誼トス

## 第十五章 選舉及ヒ総会

第三十一条 諸役員疾病事故等ニ據リ不勤日數十五日迄ハ  
給料全額ヲ給シ十五日以上ハ其日數ニ忋シ半額ヲ給ス若  
シ六十日以上ニ到ルトキハ全額給セサルベシ

第三十三条 諸役員營業上ニ付派出日當等ハ可成節約シ其  
時々実費ヲ以テ支払フヘシ

### 第十二章 利子

第三十四条 当会社ノ株式ヲ有スル者ニハ毎年一割ノ利子  
ヲ払渡ス者トス

但シ払渡シ期限ハ毎年六月三十日十一月二十八日ノ一  
期トス

### 第十四章 積立金及ヒ潤益金

第三十五条 積立金及ヒ潤益金ノ多寡等ハ株主總会ニ於テ  
確定スル者トス

第三十六条 当会社ノ積立金ハ富山銀行へ預付シ入品ノ時  
々領受スヘキ者トス

但シ本条預付及ヒ領受ノ手続キハ役員協議ノ上銀行へ

結約スル者トス

第三十七条 社長副社長及ヒ諸掛長ハ營業上ニ熟練シ居ル  
者ヲ株主選挙会ヲ開キ投票ノ上是レヲ選定スル者トス  
但シ当会社ノ株式ヲ有スル者ニアラサレハ選挙スルヲ  
許サス

第三十八条 総会ハ毎年六月ト十一月トノ一期トシ其定期  
ニハ株主立会ニテ總勘定ヲナシ會議ヲ開キ其利益金ノ配

当及ヒ積立金等ヲ確定シ将来營業ノ進路ヲモ議決スル者  
トス

第三十九条 株主總会及ヒ投票ノ権限ハ一株一人トシ十株  
所持ノ者ハ一人ニシテ十人ノ権限ヲ有スル者トシ十株以  
上ハ五株毎ニ一株ノ権限ヲ有スル者トス

第四十条 每年株主總会当日ハ社長或ヒ副社長ノ内ニテ會  
頭トナリ其席ニ付キ既ニ取扱タル事務ノ実況ヲ株主一同  
ヘ報告シ本公司ニ提供スル議案ヲ朗読シ其ノ決議ヲ取ル  
ヘシ

但シ會議ハ同意ノ多寡ニ因リ決スル者トス

第四十一条 臨時会ハ当会社重大ノ件ニ非ラサレハ社長ノ

特權ヲ以テ開クヘカラスト雖トモ株主五十名以上申出ツルトキハ事務ノ都合ニ依リテ日限ヲ定メ總会ノ報告ヲナシヲ社長ノ責任トス

第四十七条 株主記名ヲ削除サレタル者ハ積立金ヲ返却セサルハ勿論其所為營業ノ利害ニ関スルトキハ株式ヲ沒収シ相当ノ償金ヲ出サシムル者トス

## 第十六章 雜則

### 營業上決算表

第四十二条 当会社ノ金錢出納ハ会計長担任スト雖モ日々

金錢ノ出入ハ多少共國立銀行へ振込ミ為換切符ヲ以テシ

総テ正貨ヲ取扱ハサル者トス

第四十三条 当会社ノ諸帳簿記載法ハ商業簿記法ヲ用ヘ其

式ヲニシテ一日瞭然株主ノ調査ヲシテ易カラシムル者

トス

一 金四百萬円也

全國配置ノ總額

内

金百三拾三万三千三百三拾三円三拾三錢三厘 営業者年

々売揚高差引残金武百六拾六万六千六百六拾六円六拾六  
錢六厘

参考

第四十四条 株主ハ營業上ノ損益ヲ負担スル者ナルカ故ニ

當ニ營業ノ景況ニ注目シ当会社ノ利害ニ關スル意見アル

トキハ何時タリトモ意見書ヲ以テ社長へ申シ出ツヘシ

第四十五条 当会社事業盛大ニ立至リ積立金ヲ引去リ夥多

ノ潤益アルトキハ株主協議ノ上株金消却スルコトアルヘ

シ

ルヲ以テ見易カラシムル為メ掲示スル

### 支払ノ部

第四十六条 凡ソ社則ニ背キ或ハ当会社ヲ妨碍シタルトキ

三 諸会社

ハ株主協議ノ上株式帳簿ノ記名ヲ削除スルコトアルベシ

一 金武百六拾六万六千六百 日本全土へ配置シタル古

六拾六円六拾六錢六厘 薬購求料次年へ繰越シ金

金四百万円也 資本高

一 同四拾万円

新薬種購求料

創業費予算表

一 同拾万円

包紙類購求料

創業費

一 同三万円

錫箱曲物貯瓶其他薬品料

内訳

一 同拾万円

調剤費雇入日当共

金千五百円也

古薬買入取調ニ付派出並ニ旅費

一 同九万円

荷作リ運送費共

金千五百円也

等見積り

一 同八千円

營業税学校費共

金七万五千円也

会社設立地所買入費並ニ調剤所

一 同七万円

役員給料

金七万五千円也

薬学校等建築費見積り

一 同三拾五万円

資本金利子

金

諸雜費

一 同三千円

臨時諸雜費

金三千九百八拾円也

調剤器械買入費

### 通計

金三百七拾五万七千六百六拾六円六拾六錢六厘

### 収入ノ部

一 金三百九十万八千円也 薬種代価並ニ調剤料共見積り

一 同九万武千円也 荷物運搬並ニ手数料見積

### 通計

金四百万円也 収入高

支  
差引金武拾四万武千三百二拾三円三拾三錢三厘 潤益高

金百円

乳鉢丸筒丸薬器四箇丸薬臼器二

箇丸薬衣掛二箇瓦ハカリ三箇ヲ

ノス秤三箇鐵籠陶竈水牛籠水牛

匙手秤大中小三箇

## 六〇〇 明治十年 配薬商社申合規則

秤器二箇

金七拾五円

橋秤器一箇

金三拾円

瓶並ニ益私壺

金千円

汕瓶舍利瓶二重蓋丁幾瓶

金式百円

調剤棚同机浸剤籠煎剤籠乾燥棚

金四百円

瓶棚益私籠

金五千円也

藥学校器械

此内訳

金式千円

化学器械

金千五百円

理学器械

金五百円

分析器械

金式百五拾円

秤 武箇

金七百五拾円

動植物金石ノ雛形

(富山県立図書館蔵)

### 第二章 材体之事

配薬商社申合規則

第二節 该社は売薬を以て営業とし、明治十年第七号

公布売薬規則を始め追次令を遵奉し、株主一同

同盟結社以て、本業を永遠に拡充せん事を要す。

第三節 社号を配薬商社と称し、本社は石川県下第二大

大区小三区越中国水橋東大町七十番屋敷に設置し、漸次事業の開進に隨い、適宜に支店を設くるを目的とす。

第四節 明治九年六月越中国第二大区小三区水橋町石

黒七次、許可を得たる、製薬二十三品を販売するを今日の営業とし、漸次泰西医薬の良剤を選し、更に許可を得て、広く人民の便益を助けんとす。(後略)

(『水橋町郷土史』)

充一 明治十年六、八月 配薬舎人事

飛驒國 船津町

当配薬舎七番組周旋方申添候事

一 武田九十七錢五厘  
市兵衛

明治拾年六月

一 八拾七錢五厘  
平七郎

直江利三郎殿

一 壱円六十五錢  
甚兵衛

跡世話役中渡候事

一 三拾錢  
吉四郎

明治拾年八月

一 六拾錢  
兵三郎

押田佐四郎殿

一 六拾九錢六厘  
要三郎

当配薬舎会計係兼行商係中渡候事

一 壱円四拾錢  
与平

明治拾年六月

配薬舎 印

一 三拾三錢志原  
弥助

押田佐四郎殿

一 六拾錢  
善三郎

(木橋町幾主史)

一 三拾壹錢  
三四郎

充一 明治十五年十一月 壳藥懸場樂驛国決算帳

一 三拾五錢  
菊治

(蓋紙)

「 明治十五年十二月三十日

押田平治郎  
左藤左衛門

一 拾七錢五厘  
文三郎

壳藥掛場樂驛国決算帳

一 八拾七錢三厘  
只右衛門

報人 黒川五郎右衛門  
上口與四右衛門

一 拾錢五厘  
兵十郎

一 三拾錢志原  
嘉右衛門

一 拾八錢四厘  
森蔵

三 諸 会 社

高 山 領	五百五十五、三、二	三百六錢	五錢八厘
高山東在大名 田郷片野組	一五三	三錢六厘	三錢六厘
合 计	五百五十九、四、九	一百一十九錢	一錢九分九厘九毫九絲九忽
			零錢

(富山市役所蔵・財團法人 水橋郷土史料館保管)

六五 明治十八年十一月 業者大会にて大会社設立

### 企画

一 昨十七日当所にて重立たる売薬業者村澤金廣、古山調次郎、石井義春、古山正人、志波久次郎氏等が首唱者となり梅澤町大法寺にて売薬者多人数集会したり其模様を聞くに富山町たるや二百年来売薬を以て一大産業となし壹万有余戸の活路と恃み來りしも元薬印紙税發布以來該業者の困難慘状実に譬ふるにものなき而已ならず外にハ行商者の犯則踵相繼き亦た内にハ從来売薬掛場帳を抵当と借用せし金円の債主痛く督責し家計の維持に苦むもの滔々皆是なり

夫れ該業に關する諸商工幾千人となく其方向を失し手を空あし徒食するに至れり斯くありてハ地方の衰頽日に増し底止する處を知るべからず因て売薬者たるものハ今や奮發以て従来の弊風を矯正し世の進歩に伴隨し一大会社を設立し専ら売薬の改良を謀り行商者等に至るまで売薬の何者たるを知らしめ此の産業の衰頽を挽回せんとの主意なりしといふ今該会社設立の大意を左に掲げぬ

第一 売薬は社会に有効あるものを諸大医の法剤を以て

調製販売すること

第二 薬学校を設け卒業したる者を以て漸次会社の行商者と為し調剤師に従事せしむること

第三 司藥場を設け製薬の事業を起し之を行商人(卒業生)をして弘く販売の路を開かしめ以て売薬の弊害を矯め将来越中の利益を増進せしむること

因に云ふ此の事に付村澤氏等が近々諸大医等に就き該社の方法等を問ひ合せとして上京する都合なりと聞く

(「日本新聞」明治十八年十一月十九日)

六四 明治十八年 売藥受払帳

金三拾貳円

壹貼定価

貳錢

明治十八年

壹千貼

同

(説)

明治十八年

金壹拾円

壹貼定価

壹錢

売藥受払帳

壹百貼

活壽丸

拾錢

受売人

壹百貼

壹貼定価

拾錢

石金長四郎

金五円

壹貼定価

五錢

富山太田口町 吉山調次郎ヨリ受高貼数

金九円

壹貼定価

三錢

明治十八年十月廿四日

金九円

壹貼定価

三錢

一 貳百五拾貼 春名肝納丸

金九円

壹貼定価

三錢

金五拾円

壹貼定価 貳拾錢

一 貳百廿貼 同

金拾貳円

壹貼定価

拾錢

一 貳百三拾貼 同

金拾貳円

壹貼定価

拾錢

金拾貳円五十錢

金拾貳円

壹貼定価

拾錢

一 老千貼 同

金拾貳円

壹貼定価

拾錢

金三拾円

金四円

壹貼定価

貳錢

一 貳千六百貼 同

金四円

壹貼定價

貳錢

金三円	壹貼定価	壹錢五厘
六拾貼	病病はら薬	一四拾貼
金六円	壹貼定価	壹病感應丸
三百貼	即功紙	金四円
金三円	壹貼定価	壹貼定価
壹百貼	老錢	拾錢
金五円	老貼定価	一武拾貼
七拾貼	熊膽丸	金武円
金三円五拾錢	老貼定価	老貼定価
六拾貼	五錢	老貼定価
金三円八拾錢	壹貼定価	老貼定価
式拾貼	三錢	老貼定価
金三円	老丹	老貼定価
式拾貼	五錢	老貼定価
金三円	老貼定価	老貼定価
式拾貼	五錢	老貼定価
金三円	老貼定価	老貼定価
金三円	老貼定価	老貼定価
四百貼	退蟲丸	老貼定価
金四円	老貼定價	老貼定價
四百貼	老錢	老貼定價
同	同	武拾錢
四百九十貼	同	拾錢

春名肝納丸

年月日	渡高貼數	行人姓名
明治十八年十一月二日 同	百廿五貼 百廿五貼 合計貳百五拾貼 老貼定価或拾錢	上口与右三門 中島長四郎
	春名肝納丸	

右検査候事

明治十九年五月廿九日

六百四拾貼	同	五錢
千四百八拾貼	同	三錢
貳千三百貼	同	武錢
三百貼	同	壹錢五厘
壹千七百貼	同	壹錢

春名肝納丸

年月日	渡高貼數	行人姓名
十八年十一月二日 同	六拾貼 六拾貼 合計百廿貼 老貼定価拾錢	上口与右三門 中島長四郎

年月日	渡高貼數	行人姓名
十八年十一月二日 同	百拾五貼 百拾五貼 合計貳百三十貼 老貼定価五錢	上口与右三門 中島長四郎

(中略)  
セメン円

年月日	渡高貼數	行人姓名
十八年十一月二日 同	八百貼 八百貼	上口与右三門 中島長四郎

会計手文書  
壹貼定価或錢

(中略)

活書丸

○明治十八年十一月一日

上口与右玉門

(中島長四郎も同様である)

年	月	日	渡	高	貼	數	行	商	人	姓	名	業	品	名	渡	高	貼	數	壹	貼	定	価		
十八	年	十一	月	二	日	五拾貼	上	口	与	右	玉	門	春	名	肝	納	丸	一	一	五	貼	二	〇	錢
同						五拾貼	中	島	長	四	郎		"	"	"	"	"	六	〇	"	"	"	"	
						會計壹百貼											五	〇	〇					
						壹貼定価拾錢							セ	メ	ン	円	八	〇	〇	二	二	一		
													活	壽	丸		五	〇	〇	五	〇	一		
													"	"	"	"	五	〇	〇	五	〇	一		

年	月	日	渡	高	貼	數	行	商	人	姓	名	業	品	名	渡	高	貼	數	壹	貼	定	価	
十八	年	十一	月	二	日	壹百貼	上	口	与	右	玉	門	敬	震	丹	五	〇	一	五	〇	三	一	五
同						壹百貼	中	島	長	四	郎		"	"	"	"	"	六	五	"	"	"	
						會計貳百貼							一	角	丸	二	五	〇	一	一	一	一	
						壹貼定價貳錢							反	魂	丹	一	〇	〇	一	〇	〇	一	

明治十九年五月廿九日

富山県御用掛 中村直行 区

同 小島栄三

(富山市役所蔵・財團法人 水橋郷土史料館保管)

空室 明治十九年五月 壳薬改良会社設置の発起広

告

広 告

今回私共、壳薬改良会社、設置ノ義発起致シ候ニ付、左  
二ヶ所ニ於テ事務所ヲ設ケ、業務取扱と候間、規則等熟覽  
致度方ハ同所エ御来会被下度、此段同盟諸君へ及御報道候  
也

富山梅澤町村澤金廣方

発起人仮事務所

東水橋西天神町百八拾八番地石黒七次方

同 支 所

村 泽 金 廣

痢 病	は ら 薬	三〇貼	一〇銭
即 功	紙	一五〇	一
熊 膽	丸	五〇	同
萬 金	丹	三五	小島栄三
寶 ノ	丹	三〇	
むし下し退蟲丸	一〇	一〇	
妙振出救衆湯	一一〇	一〇	
ノ	五〇	一	
萬病感應丸	一一〇	一〇	
救命丸	一〇	一〇	
蒼龍丸	五〇	五	
寶母散	一〇	三	
熊膽圓	五〇	三	
計	三、五〇五		

合計 七千式百六拾貼

武百五拾七円九錢

会 社 譜

右検査候事

石井義春

古山調次郎

志波久次郎

石井義守

株主総会ノ決議ニ依リ更ニ県庁ノ認許ヲ経テ継続スルコトヲ得

第六条 当会社ノ業務ハ此定款ニ掲リ重役ニ委任スルモノ

トス

古山正人

第二章 資本金

(中越新聞 明治十九年五月十一日)

第七条 当会社ノ資本金ハ貳万五千円トシ之ヲ五拾株ニ分チ壹株ヲ五百円ト定ム但株主総会ノ決議ニ依リ県庁ノ

認許ヲ経テ之ヲ増減スルコトヲ得

第三章 役員

第八条 当会社ノ役員ト称スルモノ左ノ如シ但社長副社長取締ノ二役ヲ重役ト称ス

第一条 当会社ノ名称ハ壳素改良会社ト称ス  
第二条 当会社ハ名医ノ薬方ヲ得テ諸薬剤ヲ改良シ越中壳

薬ノ名声ヲ揚ケ販路ヲ拡ムルヲ以テ目的トス

第三条 当会社ハ有限責任トシ当会社負債弁償ノ義務ハ株

金全額ニ止マルモノトス

第四条 当会社ノ位置ハ上新川新富山 町 番地ト

ス

五 手代 同上

第五条 当会社ノ営業期限ハ満十ヶ年トス 但満期ニ至リ

第九条 社長ハ会社ノ事務ヲ總轄シ営業上一切ノ責ニ任ス

第十条 副社長ハ社長ヲ補佐シ社長事故アルトキハ其事務

ヲ代理ス

第十九条 取締ハ会社一切ノ業務ヲ監察シ意見アルトキハ

社長ニ陳告ス

第二十条 取締ハ重役中ニ於テ職任不適当ノ行為アリト認

ムルトキハ同役半数以上又ハ社長副社長ノ同意ヲ得テ  
臨時総会ヲ催スコトヲ得但本条ノ場合ニ於テハ其事由  
ヲ株主ニ説明スヘシ

第二十一条 支配人ハ社長副社長ノ命ヲ承ケ一部ノ事務ヲ分

担ス

第二十二条 手代ハ上役ノ命ヲ承ケ書記計算等ニ従事ス

第二十三条 重役ハ例式総会ニ於テ株主中ヨリ選舉スルモノ

トス

第二十四条 重役ノ任期ハ滿三ヶ年トス但満期後再選ニ依リ

重任スルコトヲ得

第二十五条 重役ハ例式総会ニ於テ株主中ヨリ選舉スルモノ

トス

第二十六条 重役ノ任期ハ滿三ヶ年トス但満期後再選ニ依リ

重任スルコトヲ得

第二十七条 重役任期中退職スルトキハ第十五条ノ手続ニ依

リ選舉補充シ又ハ総会ヲ要セス株主ノ投票ヲ以テ之ヲ

定ムルコトアルヘシ但補充員ハ前任者ノ任期ニ至レハ

解任スルモノトス

第十八条 重役ノ俸給並ニ賞与等ハ例式総会ニ於テ議定ス

ルモノトス

第十九条 重役ハ会社ノ定款ヲ守リ正実ニ職務ヲ尽スヘキ

ノ誓詞文ヲ出シ置クヘシ

第二十条 支配人以下ハ重役協議ノ上株主中ヨリ選任スヘ

シト雖モ時宜ニ依リ株主外ノ者ヲ選任スルコトアルヘ

シ

第二十一条 支配人以下ノ俸給賞与等ハ重役協議ノ上定額範

囲内ニテ専行スルモノトス

第二十二条 役員中若シ会社ノ規則ヲ犯シ会社ニ対シ損害ヲ

負ハシメタルトキハ之ヲ弁償スルモノトス

第二十三条 当会社ニ左ノ技術士ヲ置ク

一 調剤師 一名

二 調剤助手 無定員

第二十四条 滅菌師ハ調剤助手以下ヲ指揮シ調剤上ノ実務ヲ

行フ

第二十五条 調剤助手ハ調剤師ノ指揮ヲ受ケ調剤上ノ実務ニ

従事ス

當 第廿六条 調剤師ハ重役協議ノ上製薬士ヲ聘シテ之ニ充テ

其権限責任俸給任期等ハ特別ノ條約ヲ以テ定ムルモノ

経

トス

第廿七条 調剤助手ハ重役協議ノ上調剤師ノ意見ヲ聞キ達

任スルモノトス

第廿八条 調剤助手及調剤上ニ使役スル諸工夫ノ報給賞与等ハ重役協議ノ上調剤師ノ意見ヲ聞キ定額範囲内ニテ専行スルモノトス

#### 第四章 重役會議

第廿九条 正副社長取締ノ會議ヲ重役會議ト称ス

第三十条 議事ノ須要ニ依リ調剤師或ハ支配人ヲ会同セシムルコトアルヘシ

第卅一条 重役會議ハ薬品購求又ハ販売ノ方法及請款人行

商人ノ心得其他當業上ノ細則等ヲ商議スルモノトス

第卅二条 重役會議ハ此定款ニ從ヒ會議ヲ必要トル場合ニ開クモノトス

第卅三条 重役會議ノ議長ハ社長之ニ当ル若シ事故アルトキハ副社長又ハ取締之ヲ勤ムルモノトス

#### 第五章 株主権利及責任

第卅四条 当会社ノ規則ヲ承認シテ株式ヲ引受ケント欲スル者ハ株主タルコトヲ得ヘシ但老名老株ニ限ルモノトス

第卅五条 当会社ノ株式ヲ引受ケント欲スル者ハ最初申込ノトキ株金ノ三割（即チ百五拾円）残ハ開業ノ日ヨリ一ヶ年以内ニ当会社ノ報告ニ依リ入金スヘシ

第卅六条 組合又ハ会社等ノ名義ヲ以テ当会社ノ株式ヲ引受ケント欲スル者ハ其中重立タル者老名ノ名前ヲ定メ

株式ニ対スル権利及責任ヲ担当セシムヘシ

第卅七条 株主ヘハ左式ノ株券ヲ交付スルモノトス但株金全額ヲ払入レタル者ニ限ル

#### 番 号

堺薬改良会社株式

当堺薬改良会社ノ定款ニ從ヒ明治十九年 月 日ヨリ

我堺薬改良会社株式ノ内五百円即老株ノ株主タルコト

相違ナキ証拠トシテ此券状ニ当会社ノ印章ヲ押捺シ之ヲ交付スル者也

明治十九年 月 日 会社印

社長

副社長

換又ハ再渡ヲ望ムモノハ二人以上ノ保証人ヲ立其事実ヲ詳明スルトキハ之ヲ渡スヘシ

取締

何誰殿

第卅八条 当会社ハ株式帳ヲ製シ株主ノ姓名屬籍住所株式

ノ番号及其売買譲渡ノ年月日ヲ登記シ置クヘシ但此株

式帳ハ當業中差支ナキ時間ニ於テハ株式ノ検閱ニ供ス

ヘシ

第卅九条 株式ノ売買譲渡ヲ為ストキハ之ヲ会社ニ申出株

式帳ニ登録ヲ求ムヘシ若シ其手続ヲ為サムル間ハ券券

ノ名前入ヲ以テ株式ノ持主ト定ムヘシ

第四十条 当会社ノ株式ヲ売渡或ハ譲渡ニ付直接間接ニ拘

ラス会社ノ公益ヲ妨碍スルコトアリト認ムルトキハ会

社ハ其登簿ヲ拒ムコトアルヘシ

第四十一条 株主其姓名ヲ変スルカ或ハ住所ヲ転スルトキ

ハ書面ヲ以テ其趣ヲ会社ニ申出ヘシ

三 第四十二条 株券ヲ毀損又ハ紛失シタル等ノ故ヲ以テ其害

ノ景況及第五十三条精算報告並ニ第五十四条収入金分  
配方等譲定ノ為メ開クモノヲ例式總会ト称ス

第四十六条 会社ノ定款ニ従ヒ臨時株主ノ總会ヲ必要トス

ル場合ニ於テ開クモノヲ臨時總会ト称ス

## 第六章 総会

第四十七条 総会ヲ開カントスルトキハ少クトモ十日前ニ

其会場及日時ヲ株主ニ通知スヘシ

第四十八条 各株主事故アリテ出席シ能ハサルトキハ委任

状ヲ付シ他ノ株主ヲ以テ代理セシムルコトヲ得若シ通

知ヲ得テ出席セス或ハ正當ノ代理人ヲ差出サシテ他  
日異議ヲ述フルモ總テ無効タルベシ

トシ役員ノ賞与及会社ノ積立金ヲ引去リ余ヲ各株主ニ  
配当スベシ

第四十九条 総会ノ会長ハ社長之ニ当ル若シ事故アルトキ

ハ副社長又ハ取締之ヲ勤ムベシ但シ第十二条第四十三  
条ノ場合ニ於テハ出席員ノ内ヨリ会長ヲ互選スルコト

アルヘシ

#### 第八章 改正増補

第五十五条 此定款ハ株主総会ノ決議ニ依リ県庁ノ認許ヲ  
経テ之ヲ改正増補スルヨトヲ得

(群山県立函書館藏)

第五十条 総会ニ於テ事ヲ決スルニハ其投票ヲ數ヘ過半数

ノ同意ヲ以テス若シ可否同数ガルトキハ会長之ヲ決ス

第五十一条 議事ノ要領ハ簿冊ニ録シ会長之ニ署名シ他日

ノ徵証ニ供スベシ

#### 第七章 計算

第五十二条 当会社ハ明細正確ナル帳簿ヲ製シ置キ県庁ノ  
検査官又ハ株主ノ検閱ニ供スベシ

第五十三条 当会社ノ会計年度ハ毎年七月一日ヨリ翌年六

月三十日ニ至ルヲ以テ一周年度トシ毎年七月ノ例式總  
会ニ於テ前年度ノ精算ヲ報告スベシ

明治廿三年度印紙遣松高二千九百九二円九拾三錢六厘  
明治廿四年度印紙遣松高三千九百九十八円九拾二錢三厘

第五十四条 当会社ハ毎年六月三十日限リ其損益ヲ計算シ  
總収入金ノ内ヨリ一切ノ費用ヲ控除シ残金ヲ以テ純益

明治廿五年度印紙遣松高三千五百九二円七拾錢一厘  
明治廿六年度印紙遣松高三千七百四十八円〇七錢四厘

明治廿七年度印紙遣払高四千二百四拾八円七拾二錢五厘

(「富山日報」明治二十八年一月二十一日)

内行商者を有するもの僅かに二三十、而して二百人の行商者は往々年一度廻りの者にして之きへ高岡市人は甚だ少くして小杉下村西岩瀬の人最も多きは蓋し高岡市の労働口利の涵養は古来或る事情によりて往々金物其他の製作職工に誘

#### 六六 明治二十九年三月 高岡市の売薬状況

高岡市は売薬營業者極めて少なく營業者五十六人請売者百十八人之が行商百八十九あるも其營業者と称する岡本清右衛門營業藥方數は一方剤行商人は廿六人、菅野伝右衛門營業藥十六方行商廿二人、伊勢長右衛門營業藥十五方行商十三人、正村五平營業藥七方行商十二人、越野長二營業十四方行商十一人、田代半兵衛六十一方十人、明石善助十八方八人、佐野權四郎八方七人、笠間清四郎十方二人、松木宗左衛門十二方四人、泉八右衛門五方四人、吉野八平一方四人、室崎間右衛門一方二人、山本辰右衛門二方二人にて其中或は他人の請売を為して之を行商人に持たしめて懸場先へ配置し或は自己營業藥の多分は他人の行商者に持たしむる目的を以て營業し其他百分營業一二方に併せて他人の売薬を請売自ら行商せり又た市内藥種商大小廿戸あるも其

收されし為めならん、配置売薬の仕入は往々四五月の頃にして高岡市内に於て印紙を購ふもの三分の一計り余は悉く富山市より購求し去れり今行商者一人にて一年三百円宛持參し帰ると假定せば三百人にて六万円其内行商人の給料共他費用及び売薬の元価を控除せば純益實に何程も残らず

(「富山日報」明治二十九年三月八日)

#### 六九 明治三十四年 富山藥剤株式会社新株公募

##### 新株式申込証

定款作製年月日 明治參拾參年九月參拾日

目 的 売薬ノ製造、卸賣、小売、及ビ売薬請賣、商品委託販賣、貸付金ノ營業

商 号 富山藥剤株式会社

當 資本ノ總額 金老万五千円ノ内增加資本金壹万式千五  
額 五円  
壹株ノ金額 金五拾円  
取締役方有ス可 参株

五円

金五拾円

參株

富山県富山市桃井町參拾七番地  
富山県富山市梅澤町百八拾六番地

參株 取締役 吉川 吉次郎

武株 監査役 中井 孝蔵

富山県富山市千石町百拾武番地

武株 監査役 高桑 総太郎

同上新川郡新庄町大字新庄村百六拾三番地

武株 監査役 上井 元吉

第老回払込ノ金額 金拾式四五拾錢

(大田家文書・富山市立郷土博物館蔵)

富山県富山市總曲輪百九拾五番地

取締役及 ノ氏名住所及其引受ケタル株式ノ數  
監査役

參株 取締役社長 安達周平

富山県富山市南新町拾四番地

參株 取締役 久郷喜平

富山県富山市大工町拾七番地

込み

400 明治三十四年七月 富山薬剤株式会社新株申

參株 取締役 古谷宗七  
同上新川郡大沢野村大字稻代村古武番地

參株 取締役 島原鐵之助

明治参拾四年 月 日

一 富山薬剤株式会社新株申  
前頭ノ各事項ヲ承諾シ右ノ通り引受可申候間証拠金五円相  
添此段申込候也

富山県富山市泉町八拾八番地

明治三十五年一月 富山壳藥株式会社創立總

大田ミツ未成年ニ付同人ノ母

会

親権者 大田ウタ

富山薬剤株式会社

御中

明治十六年本町に壳薬行商を為すもの簇出したるにより酒

井延昌、菊森太七郎、草島喜七郎、梅野五四郎、畠栄助、

中川雅由の諸氏発起となり壳薬製造を目的とする精壽堂なるものを創設し營業方數僅かに十二万なりき後中川久正氏

後継經營者と為り付属行商人漸く四十余名ありしも明治三

十四年に至り本町元薬行商者合同組織を以て株式会社設立の議起り精壽堂の營業全部を繼續する事とし明治三十五年一月十六日創立総会を開き同年二月二十四日之れが設立記を為したり

太田清助殿

(大田家文書・富山市立郷土博物館蔵)

当社の資本金及目的左の如し

一 資本金 金壱万円

一 目的 壳薬製造卸売及小売

一大正二年十月工場ハ狭隘を告げたるにより現工場

三 諸会社

富山薬剤株式会社

同

富山壳藥株式会社

同

一 金七円五拾錢  
但シ新株式第壹回株金払込分 壱株分  
右之金額正ニ領收候也

明治卅四年七月三十一日

一 金七円五拾錢

領 収 証

第八四号

富山壳藥株式会社

に改築し同三年七月一日調剤主任として薬剤師を  
備用したり同時に旧来よりの免許事項に基き各帳  
主勝手に売薬製造販売をなし來たりし為偶々売薬  
法違犯行為をなすものありしにより各重役協議の  
結果斷然之れが矯正を為すべく旧慣を打破し免許  
売薬の事項を改正且つ薬味統一をなし会社が直接  
原素薬品を購入し薬剤師監督製剤して各帳主へ売  
渡すこととし從来当社の總経費は各帳主に分賦割  
当せしも之れを徵収せざることに改めたり同年二  
月セメン田外六方は直属の職工をして薬監仕上專  
売薬に指定したり。

当社の事業成績及創立後の役員は左の如し

富山県婦負郡四方町四方二二八七番地

富山 売 薬 株 式 会 社

一 創立年月日 明治三十五年一月十六日

一 資本金 金毫万円

年	次	売薬製造販賣	積立金	配當率		
					明治三十五年	三十六年
同	同	同	同	同	同	同
年	年	年	年	年	年	年
明治三十五年	三十六年	三十七年	三十八年	三十九年	四十一年	四十二年
正元年						
四年	五年	六年	七年	八年	九年	十年
同	同	同	同	同	同	同
就職及退職ノ年月日						
明治三十五年二月二十四日就職						
同	同	同	同	同	同	同
日	日	日	日	日	日	日
就職						
取締役						
同	同	同	同	同	同	同
中川						
平久						
正蔵						
名	名	名	名	名	名	名
創立以来ノ役員名						
富山 売 薬 株 式 会 社						
一 創立年月日 明治三十五年一月十六日						
一 資本金 金毫万円						

四〇一 明治三十五年九月 内外薬品株式会社の発足  
 予ねて当市の大菅昇平、福田栄太郎、同清一、藤井諭三、久郷喜平、畠権蔵等諸氏の发起にかかる同会社は、いよいよ資本金参万円にて設立することとなりたるがその目的は、重に富山売薬業者の使用する原料薬品を廉価に供給し、専ら當業者の便益を図り以て売薬界の改善発達を企図せんとする趣意に出で、何分機宜に適したる事業なれば、株式募集に応するもの続々ある由にて、近日設立登記の中請をなす

### 四〇二 明治三十五年九月 内外薬品株式会社の発足

同年四月十二年	同月	同月	同月	同月	同月	同月	同月	同月	同月	同月	同月	同月	同月	同月	同月
四年三月二十九日	同日	同日	同日	同日	同日	同日	同日	同日	同日	同日	同日	同日	同日	同日	同日
就職	就職	就職	就職	就職	就職	就職	就職	就職	就職	就職	就職	就職	就職	就職	就職
現取締役	現取締役	現取締役	現取締役	現取締役	現取締役	現取締役	現取締役	現取締役	現取締役	現取締役	現取締役	現取締役	現取締役	現取締役	現取締役
八ツ橋	城尾喜八	利波市三郎	矢後藤次郎	梅野五郎											
（音）平	（音）平	（音）平	（音）平	（音）平	（音）平	（音）平	（音）平	（音）平	（音）平	（音）平	（音）平	（音）平	（音）平	（音）平	（音）平

答なりと、因に同株式は五十円券にて、第一回の払込み金は拾武円五拾錢、応募者は一株に付金壱円を添へ申込むべし  
 (「富山日報」明治三十五年九月三十日)

### 四〇三 明治四十一年度 売薬会社の状況

富山県に於ける売薬営業者中団体営業の分左の如し、

(四十一年度未現在)

#### ◎廣貢堂

廣貢堂は明治十年五月の創立にして、当初事務所を富山市惣曲輪五拾武番地に設立す、後今の梅澤町二百十番地へ移転したり、団体営業の始租にして、又其最も大なるものなり、其四十一年度の売薬製造定価総額は百九万七千円六百六十円八拾參錢にして、堂主は郵澤金廣なり、

#### ◎帥天堂

帥天堂は明治十五年九月一日の創立にして、富山市荒町二十五番地に在り、其四十一年度の売薬製造定価総額は拾七

萬五千四拾七円八拾九錢にして、堂主佐久間文明、營業代  
理人日南田宇八郎なり、  
経緯

◎精壽堂

精壽堂は明治三十一年六月六日の創立にして、富山市山王  
町三十七番地に在り、其四十一年度の売薬製造定価総額は  
拾參万九千五百參円七拾六錢にして、堂主は中川久正なり、  
締役は島倉彦作なり、

◎富山藥業株式会社

富山藥業株式会社は明治三十七年二月五日の創立にして、

富山市星井町三十六番地に在り、其四十一年度の売薬製造  
定価総額は六万四千八百參拾武円五拾錢にして、社長は土  
田眞雄なり、

◎富山藥劑株式会社

富山藥劑株式会社は明治三十一年十月十二日の創立にして、

◎永生堂

永生堂は明治十五年五月十六日の創立にして、富山市星井  
町百三十七番地に在り、其四十一年度の売薬製造定価総額  
は壹万九千武百五拾七円貳拾六錢にして、堂主は波多野三  
吾なり、

◎惣盛堂

富山市惣盛堂は明治三十九年六月十六番地に在り、其四十  
一年度の売薬製造定価総額は拾參万一千百武拾九円六拾五  
錢にして、社長は安達敬直なり、

◎株式会社盛貴堂

株式会社盛貴堂は明治三十一年七月廿六日の創立にして、

株式会社保壽堂は明治三十七年三月一日の創立にして、中

富山市古鍛冶町五十九番地に在り、其四十一年度の売薬製  
造定価総額は貳万八千七百六拾八円拾七錢にして、常務取  
締役は鳥倉彦作なり、

◎富山製剤株式会社

富山製剤株式会社は明治三十七年四月二十七日の創立にし  
て、富山市八人町四十九番地に在り、其四十一年度の売薬  
製造定価総額は壹万七千武百八円六拾錢なり、

◎永生堂

永生堂は明治十五年五月十六日の創立にして、富山市星井  
町百三十七番地に在り、其四十一年度の売薬製造定価総額  
は壹万九千武百五拾七円貳拾六錢にして、堂主は波多野三  
吾なり、

◎惣盛堂

惣盛堂は明治十八年十一月十九日の創立にして、富山市稻  
荷町百五番地に在り、其四十一年度の売薬製造定価総額は  
壹万七百円にして、堂主は石瀬傳四郎なり、

◎株式会社保壽堂

株式会社保壽堂は明治三十七年三月一日の創立にして、中

新川郡滑川町に在り、其四十一年度中の売薬製造定価総額は七万九千四百八拾九円六拾錢にして、堂主は宮崎太左衛門なり、

#### ◎合名会社東洋薬館

合名会社東洋薬館は明治三十七年十二月二十三日の創立にして、中新川郡滑川町に在り、其四十一年度中の売薬製造定価総額は七千四百七拾參円參拾武錢なり、

#### ◎北陸売薬名資会社

北陸売薬名資会社は明治三十三年七月五日の創立にして、中新川郷弓庄村大字泉村に在り、其四十一年度の売薬製造定価総額は七万八千武百拾七円七拾武錢にして、社長は開實なり、

#### ◎厚生師天堂

厚生師天堂は明治二十年四月一日の創立にして、射水郡小杉町に在り、其四十一年度の売薬製造定価総額は拾四万千百拾四円五拾五錢にして、堂主は青江兵作なり、

#### ◎博愛堂

博愛堂は明治十七年六月の創立にして、中新川郡東水橋町

に在り、其四十一年度の売薬製造定価総額は四万千六百七拾六円參拾五錢にして、堂主は佐々木平兵衛なり、

#### ◎配 薬 舎

配薬舎は明治十年四月一日の創立にして、中新川郡東水橋町に在り、其四十一年度の売薬製造定価総額は拾壹万九千七百五拾円八拾參錢にして、舎主は石黒七三なり、

#### ◎越中売薬合資会社

越中売薬合資会社は明治三十六年八月二十六日の創立にして、中新川郡上市町に在り、其四十一年度の売薬製造定価総額は五万七千五百參拾六円六拾五錢にして、社長は荒木甚助なり、

#### ◎富 国 堂

富國堂は明治三十年七月の創立にして、中新川郡上市町に在り、其四十一年度の売薬製造定価総額は四万五千四百拾七円四拾七錢にして、堂主は池田勝太郎なり、

#### ◎高岡薬剤株式会社

高岡薬剤株式会社は明治三十九年七月十日の創立にして、高岡市定塚町に在り、其四十一年度の売薬製造定価総額は

宮 参万武千八百九拾九円七拾四錢なり、

◎保壽堂

経 保壽堂は中新川郡高月村に在り、其四十一年度の壳菜製造定価総額は九万六千六百參拾武円拾五錢にして、堂主は高定価総額は九万六千六百參拾武円拾五錢にして、堂主は高田清次郎なり、

◎岩瀬壳菜株式会社

岩瀬壳菜株式会社は上新川郡東岩瀬町に在り、其四十一年度の壳菜製造定価総額は六万參千六百四拾円五拾四錢にして、社長は佐藤與八郎なり、

◎保壽堂

保壽堂は中新川郡西水橋町に在り、其四十一年度の壳菜製造定価総額は六万八千參百六拾七円六拾四錢にして、堂主は押田喜訓なり、

◎四方廣貢堂

四方廣貢堂は婦負郡四方町に在り、其四十一年度の壳菜製造定価総額は八万武千六百五拾參円參拾武錢にして、堂主は茶木谷清平なり、

◎富山壳菜株式会社

富山壳菜株式会社は婦負郡四方町に在り、其四十一年度の壳菜製造定価総額は四万五千七百武拾円武拾錢にして、常務取締役は増山作次郎なり、

(『富山壳菜紀要』・富山県立図書館蔵)

明治四十三年六月 富山薬剤株式会社協定書

富山薬剤株式会社協定書

目的

第一条 当会社ハ元振聲堂付属ノ行商人、請壳人則チ帳主タル者相謀リ商法ノ規定ニ準シテ設立シ振聲堂ノ営業ヲ移シ以テ帳主タリシ者ノ権利義務ヲ確保シ事業ノ隆盛ト株主間ノ円満ヲ計ルヲ以テ目的トスルモノナリ

株主ノ資格及び其所屬並ニ協議員会ノ組織

第二条 元振聲堂ノ帳主タル者ハ半人脚ノ者モ一人脚ト見做シ一人脚ニ定款ノ定ムル株式一株ヲ所有シテ払込ヲ了シ及ビ其他會議ニ於テ決定シタル会社ノ必要資金ヲ一株ニ該当スル額ヲ払込ム者ヲ當会社ノ株主トス

但シ新ニ入社株主タラントスル者モ此ノ例ニ依ルベシ

陸奥

前項ノ株主ヲ左ノ如四組ニ分チ各自所有ノ懸場帳ノ国名

越後組

越後、佐渡、

ニヨリ其組ニ所属スルモノトス

信州組

信濃、

組　　名　　所　　属　　区　　域

北海道組

渡島、後志、石狩、訓路、根室、胆振、

九州組　筑前、筑後、豊前、豊後、肥前、肥後、

北見、十勝、天塩、日高、千島、樺太、

日向、大隅、薩摩、奄岐、対馬、琉球、

甲州組

甲斐、

台灣、韓國、清國、

加越能組

加賀、能登、越中、

中國組　美作、備前、備中、備後、安芸、周防、

越前組

若狭、越前、

長門、因幡、伯耆、出雲、石見、隱岐、

株主ハ所有懸場ノ国名数組ニ跨リタルトキハ半人脚毎ニ

四国組　阿波、讃岐、伊予、土佐、

分割シ其主タル組ニ分属スルモノトス

畿内組　山城、大和、河内、和泉、摂津、播磨、

株主ノ所有懸場半人脚以下ナルトキハ前項ノ場合ト雖モ

紀伊、淡路、丹波、丹後、但馬、

数組ニ分属スルコトヲ得ズ

江　　州　　組　近江、

第三条 前条ノ株主ニ於テ定款ニ定ムル取締役会ノ外ニ協

東海道組　伊賀、伊勢、志摩、尾張、三河、遠江、

議員会ヲ組織シ取締役会議ト併立シテ会社重要ノ事項ヲ

駿河、美濃、飛驒

協議決定スルモノトス

関　　東　　組　上野、下野、相模、武藏、安房、上総、

但シ乱リニ两者相凌グコトアルベカラズ

関　　東　　組　下総、常陸、

協議員ノ員数

東　　北　　組　羽前、羽後、磐城、岩代、陸前、陸中、

第四条 協議員五拾五名ヲ置ク

## 取締役会並ニ協議員会ノ権限

第五条 取締役会ハ会社ノ重要事項ニ付其、方案ヲ定メ之ヲ協議員会ノ議ニ付シ専擅ノ行為アルベカラズ。

VI 但シ直接間接ニ不拘、会ノ利害ニ関セズト認ムル事項ハ此ノ限りニアラズ

第六条 協議員会ハ前項ノ取締役会ニ於テ定メタル方案ニ對シ虚心平氣ニ討議シ確執ナキヤウ偏ニ会社ノ隆盛ト円満ヲ期スルヲ標的トスベシ

第七条 協議員会ハ取締役会ニ向ケ必要ト認ムル事項ヲ建議スルコトヲ得取締役会ハ其建議事項ニ關シ七日以内ニ會議ヲ開キテ、是非ヲ決スベシ

第八条 取締役会ハ協議員会ト其意見全然反対ノ場合アルトキハ更ニ両者ノ商議会ヲ開キテ決定スル者トス

第九条 前項ノ商議会ノ組織ハ取締役ト同数委員ヲ協議員ニ於テ選舉シテ之ニ一任シ此ノ商議会ノ決議シタル事項ニ付テハ取締役会並ニ協議員会ハ異議ヲ唱フルヲ得ズ

第十条 前項ノ商議会ニ於テ決定シタル事項ハ如何ナル場合ト難モ之ヲ決行スベシ

## 第十一條 定期總会臨時總会ニ提出スベキ諸議案ノ決定モ

前諸項ノ例ニ依ルベシ

第十二条 協議員会ニ於テハ取締役会ノ不信任ヲ決議セザル者トス

但シ私欲或ハ悪意ニ依リテ其責任ニ付ル場合ハ此ノ限りニアラズ

## 協 議 員

第十三条 協議員ハ取締役及び監査役ヲ兼ヌルヲ得ズ取締役監査役モ又同シ

## 協議員会ノ成立

第十四条 協議員会ハ協議員半数ノ出席ニ依リ成立シ其出席者ノ過半数ノ同意ヲ以テ議決ス若シ過半数ノ出席ナキタメ不成立ノ場合ニハ更ニ一週間内ニ第二回ノ招集ヲナキハ即日第三回招集ヲ為シ其出席者過半数ニ満タザルモ決定スル者トス

第十五条 協議員会ハ取締役之ヲ招集ス協議員会ノ招集ハ一週日前ニ議案ヲ付シテ招集状ヲ発スルモノトス

但シ緊急ヲ要スル場合ハ此ノ限リニアラズ

シム其選挙方法ハ投票ノ多数ヲ得タル者ヲ以テ當選者ト

定期協議員会ハ毎年二回五月ト六月ニ於テ之ヲ開キ臨時

ス同数ナルトキハ年長者ヲ以テ之ニ充ツ

協議員会ハ必要アル毎ニ之ヲ開クモノトス

但シ取締役ハ協議員会ニ付議スヘキ案件ハ可成定期協議員会ニ提出シ臨時協議員会ハ止ムヲ得サル事件ノ發生シタル外ハ開会セサルモノトス

如シ

第十六条 株主ニ於テ臨時総会又ハ協議員会ノ開会ヲ請求

セントスルモノハ其開会ノ目的及ビ理由書ヲ添ヒ六十名

以上ノ同意ヲ得テ取締役会ニ請求スベシ

第十七条 前項ノ請求ヲ受ケタル取締役会ハ相当ノ理由ナクシテ拒絶又ハ擇擯シ二十日以内ニ招集開会ノ手續ナザルトキハ協議員七名以上ノ同意ヲ得テ協議員会ノ開会ヲ協議員会ノ議長ニ請求スルコトヲ得

但シ右ノ請求ヲ受ケタル協議員会ノ議長ハ理由ナクシテ其請求ヲ拒絶又ハ擇擯スルヲ得ザルノミナラズ十日以内ニ協議員会ヲ招集スル者トス此ノ場合ハ取締役ハ開会ヲ通知シ出席ヲ求ムベシ

第十八条 協議員会ニハ正副議長ヲ選挙シテ議事ヲ整理セ

第十九条	協議員ハ第二条第二項ノ組ヲ以テ選挙区トシ其選挙区ニ於テ選挙ス其選挙区ヨリ選挙スペキ定員ハ左ノ如シ
第一区	九州組 三人
第二区	中國組 二人
第三区	四國組 一人
第四区	畿内組 二人
第五区	江州組 一人
第六区	東海道組 四人
第七区	関東組 二人
第八区	東北組 三人
第九区	北海道組 一人
第十区	越後組 一人
第十一区	信州組 一人

第十二区 甲州組 一人

第十三区 加越能組 二人

第十四区 越前組 一人

株主ハ其所属組内ニ於テ半人脚毎ニ協議員ノ選挙権一個

ヲ有スルモノトス

協議員ノ任期ハ二ヶ年トス

協議員ハ任期中ト雖モ第二十一条ノ資格ヲ失ヒタル場合  
ハ当然協議員ノ職ヲ失フモノトス

協議員中欠員アルトキ若クハ任期満了ノ場合ハ三十日以

内ニ後任者ノ選挙ヲ行フベシ

補欠議員ハ其前任者ノ残任期間兼任ス

協議員ハ任期満了ノ後之ヲ再選スルコトヲ得

協議員ニ選任セラレタルモノハ之ヲ辞スルコトヲ得ズ

第二十条 協議員ノ選挙ハ社長ノ告知ニ依リ之ヲ行フ其ノ

告知ニハ被選挙人名簿及ビ選挙用紙ヲ添付シ選挙ノ口ヨ  
リ少クトモ一週日前ニ之ヲ當会社付近ノ郵便函ニ投入ス  
ベシ社長ハ選挙管理者トナリ選挙ニ干スル事務ヲ統轄ス

選挙管理者ハ二名ノ選挙立会人ヲ選挙有権者ヨリ選挙シ

選挙会場ニ参会セシムベシ一時ニ數組ノ選挙ヲ行フ場合

ハ其組毎ニ選挙立会人ヲ設クルモノトス

選挙会ハ當会社ニ於テ施行シ投票時間ハ午前九時ヨリ正

午迄トシ開票ハ同日午後一時ヨリ着手ス

數名ノ議員ヲ選挙スル組ト雖モ給チ單記記名投票ヲ用フ

ルモノトス

選挙用紙ニハ必ズ選挙人ノ氏名ヲ記載シ調印スルモノトス

ス

左ノ投票ハ之ヲ無効トス

一 成規ノ用紙ヲ用イザルモノ

一 選挙人名簿ニ記載ナキモノト投票

一 一票中二人以上ノ被選挙人ヲ記載シタルモノ

一 選挙人ノ記名禍印ナキモノ

一 被選挙人名簿ニ記載ナキモノヲ記載シタルモノ

一 選挙人被選挙人ノ氏名ノ何人タルヲ確認シ難キモノ  
投票ノ効力ニ関シ疑義アルトキハ立会人ノ意見ヲ聞キ選  
挙管理者之ヲ決定ス

前項ノ決定ニ対シ異議アルモノハ選挙ノ翌日ヨリ起算シ

七日以内ニ社長ニ異議ノ申立ヲ為スヨトヲ得

但シ異議申立ハ其選挙ヲ行フ権利ヲ有スル株主ニ限ル  
異議ノ申立アリタル時ハ社長ハ協議員会ノ裁決ヲ受クベ

シ此裁決ニ対シテハ不服ヲ申立ツルヲ得サルモノトス

選挙ニ関シ本条ニ規定ナキ事項ハ細則ヲ以テ之ヲ定ム  
前項ノ細則ハ社長ニ於テ取締役会ニ諮詢シテ之レヲ定ム  
ルモノトス

#### 会社ノ役員並ニ協議員ノ資格

選挙ハ有効投票ノ最多数ヲ得タルモノヲ以テ當選人トス  
投票ノ數相同ジトキハ年長者ヲ取り同年ナルトキハ管理者  
者抽籤ヲ以テ之ヲ定ム一人ニテ數選挙区ノ選挙ニ當選シ  
タルトキハ其最多数ノ得票ヲ得タル区ノ當選ニ応シタル  
モノト見做ス

前項ノ場合ニヨリ其区ノ當選人他区ノ當選人トナリタル  
トキハ其次点者ヲ以テ當選人ト定ム

第二十一条 定款上ノ取締役監査役及ビ本協定書ノ協議員  
ハ株式一株以上所有スル満二十五年以上ノ男子ヲ以テ被  
選挙權ヲ有スル者トシ取締役、監査役ノ予選ヲ改選期前  
ノ定期總会ニ於テナスモノトス其予選ニ當選シタルモノ  
定款上ノ其資格無キ者ナル時ハ改選期前ニ其資格ヲ補足  
スルコト

#### 監督方法

選挙人ト選挙場ノ事務ニ從事スル者ノ外選挙場ニ入ル事  
ヲ得ズ  
選挙ノ秩序ヲ乱シ管理者ノ命ニ従ハサルモノハ場外へ退  
出セシムベシ

第二十二条 監査役ハ定款ノ定ムル範囲ニ於テ各會議決定  
事項ノ執行並ニ会計事務一般ノ諸務及ビ書記ノ事務等ヲ  
厳重ニ監督スルモノトス

#### 本協定書ノ変更

選挙場外ニ退出セシメラレタルモノハ最後ニ至リ投票ヲ  
為スコトヲ得

但シ投票函閉鎖後ハ此限リニアラズ

第二十三条 本協定書ハ取締役三分ノ二以上ノ同意ヲ得テ  
株主協議会ニ付議シ其決議ニヨリ変更スルコトヲ得

前項株主協議会ノ決議ハ總株主ノ三分ノ一以上ニシテ資

## 雜則

第二十四条 薬品製造販売其他ノ収入ヲ以テ会社ノ経費ニ不足ヲ生スルトキハ不足額ヲ株主へ割当シテ徵取スルモノトス此ノ割当ニ対シ相当ノ理由ナクシテ其支払期間内ニ納入セザル者ハ取締役ハ協議員会ノ同意ヲ以テ処分スル者トス

第二十九条 当会社決議実行方法ハ總テ協議一致的ノ者ナルヲ以テ其責任ハ取締役ノミ之ヲ担ハズシテ全般ノ株主ニ於テ之ヲ別ツ者トス

第三十条 本協定書ニ掲ケタル事項ヲ履行セザル場合ニ於テハ株主総会ニ於テ相当処分スル者トス

以上

第二十五条 本協定書ニ掲ゲザル事項ハ總テ商法及ビ定款ニ依ル者トス

第二十六条 協議会ニ議事録ヲ備置キ會議毎ニ出席實議案決定事項等記載シ立会員ヲ選定シテ本議事録ニ証明並ニ署名捺印セシメ之ヲ保存シ置ク者トス

付 則  
明治四十三年六月十日  
社長 安 達 敬 直

## 選挙細則

富山薬剤株式会社

第二十七条 取締役会並ニ協議員会へ緊急ヲ要スル事項ノ外可成的株主及び其役員ノ少數ノ時期ニ於テ決議執行セサル者トス

第二十八条 取締役ハ協議員会ニ於テ否決シタル事項ハ其

第二条 新ニ加入シタル株主ハ當会社ノ製造業ヲ以テ得意

第一条 当会社ノ株主ニシテ選挙権又ハ被選挙権ヲ有スルモノ其所有懸易帳ヲ売買譲与シ又ハ死亡シタル場合ハ買受人譲受人相続人ニ於テ選挙権又ハ被選挙権ヲ承継スルモノトス

家へ配置充葉ヲ行ナヒタルトキヨリ選挙権又ハ被選挙権

ス

ヲ有スルモノトス

第三条 選挙管理者ハ選挙ヲ行フ会日ヨリ二十日以前ニ選挙権及被選挙権ヲ有スル株主名簿ヲ調製シ五日間株主ニ縦覽セシムルモノトス

前項縦覽期日ハ当会社事務所ニ掲示スルモノトス

第四条 選挙権被選挙権ヲ有スル株主ヲ前条ノ有権者名簿ニ漏脱又ハ誤載アルコトヲ発見シタル場合又ハ所属ノ組ヲ変更セント欲スル場合ハ前条ノ縦覽期日内ニ選挙管理者ニ申告シ其改正ヲ求ムルコトヲ得

但シ縦覽期口ヲ経過シタル後本条ノ申立ヲナスモ其効ナシ

第七条 選挙人ハ選挙用紙ヲ封緘ノ上選挙会場へ自己若クハ代人之ヲ持参スベシ選挙管理者ハ有権名簿ニ投票済ノ印ヲ捺シ選挙立会人ノ面前ニ於テ投票函ニ投入スルモノトス

第八条 選挙人選挙用紙ヲ紛失滅失又ハ書損ヲナシ投票ヲ行フコト能ハサル場合ハ選挙管理者ニ理由ヲ申立て代り選挙用紙ヲ請求スルコトヲ得

第九条 選挙管理者ハ開票ノ前ニ於テ立会人ト共ニ投票ノ數ト有権名簿投票済印ヲ捺シタル數ト对照シテ後チ選挙人ノ面前ニ於テ開票ス

第十一条 選挙管理者ハ選挙用紙ニ調印シタル印章本人ノ印ヲ審査シ正当ナルトキハ有権名簿ノ改正ヲナシ此旨告示スルモノトス

ムルコトアルヘシ

前項ノ告示ハ第三条第二項ヲ適用ス

第六条 当会社協定書ニヨリ選挙権ヲ有スル株主ト雖モ第十三条ノ右権名簿ニ記載ナキ場合ハ選挙権ヲ行フコトヲ得

票ヲ無効トス

第十二条 投票ハ一ヶ年保存シ之カ選挙人ノ縦覽ヲ乞フト

キハ応スペシ一ヶ年ヲ経過セハ縦覽権ヲ失ス縦覽権ヲ失タル投票ハ焼棄スルモノトス

(大田家文書・富山市立郷土博物館蔵)

株式会  
社師天 方壹寸  
堂之印

## 七〇五 大正元年六月 株式会社師天堂定款

### 株式会社師天堂定款

#### 第一章 総 則

第一条 当会社ハ完業及完業請完業ヲ為スヲ以テ目的トス

第二条 当会社ハ株式会社師天堂ト称ス

第三条 当会社本店ヲ富山県富山市荒町二十六番地ニ設置ス

ス

第四条 当会社ノ資本總額ヲ金參万円トス

第五条 当会社ノ公告ハ本店前ニ掲示シテ之ヲ為ス

第六条 当会社ノ存立期限ハ設立ノ日ヨリ滿三十ヶ年トス

但株主総会ノ決議ニ依リ之ヲ継続スルコトヲ得

第七条 当会社ノ社印ハ左ノ如シ

第十四条 相続又ハ遺贈ニ依リ株式ヲ取得シタル者ハ其取

第九条 当会社ノ株式ハ壹株ノ金額金五拾門トシ總株數六百株トス

第十条 株金第一回ノ払込ハ一株ニ付金拾武五拾錢トス(田忌カ)

二回以後ノ払込時期及金額ハ取締役会ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム

第十一條 株金ノ払込ヲ怠リタル株主ハ払込期日後一日ニ付其持込ムヘキ金額百円ニ對シ日歩四錢ノ遅延利息及ヒ遲延ノ為メニ生シタル損害ヲ償フヘシ

第十二条 株券ハ記名式トシ一株毎ニ壹通ヲ發行ス

第十三条 株式ノ売買譲渡ニ因リ名義ノ書換ヲ請求セント

スル者ハ當会社所定ノ書面ヲ差出シ當会社ノ承認ヲ受ク

ルコトヲ要ス

得ノ原因ヲ証明スヘキ書面ヲ添ヘ前条ニ準シテ名義ノ書

換ヲ請求スヘシ

第十五条 株券ヲ毀損又ハ汚穢シタルトキハ其株券ニ事由ヲ添ヘ新株券ト交換ヲ請求スルコトヲ得

但汚染損壊ノ為メ鑑別シ難キモノハ次条ノ手続ニ拠ルヘシ

第十六条 株券ヲ紛失又ハ滅失シタルトキハ其事由ヲ詳記シ当会社ニ於テ確実ト認ムル保証人二名以上ノ連署ヲ以テ更ニ株券ノ交付ヲ請求スルコトヲ得此場合ニ於テハ請求者ノ費用ヲ以テ当会社ハ其旨ヲ公告シ六十日ヲ経テ猶発見セサルトキハ新株券ヲ交付ス

第十七条 株券書換手数料ハ一通ニ付第十三条第十四条ノ場合ニハ金拾錢第十五条第十六条ノ場合ニハ武拾錢ヲ其請求者ヨリ徴収ス

第十八条 每年六月ノ一日ヨリ定期総会ノ終了マテ株式ノ名義書換ヲ停止ス

第十九条 株主ハ印鑑ヲ作リ之ニ氏名住所ヲ記シ当会社ニ譜三届出ツ可シ之ヲ変更シタルトキ亦同シ

### 第三章 株主総会

第二十条 株主総会ハ定時、臨時ノ二種トシ定時総会ハ毎年六月ニ臨時総会ハ臨時必要ノ場合ニ之ヲ招集ス

第二十一条 総会ノ議長ハ取締役之ニ任ス取締役全員差支アルトキハ出席株主中ヨリ之ヲ選任ス

第二十二条 株主ノ議決権ハ一株毎ニ一個トス

第二十三条 株主カ議決権ヲ行フ為メニスル代理人ハ當会社ノ株主ニ限ル

第二十四条 総会ノ決議ニ當リ可否同數ナルトキハ議長ノ決スル所ニ依ル

第二十五条 株主総会ニ於テ決議シタル事項ハ之ヲ決議録ニ記載シ議長及ヒ出席取締役並ニ監査役之ニ署名又ハ記名調印シテ会社ニ保存スヘシ

### 第四章 取締役及監査役

第二十六条 当会社ニハ取締役七名、監査役二名ヲ置ク

第二十七条 取締役ハ当会社ノ株式五株以上監査役ハ同一株以上ヲ所有スル株主中ヨリ株主総会ニ於テ之ヲ選任ス

第二十八条 取締役ノ任期ハ二ヶ年トシ監査役ノ任期ハ二

但シ満期ニ至リ再選スルコトヲ得

第二十九条 取締役上任ノ際監査役ニ供託スヘキ株式ハ五株トス

監査役ハ前項ノ供託ヲ受ケタル株券ハ封緘ノ上当会社ニ保管スヘシ尙ホ取締役ニ前項ノ供託ヲ受ケタル預リ証書ニ融通ヲ禁スル旨ヲ明記シ之ヲ交付スヘシ

前項ノ株券ハ取締役ヲ退任シタル場合ト雖モ其年度ニ属スル商法第百九十条ニ掲ケタル書類ヲ定期株主総会ニ提出シ承認ヲ得タル後ニアラサレハ取戻スコトヲ得ス

第三十条 取締役又ハ監査役ニ欠員ヲ生シタルトキハ臨時株主総会ヲ開キ補欠員ヲ選任スヘシ補欠員ハ前任者ノ任期ヲ継承スルモノトス

但残存取締役又ハ監査役ノ数法定人員ヲ欠カス且ツ残存取締役ハ監査役ニ於テ義務ニ差支ナシト認ムル場合ハ

取締役及監査役会ノ協議ニヨリ次期ノ改選期迄補欠選挙ヲ行ハサルコトヲ得

第三十一条 取締役及ヒ監査役ノ報酬ハ株主総会ノ決議ヲ

但シ計算ノ都合又ハ総会ノ決議ニヨリ後期繰越金ト為ス

以テ之ヲ定ム

第三十二条 他人ノ営ミツムアル売薬ノ営業及請売営業ヲ

当会社ニ譲受タル場合ハ取締役ノ決議ヲ経ルコトヲ要ス

第三十三条 使用人ノ傭入解雇及ヒ行商人ノ規定並ニ職工規則其他諸給与規定ヲ始メ営業上ニ関スル細則等ハ取締役会ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム

## 第五章 計 算

第二十四条 当会社ハ毎年六月一日ヨリ翌年五月三十一日迄ヲ以テ一計算トス

第三十五条 当会社ハ配当ヲ受クヘキ株主ハ計算期末日ノ現在株主トス

第二十六条 当会社ノ損益計算ハ毎期給益金ヨリ總損金ヲ控除ノ其残額ヲ利益金トス利益金ハ左ノ規定ニヨリ分配

一 準備積立金 二十分ノ一以上

一 賞 与 金 二十分ノ一以内

一 株主配当金 前二項ヲ控除シタル残額

但シ計算ノ都合又ハ総会ノ決議ニヨリ後期繰越金ト為ス

コトヲ得

第三十七条 当会社ノ配当ヲ通知シタル後五ヶ年ヲ経過ス  
ルモ之ヲ請求セサルトキハ其配当金ハ会社ノ所得トス

### 第六章 雜則

第三十八条 取締役監査役ノ協議ヲ以テ顧問ヲ属託スルコ  
トヲ得

第三十九条 顧問ハ社務全般ニ付取締役及ヒ監査役ノ相談  
ニ応スルモノトス

第四十条 当会社ノ負担ニ帰スヘキ創立費用ハ金百円トス

第四十一条 発起人ノ氏名住所左ノ如シ

富山県富山市梅沢町

中井孝蔵

富山県富山市山王町

吉本運八郎

富山県富山市星井町

河上宗七

富山県富山市旅籠町

三羽鐵蔵

事業成績表

七〇 大正四年三月 株式会社茶木谷廣賀堂の発足  
旧所在地 富山県婦負郡四方町四方二六六〇番地

富山県富山市星井町

広瀬重五郎

富山県富山市清水町

飯田尚次郎

富山県富山市太田口町

井城傳次郎

富山県富山市五番町

青木久平

富山県富山市星井町

島倉彦作

富山県富山市大工町

河邊宗一郎

(『株式会社師天堂沿革史』・内藤記念くすり博物館蔵)

現所在地 富山県婦負郡四方町四方一〇〇番地

株式会社 茶木谷廣貢堂

創立 大正四年三月廿九日

資本金 金壱万円

年 次 営業方数 行商員数 売藥製造定価額

大正四年	六三	一四九	八万參千武百四拾円
同五年	七五	一五二	拾万七千百拾円
同六年	七五	一五〇	拾參万六千武百円
同七年	七九	一五一	拾七万九千円

### 創立以来の役員

就職及退職ノ年月日 役名 氏名

大正四年三月廿九日就職	取締役社長	内田佐五平
同年 同月 同日 同上	取締役	林次郎
同監査役	内田田島源次郎	内田田島源次郎
役員	内田源次郎	内田源次郎
濱崎山野清次郎	木谷清次郎	木谷清次郎
元誠治	木谷清次郎	木谷清次郎
太郎	木谷清次郎	木谷清次郎

### 五百 大正七年七月 株式会社保壽堂の発足

中新川郡滑川町壳藥業高田保壽堂は資本金一万円にて経営し居りしも時世の進運に伴い内容の改善事業拡張の急を知り今回資本金二万五千円に増資し株式会社保壽堂と改称する議經り二十五日創立総会を開き諸般の議事を原案可決し更に重役選挙の結果

取締役高田清次郎、早川久之丈、高松政次郎、松島清造、江野本秋信、碓井増太郎、監査役藤堂利八、村井由次郎、車谷享太郎、酒井庄右衛門

の諸氏当選し取締役五選の結果社長に高田清次郎、常務取締役に碓井増太郎氏當選したり

([富山日報] 大正七年七月二十七日)

牧野清吉  
〔四方町沿革誌〕

セ〇八 大正八～昭和元年度 配薬株式会社の生産額

セ〇九 大正八年三月 諸会社資本金

## 配薬株式会社 製剤定価金額

年 度

生産定価金額

大正 八年度 二三六、二三〇円

大正 九年度 三一一、二四〇

大正一〇年度 三三七、八五〇

大正一一年度 四〇四、〇一〇

大正一二年度 四三六、八一〇

大正一三年度 五〇六、一六〇

大正一四年度 四七〇、二〇四

大正一五年度 四八八、〇四〇

昭和十六年三月 第二十三期 営業報告抜記

売上金 九七、〇六七円 売 懸 九〇四円

商 品 五一、七二四円 雜 収 入 一、三五四円

(『木橋町郷土史』)

本月一日現在に依り富山商業會議所の調査せる所に拠れば  
 富山市内及び付近接続地の銀行会社は左の如く即ち銀行七  
 行此の公称資本金總額千三百二十万円内払込額九百四十七  
 万五千円にして之れを戰前の大正三年三月一日現在に比す  
 れば行数に於て増減なきも公称資本金に於て六百十万円、  
 払込額に於て四百七万五千円を増加し尚ほ近く十二銀行が  
 新株第三回五十万円、富山銀行が同第二回三十万円の払込  
 を終れば前記払込額は八十万円を増加して千二十七万五千  
 円となるなり又た会社は株式四十三此の公称資本金總額九  
 百六十五万七千円内払込額五百十六万九千九百三十円、合  
 資十五此の出資額六万一千二百五十円全部払込済、合名七此  
 の出資額九万三千一百円全部払込済、株式合資一此の資本金五  
 万円内払込額一万四千七百五十円にして合計社數六十六、  
 資本金九百八十五万三千三百五十円内払込額五百三十三万  
 七千三十円なるが株式会社四十三の中半以上の二十五迄即  
 ち左表の中廣貫堂以下は歐州戰亂開始即ち大正三年七月以

當後の創設に係り此の資本金四百三十六万九千円内払込額五百六十六万六千二百五十円にして其の悉くが時局の影響によるものと云ふ能はざるも大部分は夫れに因る工業会社にて更に加越工業以下北陸製麵に至る十二社は昨年中に創設せられしものなり合資に在りても大正三年七月以後の創設は八此の出資額及び払込額各三万七千三百円にして只た合名に在りては僅に二出資額及び払込額亦千百円に過ぎず

### △銀行の部

名 称	目 的	左 右	資 本	金
		払込額		
農 工 銀 行 業	一、六〇〇、〇〇〇〇	一、三〇〇、〇〇〇〇	一、六〇〇、〇〇〇〇	一、六〇〇、〇〇〇〇
十 二 同	四、五、〇〇〇、〇〇〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇〇	六、〇〇〇、〇〇〇〇	六、〇〇〇、〇〇〇〇
第 四 十 七 同	一、六、五〇〇、〇〇〇〇	一、六、五〇〇、〇〇〇〇	一、六、五〇〇、〇〇〇〇	一、六、五〇〇、〇〇〇〇
富 山 同	一、七、五〇〇、〇〇〇〇	一、七、五〇〇、〇〇〇〇	一、七、五〇〇、〇〇〇〇	一、七、五〇〇、〇〇〇〇
密 田 同	七、〇〇、〇〇〇〇	七、〇〇、〇〇〇〇	七、〇〇、〇〇〇〇	七、〇〇、〇〇〇〇

富山貯蓄 同 三〇〇、〇〇〇〇円  
△会社の部 株 式  
及印刷業 新聞発行  
薪炭木材 販賣 売材  
米穀取引所 米穀売買  
高山電気 瓦斯供給 電燈電力  
壳菜盛貢堂 壳菜製造  
高山薬剤 同  
織物模範工場 織物製造  
内外薬品 藥種販売  
明治図書 及圖書出版 売買  
壳菜製造

富山貯蓄	同	三〇〇、〇〇〇〇円
△会社の部	株 式	
及印刷業	新聞発行	
薪炭木材	販賣	一〇〇、〇〇〇〇
壳菜取引所	米穀売買	一〇〇、〇〇〇〇
高山電気	瓦斯供給	二〇〇、〇〇〇〇
壳菜盛貢堂	壳菜製造	一〇〇、〇〇〇〇
高山薬剤	同	一〇〇、〇〇〇〇
織物模範工場	織物製造	二〇〇、〇〇〇〇
内外薬品	薬種販売	二〇〇、〇〇〇〇
明治図書	及圖書出版	一〇〇、〇〇〇〇
壳菜製造	売買	一〇〇、〇〇〇〇

三 諸 企 金 社

富山衛生	富山魚市	魚類売買	二五〇、七五〇円
中越無尽	八百物市場	八百物 売買	二三〇、七五〇円
廣貫堂	師天堂	壳菜製造	一七〇、五〇〇円
商工金融	富山無尽	無尽業	二五〇、六〇〇円
污物焼却	勸業無尽	同	二八〇、六〇〇円
一六	電氣軌道	運送業	二五〇、六〇〇円
五〇	富山鐵道	鐵道業	二五〇、六〇〇円
〇〇	無尽公司共益	無尽業	二五〇、六〇〇円

一六	一五〇、一六〇	一五〇、一六〇	五五〇、一五〇	二四六〇、二八七〇	三〇〇、一五〇	二五〇、一五〇	二八〇、一七〇	二三〇、一七〇	二五〇、一七〇
五〇	〇〇	五〇	〇〇	五〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇
〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇
〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇

富山自動車	大成閣	富山興業	活動写真	館浴場	料理旅
富山製瓶	精壽堂	樂山堂製菓	製タルオル	同	同
富山食品	立山水電	加越工業	電力供給	壳菜製造	壳菜製造
北陸工業	加工石採掘	加工壳買	加工壳買	同	同
製食料販賣品	製蓄電池	製造販壳	製造販壳	同	同
硝子製瓶	同	同	同	同	同
貸自動車	一	一	一	一	一

八八	一六〇、一五〇	一〇、二〇	二〇、八〇	二〇、二〇	五〇〇、五〇〇	三〇〇、七〇〇	二八〇、二〇〇	三〇〇、六〇〇	一〇〇、一五〇
〇〇	〇〇	五〇	〇〇	〇〇	〇〇	五〇〇、五〇〇	〇〇〇、五〇〇	〇〇〇、五〇〇	〇〇〇、五〇〇
〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇
〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇

## VI 経 営

立山鉱業	鉱業化學工業 礦品製造販売	二五〇、
加藤組	土木建築 請負	二五〇、
中越電氣業	電燈電力供給 電氣化學工業	二五〇、
富山新報	新聞發刊	二五〇、
大東電工	苛性曹達晒 粉製造販賣	一五〇、
越中電化	電氣爐工業及 電解工業其他	二五〇、
北陸製麵	麵類製造 販賣	一〇〇、
太陽藥品	藥品及壳 藻販賣	一〇〇、
大北産業	海產物肥料販 化學工業業	一〇〇、
合資		一〇〇、
海陸運輸		一〇〇、
田村酒造		一〇〇、
酒造業		一〇〇、

高島商會	紙及印刷	二五〇、
富山運送	運送業	二五〇、
熊本商店	麻玉糸 販賣	二五〇、
大澤商店	壳襪	二五〇、
見田工務所	土木建築 設計請負	二五〇、
中川商店	小間物 販賣	二五〇、
旭清飲	ラムネ 製造	二五〇、
米山吳服店	吳服太物 販賣	二五〇、
電氣工業	電氣機械器具 製作販賣	二五〇、
田中電氣	電氣機械器具 販賣修繕其他	二五〇、
共同精米	精米業	二五〇、
中市屋商店		二五〇、
小間物卸		二五〇、

五五、	五五、	二二、									
〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇
〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇

酸素鎔接所

接金  
切属  
断鎔

五、  
○○○○  
出

合  
名

志満屋商会  
砂糖麦粉  
販売

富山製本  
製本

山一  
製清涼簾

牧野商店  
呉服太物  
壳藥營業

五五  
○○○○  
○○○○

長谷川正眞堂  
米穀輸出

渡邊商会  
販簾製造

内外簾  
販簾製造

株式合資

北陸砂糖商会  
砂糖麦粉  
販売

五四  
一四、  
七五  
○○○○

会社  
諸尚ほ既設会社中正式に解散の手続を為し居らざるも実体の  
三現存せざるものあるを以て此等は本表より省くこととせり

二〇 大正八年 壳藥懸場福島県決算帳

〔表紙〕  
大正八年

押田龜次郎

福島県田村郡小塙江村大字上江持

第壹号帳

西間木喜蔵

薄井熊太郎

薄井寅次郎

薄井吉三郎

渡辺金太郎

柳沢傳之丞

斎藤佐吉

斎藤源平

薄井豊次

柳沢留吉

〔『富山商業月報』大正八年三月十五日〕

一 壱円十五錢	柳沢伊三郎	一 六十四錢	石井熊五郎
一 十四錢	柳沢マサ	一 六十四錢五厘	山本總四郎
一 六十六錢	橋本駒吉	一 六十二錢	佐藤秀信
一 四十錢	安藤忠藏	一 壱円二十錢	樺村初太郎
一 三十錢	吉田丈吉	一 壱円一十八錢	米木新一郎
一 十六錢	吉田文七	一 壱円	椎野忠次郎
一 二円七十錢	安藤久次郎	一 五十二錢	五十嵐孫藏
一 二円十六錢	安藤今藏	一 壱円十錢	土田鉄吉
一 二円一錢	佐藤金藏	一 壱円二錢	石井龜松
一 壱円	手代木安藏	一 武円十一錢	水野周次郎
一 壱円五一錢	松尾常三郎	一 壱円五十錢	五十嵐龜三郎
一 二十三錢	柳沢重吉	一 二円一十五錢	三瓶健次
一 壱円	熊田啓太郎	メ 四拾壹円九十七錢	四十戸
一 九十六錢	荷見國藏	一 七十四錢	石井忠之丞
一 武円八十四錢	樺村順吉	一 九十一錢	樺村重唯
一 四十七錢	山田寅藏	山中	
一 四十一錢	本田友吉	一 七十九錢	柳沼鶴次
一 三十七錢	杉尾今吉	一 七十錢	西間木林作

### 三 譜 会 社

		第一号帳		柳沼今朝次	
		大字名	戸数	取立高	坂本寅蔵
一四〇	一四一	柳沼倉市	一	一四八錢	六十二錢
一四一	一四二	柳沼藤一郎	一	二円	一四八錢
一四二	一四三	(後略)	一	一円	一四八錢
一四三	一四四	上山江周	一	一円	一四八錢
一四四	一四五	持川中真懇田定屋寺合手奈沢沢作	一	一円	一四八錢
一四五	一四五	代善行	一	一円	一四八錢
一四五	一四五	正守徳金大天下安金	一	一円	一四八錢
一四五	一四五	岩	一	一円	一四八錢

大字名	戸数	取立高
小原田	一九	二三一六銭
井川田	一一八	一一三八
賀川	一〇〇	六四九三
最高取立高	二円	二一八〇三
	平均	八三錢五厘

第四号帳

大字名	戸数	取立高
記入なし	八六	九二三四錢
同	八四	八四七三
最高取立高	一円	一七七〇七
	平均	一円四錢

第五号帳

大字名	戸数	取立高
記入なし	八五	七八四二錢
最高取立高	一円九二錢三厘	

(富山市役所藏・財團法人 水橋郷土史料館保管)

セ一大正十年一月 売薬会社の状況  
 最近県下に於ける売薬会社及薬品製造販賣会社の資本金及  
 払ひ込み額を調査せる処に拠れば左の如し  
 (△は合資又は会名会社)

## ◎富山市

	資本金	払込額
廣貢堂	五〇〇,〇〇〇	一二五,〇〇〇
師天堂	三〇,〇〇〇	八,七〇〇
富山薬剤	一五,〇〇〇	七,四六〇
精壽堂	二〇,〇〇〇	一二,五〇〇
盛貢堂	五,〇〇〇	三,七五〇
富山薬業	一〇,〇〇〇	三,〇〇〇
樂山堂	八〇,〇〇〇	一一〇,〇〇〇
長谷川眞正堂	△五,〇〇〇	全額
◎中新川郡		
保壽堂(滑川)	七五,〇〇〇	
保壽堂(同)	△一、五〇〇	
全額	一〇,〇〇〇	

## 諸会社

北陸壳藥(弓庄)	△三、三〇〇	同上	日本藥剤	100,000	二五,000
富山壳藥(上市)	一〇,〇〇〇	一一,五〇〇	◎射水郡		
日ノ本壳藥(滑川)	七,五〇〇	一,八七五	北越興業(新潟)	五,〇〇〇	一,二五〇
富國堂(上市)	一〇,〇〇〇	三,五〇〇			
越中壳藥(同)	一〇,〇〇〇	五,〇〇〇			
中新藥業	一〇〇,〇〇〇	二五,〇〇〇			
保壽堂(高月)	一〇,〇〇〇	五,〇〇〇			
仁濟堂(中加積)	一〇,〇〇〇	一四,〇〇〇			
越中藥業(上市)	五〇,〇〇〇	一一,五〇〇			
配劑(東水橋)	一五,〇〇〇	一一,五〇〇			
保壽堂(西水橋)	三〇,〇〇〇	七,五〇〇			
◎婦負郡					
富山壳藥(四方)	一〇,〇〇〇	七,五〇〇	資本金		
茶木谷廣貫堂(同)	一〇,〇〇〇	七,〇〇〇	内外藥品	1100,000	八七,九〇〇
○上新川郡			丹波商會	△一,〇〇〇	全額
岩瀬壳藥	一一,〇〇〇	全額	富山製劑工業	一五,〇〇〇	同上
○高岡市			北陸化學工業	三〇,〇〇〇	一四,〇〇〇
高岡藥剤	三,〇〇〇	二,九五一	立山鉱業	一100,〇〇〇	五〇,〇〇〇
			大東電工	四〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇

右の如く資本金に対し全額払込みのもの稀にして各会社事業の内容を想像するに難からず以上二十七会社中現に調剤統一の方針に基き經營しつゝあるは四方及滑川各方面の一部に過ぎざる状態に在り然れば昨今漸く実際的に解決の促進を期せんとするべく至りし調剤統一の実施の如き各該地方關係会社の併合と共に從来の方針を改め以て事業資金の増資を計り健実なる発展を遂ぐるの計画を立つるを急務とす尚薬品製造販売会社の資金關係を擧ぐれば左の如し

太陽薬品 五〇〇、〇〇〇 二五〇、〇〇〇 △取締役 藤井論三、笠倉貞次郎、島康親、島與三次郎、佐々木商店 △一、一五〇 一、一五〇 大塚彦次郎

高岡理化学工業 二〇〇、〇〇〇 一五〇、〇〇〇 △監査役 笠倉長造

(「富山商業月報」大正十年五月十五日)

右各会社の中工業製薬の重なるものは立山鉱業株式会社は未だ事業の進捗を見ず大東電工の寄性會達高岡理化学工業の塩酸加里の製出に至りては何れも財界変動の影響に因り特記するに足らず

(「富山日報」大正十年一月十六日)

### 支店設立

△青陽堂薬房 富山市中町の寺田薬舗は旧臘其の經營を会社組織に改め合名会社寺田青陽堂薬房支店を設立したが其の目的は從来通り売薬及び和漢洋薬品、工業薬品、医療機械、繩帶材料並に化粧品の販売で出資総額は二万五千円である

(「富山商業月報」大正十二年一月十五日)

セニ 大正十年五月 株式会社日本精薬院設立  
△日本精薬院 富山市輸出完薬家藤井論三氏等が從来個々に輸出完薬を營業し來れるを先般合併して市内南田町十一番地に資本金三十万円の株式会社日本精薬院を設立せるが其の目的は薬種の輸出、輸出完薬及び化学用品、化粧品、医療器械、繩帶材料並に雜貨の購入製造販売の外物品の委託販売、官衛用達並に代理業にして重役は左の如く社長には藤井氏互選されたり

セツ 昭和六年度 滑川町売薬業の状況  
○生産額及営業者調

營業者数

製造するもの 一二九人

計 二三〇人

製造せざるもの 一〇一人

計 一一四人

免許方数

製造するもの 一、四八一人

計 一、四二三人

製造せざるもの 九四一人

計 一、四二三人

生産価格 一、四二四、七六六円

生産個数 一三、六二二、二八〇円

○行商者年令調

二十才迄	二十才迄	三十才迄	四十才迄	五十才迄	六十才迄	七十才迄	八十才迄	以上才迄	計
三人	六人	四六人	二八人	三八人	二八人	一七一人	一七零人	十一富山	一二六人

○販 路

滑川町亮薬の販路は日本全土及び支那、瀬浦であつて

其の中でも最もよく売れる方面を記せば、

会社名 話

- 1 新潟県
- 2 長野県
- 3 埼玉県
- 4 福島県
- 5 北海道
- 6 群馬県
- 7 茨城県
- 8 栃木県
- 9 山形県
- 10 千葉県

11 東京都

○行商人の方向調（主なる県について）

1 東京・埼玉 三八五人 2 新潟県 三四一人

3 北海道 一二四七人 4 長野 二四〇人

5 福島 一二二六人 6 茨城 二一八人

7 群馬 一九八人 8 栃木 一八五人

9 山形 一七一人 10 静岡 一三〇人

11 富山 一二六人

○製薬会社（旧滑川町所在）昭和八年現在

会社名 所在地 創業年月 資本金

中新薬業株式会社	中町	大正七年八月	100,000円
保寿堂製薬株式会社	四間町	大正七年六月	100,000円
日本亮薬株式会社	下小泉町	大正三年三月	100,000円
東洋製薬株式会社	高月町	大正七年八月	100,000円

新潟県	保寿堂	高月町	大正七年八月	100,000円
長野県	保寿堂	田中町	大正九年十一月	100,000円
埼玉県	保寿堂	大町	大正十三年七月	100,000円
福島県	保寿堂			
北海道	保寿堂			

七五 昭和十三年五月 越中薬業株式会社の富山壳

薬株式会社合併

ひ以て社業に尽瘁せる結果今日の隆盛を見たものである

(『富山日報』昭和十三年五月四日)

中新川郡上市町越中薬業株式会社（社長荒木甚助氏）富山

七六 昭和十三年十一月 富山薬剤会社懸場帳の名

壳業株式会社（社長齋藤昇氏）の両社は共に逐年社業の伸張發展を見つゝあるが時代に即応して一層業界に進出せん

義変更請求

がために夙に其合併問題が提唱されつゝあつた所其機運が熟し去月上旬より両社の重役が相寄り其方法等につき熟議

を遂げた結果、越中薬業株式会社は金一万八千円を以て富

山壳業株式会社を買収し其付属帳主へは金三千円を増与す

ることゝし同社の業務一切を継承すると共に同社を解散し  
株主の希望者へは越中薬業株式会社株式の一部を譲渡する  
ことゝして議一決し去る一日午後二時より之れが臨時株主  
総会を両者に於て開会し何れも原案に決定終了したが之れ  
にて越中薬業株式会社は更に陣容を一新して一段と業界に

活躍するものと見られてゐる。

富山壳業株式会社は前社長齋藤正金氏の創立にかゝり爾  
來同氏は三十年の長きに亘り物質的に多大の犠牲をはら

壳業懸場帳主合帳所有權ニ付名義切換請求書

富山市清水町五拾八番地

前所有主 大田ウタ

相続人 大田ヒロ

右前所有者大田ウタ明治四拾五年三月参日死去ニ付下名家  
督相続候ニ付左記ノ物件ニ閔スル名義切換被下成度保証人  
連署此段及請求候也

富山市清水町五拾八番地

大田ヒロ

富山県上新川郡堀川町今泉六

保証人 関野清助印

富山市鷺町

関野光貞印

富山薬剤株式会社

社長 安達敬直殿

左記物件表示

壳薬懸場先

岐阜県大垣市、揖斐郡、安八郡、不破郡、養老郡、

海津郡各郡

(欄外付記事項)

「外ニ株式名義書換請求書共同日提出ス

昭和拾三年十一月二十二日提出写し

本人ヨリ書換委任状、戸籍抄本及謄本 ウタよりヒ  
ロ、現戸主迄三通右同日提出ス」

(大田家文書・富山市立郷土博物館蔵)

セセ 昭和十五年十一月 富山県壳薬統制株式会社

の設立発起人

△滑川支部(八名)

宮崎乙雄、中林徳増、村井由次郎、齋藤清兵衛、橋本一  
井、車谷定次郎、金子宗作、久保角次郎

三百年の伝統を誇る富山県壳薬も此一社、一戸一袋の大方便

社会

諸

針をもつて経済新体制に即応し戰時下職域奉公に邁進を誓  
つた愈々既定方針通り一県一社の富山県壳薬統制株式会社  
を設立することに決定、二十八日午前九時から県壳本部に  
荒木組長、金尾義信、広瀬重造、吉本理八郎、金岡忠治の  
最高幹部諸氏が参集し設立発起人の詮衡を行ひ左記九十四  
名を選定し明春一月四日午後二時から事務所で設立発起人  
会を開くことになつた、同会社の資本金は三百万円である  
(発起人氏名左の如し)

△富山支部(二十五名)

金尾義信、水上嘉平、故木金次郎、藤川圭三、吉本理八  
郎、金岡忠治、北川東一、長谷川儀作、岡田義秀、堀彥  
次郎、田邊清三、鹽井幸次郎、島伊兵衛、廣田竹太郎、  
東福作太郎、北川政次郎、若杉重五郎、坂井儀雄、芝川  
正則、笛山順蔵、田中清衡、戸田秀朝、村井平義、松浦  
銀次郎、廣瀬宣造

△上市支部（三名）

荒木甚助、澤井金次、池田嘉吉

△水橋支部（四名）

石黒七三、曾我與助、市田又左衛門、横山藤吉

△中加積支部（二名）

伊藤三郎平、土肥良雄

△岩瀬支部（二名）

日出島久造、飯倉平兵衛

△四方支部（二名）

内田幸次郎、内田佐孝、森善三

△小杉支部（二名）

西田彌八郎、堀田定次郎、金森哲治

△高岡支部（二名）

高畠貴一、朝山小三郎

△中田支部（二名）

今村政雄、鶴居義之

〔北日本新聞〕昭和十六年十一月二十九日)

七一、昭和十六年一月 富山県壳葉統制株式会社発

### 起人会

富山県壳葉統制株式会社の第一回設立発起人会は四日午後二時から昭和会館会議室で開催

荒木組合長、宮崎副組長、金尾、吉本、廣瀬の組合側幹部、県庁から平田衛生課長、本庶技師外発起人五十余名出席

荒木組長開会の挨拶にかね合同委員会に於て作成した富山県壳葉統制株式会社定款案を提示し慎重協議を重ねることゝし会社設立の促進を図る為最高幹部数名と各支部長（十名）をもつて暫定的小委員の振り当等を協議することになり最後に発起人代表の詮衡に入り午後四時散会した

なほ発起人代表は互選の結果組長荒木甚助氏に決定した

〔北日本新聞〕昭和十六年一月五日)

七九 昭和十六年七月 国民製薬株式会社発起人会

館村五三郎氏を主任薬剤師として五、六名の薬剤師を置くことに決定してある

県では売薬業者を全県一社に統合する前提案として漸進主義で臨む事になり、県下の中小売薬会社を数社に合同する要綱案を明示、これに添つて合同を促進する事に決定した

ので日今県下の中、小売薬会社の間に種々合同の折衝を続けてゐる、がこれに呼応して富山市山王町精壽堂（資本金一万円）では、これに即応すべく同堂が中心となり有力な個人営業者を包含して、国民製薬株式会社（仮称）（資本

金十九万五千円）を新設すべく、這般来準備を進めてゐた

所今回県下のトツプを切つて合同に成功、来る二十五日午後一時から富山市南田町西養寺で第一回発起人会を開く運びになつた

出資者は有力個人営業者約四十名のほか精壽堂関係者約

二百五十名で、新設会社設立と同時に現在の精壽堂を解散、同堂を新設会社で買収するものであるが県下のトツプを切るだけに面目にかけても他の垂範になるやうな会社を設立しようと意氣込み既に薬剤師も元本県衛生技師

なほ発起人は次の如くである

三井清平、長森繁、東福作太郎、東福佐平、大田清孝、村井平蔵、當田政信、久保彌之助、江川喜一郎、久郷良太郎、定塚與三次郎、廣田竹太郎、加村正三、窪田直次郎、精壽堂

〔北日本新聞〕昭和十六年七月二十日

七〇 昭和十六年七月 師天堂等十三社の合同申合せ

売薬の企業合同に関し二十九日午後一時から富山市荒町

の師天堂において法人有志の懇談会を開き、左記十三社の代表者二十一名が出席、統合問題につき意見の交換を重ねた結果、国策に順応し大合同を行ふことに申合せ仮調印を了したが、近く第二次会を開き具体的方法につき協議する、然して売薬法人会社十三社の大合同は資本金約六十五万円

で尚この外に滑川町三社も合流の空気が伝へられるのでこれが実現せば法人会社のみで資本金が八十五万円となり外に個人営業者をも加入せしめ資本金百萬円の理想会社たらしめんと意氣込んである

合同を申合せた十二社

師天堂（富山）、波多野永生堂（同）、茶木谷廣貢堂（四方）、富山壳藥（同）、厚生師天堂（小杉）、越中壳藥（射水片口）、越中藥業（上市）、富國堂（同）、北陸壳藥（同）、配藥株式会社（永橋）、博愛堂（同）、保命堂（同）、仁濟堂（中加積）

（北日本新聞）昭和十六年七月二十九日

### 七三 昭和十六年八月 壳藥会社の統合企画

富山壳藥の企業合併は県の統制処理要綱を中心として法人

会社が主体となり経済事情を同じうするもの若くはプロック別に統合問題が進められ県は県下の法人、個人営業者を合せ十三社以内に統合されるやう期待してあるが現在の状

勢では

一 富山市ではプロック別統合といふよりむしろ業態を同じうする法人会社の合同問題が相当進展してゐる

一 大会社たる廣貢堂は独立的立場で個人営業者の合流を

進めており第二位の師天堂では所謂上市、中加積、水橋、

四方、小杉の各法人会社と波多野永生堂等を合せた十三社合同案を進めてゐるがまだ確然たるところまで話が進んでゐないやうである

一 合同が具体化した方では精壽堂（山王町）を解散し同社を中心とし有力個人営業者を集め資本金十九万五千円の国民製薬会社（仮称）を設立することに決定したのを筆頭とし富山薬剤（総曲輪）と盛貢堂（古鍛冶町）の合同、富製薬（山王町）と富山藥業（星井町）の合団は殆んど決定的にまで進展し富山薬剤と盛貢堂は更に太陽薬品（砂町）の合流をも交渉してゐる

一 この外に薬種卸商たる金剛、中田、松井各薬店を中心とする第一壳藥の設立も決定してゐる

以上が目下富山支部を中心とした動きであるが県としては

可及的資本金を十九万五千円程度まで合意するやう期待してゐるやうであり今後の成行を注目されてゐる、また郡部

関係では

一 滑川方面では保壽堂製薬、高月保壽堂、東洋製薬、日本壳菓の四会社の合同説の外に久保角次郎、金子宗作の諸氏を中心とする個人営業者の共同製剤所設置案が進められてゐる

一 東岩瀬支部ではブロック的統制統合が進められ岩瀬壳菓、日本製薬両社を合体し個人営業者を包含する案が相当進歩してゐる

一 高岡方面では高岡薬剤と大門、能町の二社が大同団結して一社を結成することも確定的であり中田町地方では中田製薬を中心として両砺波の個人営業者を包含するブロック別統合がある程度進展してあるが最も業界の理想成行は業界から多大の関心が注がれてゐる

(「北日本新聞」昭和十六年八月六日)

### 七三 昭和十六年九月 富山薬剤株式会社の統合

富山薬剤株式会社では先般来富山市砂町太陽薬品並に富山市稻荷町石瀬傳四郎氏の經營する總盛堂を合併吸収すべく交渉を進めてゐたが、今回両社とも富山薬剤に合併することに正式調印を見た

(「北日本新聞」昭和十六年九月二日)

### 七三 昭和十六年九月 県下壳菓会社の統合進行状況

本県の壳菓界は壳菓原材料の需給調製、製剤の改善統一並に企業經營の合理化を図るために県の壳菓統制処理要綱に基づき法人、個人を問はず九月中に県下の配置壳菓は十五社以内に統合することに去る七月県の諮問に統制委員会が答申して以来各法人会社及び個人営業者が夫々の立場において統合の交渉を進めて来たが大体順調に進み現在では統合決定したものは左記九社以下交渉中のものが四社で九月中に

全部の統合は困難としても今後も県を中心として新衝が進められ本県売薬も新経済時代に即応し相手つて新発足する日も近いものと期待されてゐる、統合決定した九社を上げれば先づ富山市では

△貢貢堂（卓独で個人営業者を統合）

△国民製薬株式会社、精壽堂を解散し個人営業者を吸収し資本金十九万五千円の法人を設立する

△師天堂、富製薬、富山薬業、波多野永生堂の四法人を中心として個人經營を統合

〔北日本新聞〕昭和十六年九月二十日

△富山薬剤を中心として盛貢堂、太陽薬品、大盛堂、綿盛堂および個人営業を統合

△売薬卸商をもつて組織せんとする第一売薬株式会社

以上五社が略確定してゐる、滑川町では

△保壽堂製薬、東洋製薬、日ノ本売薬および保壽堂の四法人が第一統合売薬株式会社を設立

呉山以西では

△高岡製薬、朝日製薬（能町）大賣堂（大門）越中製薬（片口）の四法人および個人営業の統合

△中田製薬株式会社が仁盛堂（般若）および両筋波の個人經營業を統合

最も大きい合同として注目されてゐるのは

△水橋、上市、四方、小杉、東岩瀬町等の法人十一社を統合する富山県統制製薬株式会社で、同社は資本金五十万円に達するものとみられ、水橋配薬社、同保命堂、同博愛堂（三社）中新中加積仁濟堂、上市町越中売薬、富國薬業、同内庄北陸売薬（四社）

十四 昭和十六年九月 興亜製薬株式会社発起人会

県の売薬統合要綱に基き富山市内の有力個人営業者約五十名を以て資本金十万円の「興亜製薬株式会社」を創立することになり一十日午後一時から県売薬同業組合富山支部で発起人会を開き

△発起人 堀田茂一、鶴田安平、鷲宮比三郎、土地信一  
光製薬株式会社、土地信廣

の六氏出席、協議した結果正式設立することに決定し県に認可申請の手続きを執ることになったが、認可あり次第創立総会を開く筈である

(「北日本新聞」昭和十六年九月二十二日)

人約三千人も有してゐる内容堅実なる新会社であるが、前途多事多端な売薬界に棹さすために将来一貫作業で行ふ目的をもつて原料薬品化成株式会社を姉妹会社として創設の企画を包藏してゐるものゝやうである

(「北日本新聞」昭和十六年九月三十日)

### 廿三　昭和十六年九月　第一売薬株式会社創立総会

県下多くの売薬統合会社誕生のトップを切つて第一売薬

株式会社創立総会は二十八日午後二時より宮山薬品統制会社楼上において開催したが、出席株主株数は三千百十株委任状株数は七百七十株、合計三千八百八十株（欠席一名）で金岡又左衛門氏座長席に就き創立事項報告、定款承認検査役の調査報告あり、続いて左記の諸氏が取締役および監査役に選任、顧問推薦の件も満場一致で可決した

△社長金岡又左衛門△常務取締役 笹山梅治△取締役 松井伊兵衛、 笹山順蔵、 島朝十△監査役 福森龜太郎△顧問本庶英誠、 中田清兵衛

なほ同社は県下の卸売業者をもつて組織したもので行商

廿四　昭和十六年十月　大同製薬株式会社発足  
高岡区域の売薬統合問題は高岡薬剤、 大門大貫堂、 能町朝日製薬の三会社を中心にして業者が折衝の結果去る一日発起人会で資本金十九万五千円（一株五十円、 払込十二円五十五銭、 三千九百株）を以て大同製薬株式会社を創立することになり本月末に創立総会を開くことになった

本店は高岡市新横町高岡薬剤会社に置いて大貫堂並に朝日製薬を分工場とする外取締役会の決議によつてその他の分工場には配給所増設する筈である、 なほ発起人は次の通り

小宮末三、 吉田清作、 田中忠二、 安川信次郎、 尾間忠二

當郎、米谷米三、細谷正一、浦吾成、佐伯重吉郎、金清一郎、山崎和作、川崎傳右衛門、高畠貴一、明石滋吉、飯倉令一、岡本清右衛門、座外次郎、金正一

(「北日本新聞」昭和十六年十月七日)

△監査役 林良一、田邊精二、田水清平、村杉一郎、鍋島文雄、稻垣清五郎、牧田清一  
(「北日本新聞」昭和十六年十月十四日)

(「北日本新聞」昭和十六年十月七日)

### セモ 昭和十六年十月 富山合同製薬株式会社発足

富山師天堂、富山薬業、富製薬、波多野永生堂の四社を解散し個人営業者を加へての富山合同製薬株式会社創立総会は十二月八日午後二時から富山電氣ビル五階ホールで開催、発起人代表廣瀬重造氏議長席につき

資本金十九万五千円（一株五十円中払込二十円）外付議案件

を満場一致可決の上取締役並に監査役選挙を行ひ左の如く当選、亮葉報國に適進を齧ひ午後五時閉会した

△取締役 廣瀬重造、時澤元國、福島彌四郎、中島吉助、鎌井竹松、野村宗久、村井平一、澤田久吉、平澤貞雄、杉村義松、戸田秀明、佐地隆利、平井鎌三、野村幸一

一般完薬部外品、新薬、新製剤、医療器衛生材料の製造及販売、完薬の請賣等多角的に行ひ製造方法は原則として本店で製造の上包装をするが、資材の関係上一部は原 料製造の上包装のみ当分営業者においてさせることも有り得ること、し分配方法は製品は工業組合の実績に基き

富山完薬の統制は業種別、プロツク別に着々進んでゐるが卸売、請賣等を主体とする業者は今度富山市蛇町に本店及び工場を置き中新川郡水橋町に支店他の必要な個所に出張所を置く興亜製薬株式会社を新に設立することに決定した

資本金は十万円（一株五十円二千株、第一回払込金十二

円五十錢とし持株は生産額の割合に基いて定めるが差当り発行人で半数受持ち他は業者より募集）とし、事業は

按分々配し、原料は全部工組から購入するが営業者の整理した以外の手持薬品は会社へ譲受け不足分は各薬種店より購入し進んでは薬草の栽培その他の方により原料の獲得につとめ、処方は厚生省認定のものに統制し、方名は任意とする器具機械は三会社、各営業者の従来使用してきたものを蒐集し漸次充実するものである

なほ出資株式は既に満株となつてゐるが業者の参加を歓迎してゐる主なる発起人および参加者は次の如くである

堀田茂一、株式会社昭和製薬所（常務駒宮庄三郎）光製  
薬株式会社、下間衛合名会社代表竹中祐博、亀田安平、  
内田金太郎、土地信一、土地清廣、蛭谷清、佐々木平八  
郎、竹山松之助、押田藤右衛門、押田康哉、押田康平、  
松本省三、太田浅次郎、藤井昌一、飯倉安次郎、北川清  
一、野澤政太郎、高野政次郎、上井彬嗣、館井文造、豊  
田安之助、見佐田ヤス、永盛松次郎、久郷善昌、瀬川米  
三郎、川上栄次郎、森政太郎、室井小平、石黒善藏

（「北日本新聞」昭和十六年十月十七日）

### 七九 昭和十六年十月 報国製薬株式会社発足

本県の売薬統合の声に応へて東破波郡中田町地域製薬業者中田製薬会社と株式会社仁盛堂外個人業者百五十名が一丸となつて報国製薬株式会社を設立することになり一二十日午前十時から中田町善光寺において創立総会を開催、県から平山衛生課長、本庶技師と荒木同業組合長、北野事務長、

井口工業組合理事等出席の上議事

△創立に関する事項報告△定款承認の件△取締役、監査役選任の件△取締役、監査役調査報告の件△取締役及監査役の報酬総額決定の件

を満場一致議決し統合新会社の設立を見た、同地域統合の実現まで業者個々の立場から意見を纏めるに容易でなかつたが山下善吉、今村政雄の両氏が献身的に時局を説き斡旋につとめた熱意に対しても業者が感激し一切の私情を捨てゝ大同についたもので新会社は総会の翌二十一日直に登記手続をとり二十二日から中田町旧中田製薬会社を本社に般若、野村、滝新および福野町野尻に分工場を置いて営業を

當 開始することになつたが資本金は十九万五千円、一株五十円、第一回払込は十二円五十銭、なほ総会において決定した役員はつきの如くである

△代表取締役今村政雄△取締役今村徳太郎、山下善吉、石川宗太郎、今村佐七、林外史、林昇三、野村一郎、鶴居孫之丞、太田松兵衛△監査役中島次朗、川岸庄、中島龍藏

(「北日本新聞」昭和十六年十月二十一日)

四〇 詔和十六年十一月 富山県製薬株式会社発足  
中新川郡滑川町保壽堂製薬株式会社、田ノ本壳藥株式会社、東洋製薬株式会社、株式会社保壽堂の四壳藥会社は過般來國策指示による統合準備中であつたところ二日午後二時から滑川町、滑川会館で

平山県衛生課長、南部主事、荒木県壳藥同業組合長、桜井富山縣專屬託、井口県壳藥工品理事長、寺崎滑川署長、竹中商報会長

等ほか株主多数出席、宮崎創立発行人代表の挨拶に創立經過にあはせて同社の運営方針を説明並に仮称の富山県壳藥第一統合株式会社の名称を富山県製薬株式会社と変更する各定款逐次可決の上役員を指名して創立総会を了し、平山県衛生課長、荒木県壳藥同業組合長、桜井製劑営託、井口組合長の来賓激励祝辞ありて六時から清水花壇で創立披露会があつて多難な業界から一步前進、壳藥報國につとめ

△常締役 宮崎乙雄、太田庄左衛門、斎藤清兵衛、村井山次郎、久保正雄、碓井嘉平次、中林徳増、川尻金童、福田榮七、生駒與平、高橋明信、橋本一井  
△監査役 島川茂治、網谷照一郎、上田新作、清水繁次郎、黒崎正直  
因みに常務取締役及び社長は近く開かれる取締役会で宮崎乙雄氏が選任される模様である

(「北日本新聞」昭和十六年十一月四日)

## セ二 昭和十六年十一月 第一薬品化成株式会社発足

第一薬品化成株式会社創立総会は十一月三十日午後二時富山県薬品統制株式会社楼上にて開催、出席株数二千七百五十株、委任状十一名、株数九百株、合計三千六百五十株（全株數三千九百株）にして金岡創立委員長座長席に着き本県薬業の生成発展に就き当社企業計画を説明して定款承認、役員選任の件をはかり議場異議無く可決、左の如く役員決定した

△取締役社長金岡又左衛門△取締役松井伊兵衛△取締役中田勇吉△取締役島朝十△取締役松井長兵衛△取締役笛山梅治△監査役笛山順慶、井上東策、高桑直助

因に常務は追て決定することゝし当分、松井長兵衛、笛山梅治、島朝十の三氏は常勤に當ることゝなつた

〔北日本新聞〕昭和十六年十一月一日

山合同製薬会社（法人四、個人七〇名）興亞製薬会社（法人二、個人三六名）富山薬剤会社（法人四、個人三

## セ三 昭和十六年十一月 売薬会社、十三社に統合

矢野前知事時代、一県一社主義をもつて整理統合すべく業界で準備委員会まで結成、その緒につきかけてゐた県売薬の整理統合問題が現知事の整理漸進による、急激のしかも一把一括り的の整理統合を避ける方針をとつてプロック的に目標を十五社に整理方針を決定したため先の準備委員会を解散、再出発の形をとつて県の新方針に準拠、整理統合を進めつゝあつたが十一月末をもつて結局十三社に整理を完了、県もこれに異議なく諒解したので以下それぞれ法的手続を進めており、業界も曇り後晴れの頃る朗爽たる気分となつてゐる、合同新社は次の通り

當一 水橋三社 保壽堂製藥會社（法人一、個人七一名）  
一 清川三社 富山縣壳藥第一統合會社（法人四）第一更  
経 生化學會社（個人二七名）中新壳藥會社（法人一、個人  
七一名）

一 富岡市一社 大同製藥會社（法人四、個人一〇名）  
一 東砺波一社 報國壳藥會社（法人二、個人六一名）  
(「北日本新聞」昭和十六年十二月五日)

七三 昭和十七年七月 配置壳藥共同販賣の特殊性

七三 昭和十六年十二月 富山統制壳藥株式會社の  
創設決定

壳藥は大部の法人、個人の整理統合によつて十三社の  
新社の創設を見るに至つたが、さらに殘余の  
高岡壳藥、北陸壳藥、富山壳藥、仁濟堂、更生師天堂、  
岩瀬壳藥、博愛堂、越中壳藥、茶木谷廣貫堂、保命堂  
製藥、富山配藥會社、昭和医藥研究所  
等の十二法人、個人によつて資本金百萬円の富山統制壳藥  
株式會社を創設、十日県を通じ商工省へ設立認可を申請し

た、しかして加入法人、個人の所有財産評価格は約七十三  
万円で新社は百万円の資本金をもつて右所有財産を評価格  
通りで買取、残余を運転資金にあてることになつてゐる  
(「北日本新聞」昭和十六年十二月十一日)

〔北日本新聞〕昭和十七年七月二日

(「北日本新聞」昭和十七年七月二日)

七三五 昭和十七年八月 統合十四社懇談会

本県では厚生省の方針に基き三十の法人会社と一千七百名の売薬従業員を打つて一丸とし十四社の下に再出発したが、今回更に整備統合を見るのでないかといはれてゐたが政府では本県の特殊性に鑑み大休現在の十四社案で行くことになつたので来る九月二日午前十時より県庁参事会室で

十四社代表と県売薬工業組合理事並に幹部および移出並に

移出売薬本舗代表二十五名の出席を求め県より田中警察部長、平田衛生課長、本庄衛生技師等が集り現状のまゝ邁進する各種の対策について懇談をとげることになつた

(「北日本新聞」昭和十七年八月二十五日)

七三六 昭和十八年十月 第一売薬株式会社の新興日本製薬株式会社合併

資本を強化し、設備を拡充するため、第一売薬株式会社（資本金四十七万円全額払込済）では新興日本製薬株式会社（資本金十九万五千円全額払込済 前西水橋の保壽堂、浜黒崎の日本売薬会社その他で成立）を吸収合併することに、十九日両社代表者の調印を終つた、十一月に株主総会を開いて正式に合併を決定するが、合併後の第一売薬の資本金は六十六万五千円となる

(「北日本新聞」昭和十八年十月二十日)

刻下の急務であると、南九州売薬部会長金岡忠治氏等が発起となり、五十万円で製剤および販売の統制会社を設立すべきであると關係方面へ趣旨書を配布しつゝあるが、いよいよ二十五日午後一時より富山市総曲輪玉田会館で一県一社案を日指す進歩的業者多数出席新会社設立問題に關し協議打合せをとげる

七六 昭和十八年十一月 日本売薬配給統制株式会

東京側 玉置源一郎、長尾 欽也  
大阪側 森 平兵衛、三田 忠孝

売薬生産統制は本舗売薬の生産者が多数であり、且つ業

をあげ、設立仮事務所を東京日本橋区本町玉置商店内にお  
いて進捗をはかった。

態が複雑である為め、その整理統合は困難を極めていたが、  
配給統制は生産に較べ比較的容易であるため十八年二月に  
は具体化の準備に入った。

その主要点は

即ち一月十六日厚生省の官民合同懇談会に招致された東

京、大木良輔、玉置源一郎、大阪、森平兵衛、高橋昌吉等

が中心となり、厚生省当局の指導の下に設立準備を進め、  
二月五日厚生省の官民懇談会に、東京、大阪から約五〇人  
の業者が出席した。そのうち

東京 大木、玉置、中田、星、長尾

大阪 森、高橋、森下、小林、参天堂、大阪売薬

の十人を設立委員として、資本金その他の原案を用意し、  
四月一日から業務を開始する目標で設立準備を急いだ。

その後数次の懇談会を経て二月末には東、西、官庁間の  
連絡委員として

発起人 小林吉太郎、森下博、三田忠幸、藤田信一、赤阪

一 名称 日本売薬配給統制株式会社

二 事務所所在地

本店を東京市に置き支店を大阪市に、支店又は出張所  
をその他必要の地に置く

三 資本金五百万円全額払込み

四 株主

売薬元卸の実績ある卸業者

甲種本舗売薬生産者

五 株主御謹その他（略）

発起人代表 森平兵衛

英二郎、大木良輔、中田勇吉、長尾欽弥、星一、玉置源一

総会後同所で重役会を開き

郎、石井絹次郎、藤井得三郎、今堀辰三郎と決定した。

第一回発起人会を三月二十八日丸の内工業俱楽部で開催、

と決定した。

仮事務所を十五銀行楼上に置くことを決定した。

胎動期の永かつた売薬配給の一元的統制機関、日本売薬

配給統制株式会社は、遂に十八年十一月十六日、東京丸の

内日本工業俱楽部で創立総会が開催せられた。

当口は総会に先き立ち、配給、生産両発起人の打ち合せ会を開き諸般の打ち合せを了して総会に入った。

厚生省木村薬務課長以下関係官、生産、配給両発起人株主百二十余人出席、森発起人総代議長となって所定の議案を議了、取締役、監査役の選挙を行ない（議長指名）下記を選任した。

取締役 大木良輔、星一、小林吉太郎、長尾欽弥、中田勇吉、藤田栄三郎、田辺五兵衛、三田忠孝、玉置源一郎、森平兵衛  
監査役 今堀辰三郎、松本清三郎、藤井得三郎、岸本敬

### 七三 昭和十八年十一月 医薬品配給の戦時統制

〔『日本薬剤師会史』〕

良薬を早く、安く、医師や病院または一般薬店へ配給し

病める者を快癒に導き健かな者をますます健かにするため

厚生省では医薬品の配給を決戦型に改正した、眠り口銭をとつてゐたトンネル会社を除くところに大きな狙ひがあるが本県では生薬を除く統制医薬品が一元的に県薬品統制会社へ送付される、まゝ医師向は地域的に医師隣組がつくられ、こゝで決定した薬品等は新たに設置される県下約三十三ヶ所の医師向薬品配給所が統制会社より荷受して配給する

一般大衆向は小売商店へ、工業組合病院へも統制会社から直接配給する、なほこの実施は一月の予定である

〔北日本新聞〕昭和十八年十二月五日〕

管  
七〇 昭和十八年 家庭薬製造業者の統合状況

VI 5

会社名	所在地	社員数	会員	幹事	監理者	管理者
KK廣貴堂 （昭和一九年九月余吸收）	高、梅沢町	KK廣貴堂	張主二〇〇人	天	富山製藥KK	新多喜永平堂
富山県統制製薬 （改称）第一製品 （第一製品KK）	高、梅沢町	合巨製藥KK	余吸收	堂	宮山製藥KK	富山製藥KK
第一丸薬KK （第一製品KK）	高、梅沢町	越中薬業KK	（昭和一八年九月現在内訳のとおり四社在）	堂	宮山製藥KK	宮山製藥KK
（二社）	高、梅沢町	KK日吉部天	（昭和一八年九月現在内訳のとおり四社在）	堂	富山県製藥	富山県製藥
（七）	高、梅沢町	新潟日本製藥	（昭和一八年九月現在内訳のとおり四社在）	堂	保秀堂製藥	保秀堂製藥
東邦製藥KK （一七）	高、梅沢町	新潟日本製藥	（昭和一八年九月現在内訳のとおり四社在）	堂	KK保命堂	KK保命堂
（西五）	高、梅沢町	新潟日本製藥	（昭和一八年九月現在内訳のとおり四社在）	堂	KK仁清堂	KK仁清堂
中同製藥KK （七）	高、梅沢町	新潟日本製藥	（昭和一八年九月現在内訳のとおり四社在）	堂	富山丸薬KK	富山丸薬KK
機工製藥KK （三九）	高、梅沢町	新潟日本製藥	（昭和一八年九月現在内訳のとおり四社在）	堂	大瑞堂	大瑞堂
（現共業製藥KK）	高、梅沢町	新潟日本製藥	（昭和一八年九月現在内訳のとおり四社在）	堂	廣澤堂	廣澤堂
中田町	高、新穂町	新潟日本製藥	（昭和一八年九月現在内訳のとおり四社在）	堂	吉田正太郎	吉田正太郎
中島町	高、新穂町	新潟日本製藥	（昭和一八年九月現在内訳のとおり四社在）	堂	佐野清平	佐野清平
外三〇名	高、新穂町	新潟日本製藥	（昭和一八年九月現在内訳のとおり四社在）	堂	佐野清平	佐野清平
仁	高、新穂町	新潟日本製藥	（昭和一八年九月現在内訳のとおり四社在）	堂	佐野清平	佐野清平
孫之丞	高、新穂町	新潟日本製藥	（昭和一八年九月現在内訳のとおり四社在）	堂	佐野清平	佐野清平
才川	高、新穂町	新潟日本製藥	（昭和一八年九月現在内訳のとおり四社在）	堂	佐野清平	佐野清平
由太郎野村	高、新穂町	新潟日本製藥	（昭和一八年九月現在内訳のとおり四社在）	堂	佐野清平	佐野清平
一郎島田	高、新穂町	新潟日本製藥	（昭和一八年九月現在内訳のとおり四社在）	堂	佐野清平	佐野清平
政成橋場	高、新穂町	新潟日本製藥	（昭和一八年九月現在内訳のとおり四社在）	堂	佐野清平	佐野清平
八十八小松	高、新穂町	新潟日本製藥	（昭和一八年九月現在内訳のとおり四社在）	堂	佐野清平	佐野清平
三太郎林	高、新穂町	新潟日本製藥	（昭和一八年九月現在内訳のとおり四社在）	堂	佐野清平	佐野清平
善助	高、新穂町	新潟日本製藥	（昭和一八年九月現在内訳のとおり四社在）	堂	佐野清平	佐野清平
稔永森生	高、新穂町	新潟日本製藥	（昭和一八年九月現在内訳のとおり四社在）	堂	佐野清平	佐野清平
五履作善	高、新穂町	新潟日本製藥	（昭和一八年九月現在内訳のとおり四社在）	堂	佐野清平	佐野清平
栗山	高、新穂町	新潟日本製藥	（昭和一八年九月現在内訳のとおり四社在）	堂	佐野清平	佐野清平
教英	高、新穂町	新潟日本製藥	（昭和一八年九月現在内訳のとおり四社在）	堂	佐野清平	佐野清平

七二 昭和十九年一月 日本試薬統制株式会社発足

七三 昭和十九年五月 第一壳葉株式会社の第一薬

日本試薬統制株式会社が商工省の指示に基き設立された。

資本金百万円。十八年二月二十五日帝国ホテルで創立総会を開催した。守隨彦太郎発起人総代はじめ株主資格者及び商工、厚生両省の関係官出席、商工省より取締役社長に藤沢威雄が指名され、常務取締役として元海軍薬剤少将薬博清水辰太が就任した。

越えて十八年に至り十二月十一日軍需大臣から「統制会社令」により一月三十一日期限で新統制会社設立を受命した。この命令による試薬統制会社は十九年一月二十日東京九段軍人会館で改組株主総会を開催、必要な諸決議を行い、社長藤沢威雄、理事清水辰太等四人が決定した。

監事 佐藤製薬等三社を指名

(『日本薬剤師会史』)

七四 昭和二十年十月 G H Q に対する共榮製薬株式会社の請書

請書

連合国最高司令部よりの指令に基く厚生省厚生次官通牒

當により、当工場事業場の設備特許権その他の財産及び之に  
関する一切の帳簿其の他の書類を、善良なる管理者の注意  
を以て保全すべく茲に請書を以て誓約致し候  
経  
昭和二十年十月二十日

富山県東砺波郡中田町中田

共栄製薬株式会社

尊生大臣殿

取締役社長 今村政雄

(中田町誌)

七四 昭和二十四年八月 医薬品製造業者名簿

所 在 地	製 造 所 名
富山市梅澤町二一〇	株式会社 廣 貴 堂
同 海岸通り六三	株式会社 飯倉製薬所
同 荒 川二五〇	帝国化成株式会社
同 下奥井八	富山化学工業株式会社
同 西三番町二〇	株式会社 大 學 堂

富山市平吹町五八	株式会社 ケロリン屋本店
同 星井町七一	株式会社 久保廣濟薬院
同 砂町七	金岡製藥所
同 清水七二	共和化学工業株式会社
同 清水音羽町三五	共 愛 社
同 大館出一	金剛化学株式会社
同 平吹町五八	光亜製薬株式会社
同 衣服町三	五洲薬品株式会社
同 中島一六	興國人絹パルプ富山工場
同 東野新町八四	昭和医薬品株式会社
同 東田地方四	正甫師天堂
同 長江一六〇	諏訪化学工業株式会社
同 同砂町二二	第一药品工業株式会社
同 荒川二五〇	第一药品株式会社
同 櫻木町八三	大東製薬株式会社
同 櫻木町八三	大東薬品交易株式会社
同 黒木町一一	大信薬品株式会社

三 諸 会 社

富山市下奥井八	東西薬品株式会社	富山市伏木新島九〇	東亜合成化学工業株式会社 高岡工場
同 西中野三九七	東寶製薬株式会社	同 向野町四二〇	日本曹達株式会社高岡工場
同 梅澤町二一〇	富山県廣貿堂	同 末廣町四〇	明治薬品株式会社
同 神通町九一九	富山薬品交易株式会社	同 開発九五九	明王社
同 東三番町二三八	内外薬品商會	同 博労町八六	養命製薬株式会社
同 清水一〇七	日興化学工業株式会社	中新川郡上市町幸町一	荒木薬品工業株式会社
同 太田口町一	ひかり製薬所	同 水橋町五三五	曉薬品工業株式会社
同 山王町三七	北洋製薬工業株式会社	同 上市町天神町八四	池田薬品工業株式会社
同 柳町二八	北興社	同 滑川町田中町一〇一	株式会社 濟生製薬所
同 千石町四六	丸三製薬株式会社	同 上市町三五	株式会社 池田模範堂
同 安野屋町二九八	マツダ薬品工業株式会社	同 滑川町瀬羽町一八六	株式会社 富山製薬大公司
同 東岩瀬町九八	有限会社 山本梅信社	同 水橋町五四二	株式会社 ヒルヤ精龍堂
同 永楽町二四	樂天堂製薬株式会社	同 浜加積村曲淵	旭光薬品工業株式会社
同 東田地方町一二	雄山薬品工業株式会社	同 滑川町高月四五〇	共進堂製薬所
高岡市大工町二三	片上製薬株式会社高岡工場	同 滑川町六八八	久保医薬品工業社
同 橫田三四	氣比製薬株式会社	同 上市町石浦町一九	興進化学工業株式会社
同 内免町七一	佐野製薬所	同 滑川町一一	殖産化学株式会社
同 新横町一〇四一	大同製薬株式会社	同 田中町四一〇	第一厚生化学株式会社

中新川郡滑川町吾妻町二六六	中越電氣工業株式会社	下新川郡道下村本新七五二	日本カーバイト 工業株式会社魚津工場
同 同 中町一四四七	中新薬業株式会社	射水郡黒河村黒河新二六四三	株式会社 源平商會
同 同 下小泉九三	天恵薬品橋木藥房	同 小杉町三ヶ三三八七	株式会社 廣國堂
同 同 上市町三五	東亜製薬株式会社	同 同 手崎一〇〇一	株式会社 廣榮堂
同 滑川町大町一七六五	富山薬品工業株式会社	同 同 戸破六三二	株式会社 富士製薬社
西加積村萩原二九一	富山家庭薬株式会社	東砺波郡中田町四五一六	共榮製薬株式会社
雄山町五百石一六八	日本家畜製薬株式会社	同 福野町野尻二二六一	鶴尾孫之丞藥房
水橋町五五六	ヒルヤ薬品工業株式会社	同 中田町二二	北陸油脂化学株式会社
同 同 六三六	二葉製薬株式会社	同 井波町堀ノ内五六二	三田製薬株式会社
同 上市町五九	北陸化学株式会社	西砺波郡石動町上野本七九五	東洋薬品工業山淵洋行
同 同 滑川瀬羽町一八六一	丸星製薬株式会社	同 福光町一三〇〇	北陸微生物化学研究所
同 同 滑川田中町四一〇	民生薬品工業株式会社	同 妻負郡婦中町遠星八八五	日本興起製薬所
同 同 七五	三星製薬株式会社	同 四方町西岩瀬一六四	新々薬品工業株式会社
同 中加積村堀江一一三一	水野救命大黒堂	同 四方町一一三	興和薬品工業株式会社富山 工場
同 雄山町前沢二八一六	安田廣生堂	同 太田口町二五	朝日製薬社
同 水橋町五五五	渡邊薬品工業株式会社	同 蔵訪川原二二	立山熊膽固製薬所
下新川郡桜井町荻生一一八四	櫻井製薬工業株式会社	同 豊川町一	永森薬品商會

三 諸 会 社

富山市千石町一九七	日興製薬株式会社	中新川郡釜ヶ瀬道源寺一七七	新越製膏
同 浜黒崎八三七	平野賢仁堂	同 上市石浦町四八	晴寿堂
同 石金二〇	新日本製薬株式会社	同 水橋町二三六	富山県物産株式会社
同 東田地方三丁目三一	立山湯花商會	同 上市町二三七	酒井大岩堂
同 西四十物町一	ネオ公剤株式会社	同 滑川下小泉町四二三	柿澤兄弟商會
同 星井町一二八	志甫製藥所	同 水橋町五三九	富士製藥株式会社
同 稲荷初音町八	丸和製素所	同 同	同
同 田畠六七〇	田畠ゴム研究所	同 同	一〇六六石黒製藥社
同 梅沢町一六八	富山模範精薬院	同 中加積村堀江一三七〇	丸仁製藥社
同 五番町七	石黒製藥工場	同 南加積村広野二二一〇	室田藥房
同 中町五	中央薬品株式会社	同 水橋町中村町一六三	五十路製薬株式会社
高岡市地方本町六五六	北陸有機酸工業株式会社	同 滑川町四間町	久保理化學研究所
同 利屋町五	養順堂藥院	射水郡片口村片口	分家製藥工場
中新川郡雄山町前沢一六六七	廣心堂製藥所	同 小杉町戸破四二〇八	富山藥品商會
同 滑川吾妻町二四二三	金子隆盛堂	同 小杉町三ヶ三二七九	射水製藥社
同 同瀬羽町	松村商會薬舖	同 堀岡村神明新一三三	中越藥品工業社
同 高月町三八一	株式会社日參製薬保壽堂	婦負郡四方町二〇八八	たから製藥所
同 同瀬羽町一八四八	富山医薬工業社	同 四方町二五	ホテイ薬房

常 婦負郡四方町四方二二〇六 牛 島 精 藥 院 上新川郡熊野村安養寺四七一 熊野藥品商會  
 同 八尾町西新町四〇九八 爪快健堂製藥所  
 下新川郡桜井町三日市一一八 植 島 製 藥 所

VI 経

昭和三十八年一月 医薬品製造業者名簿

(アイヌオ原)

昭三八、一、一現在

医薬品製造業者(事業)名簿

○印は家庭用製造業者

製造所数  
製造業者数

一九二  
一五二

〔法人  
個人〕  
五六

九〇  
一〇

△印は家庭外品製造業者

分工場(分)  
法(個)人所在地県外(外)

一六  
二三

〔分  
工場(外分)〕  
二二

かねるもの

許可番号	製造業者名	製造業者所在	電話番号	代表者名	管理薬剤師名	許可又は許可更新年月日	備考
△ 一 石	池 (延 田 壽 堂) 実	富山市西堤町五	〃 三一	池 田 実 長谷川 信 義	天・一・一		
一四 石	石 黒 清 五 郎 藏 グ	番町七	〃				
一四 石	石 黑 清 五 郎 藏 グ	番町七	〃				

(家庭用調本)

三 蘭 會 社

○△△ 内 内山甚兵衛商店	内山甚兵衛商店	内山甚兵衛商店	内山甚兵衛商店	内山甚兵衛商店
二四 大塚 (大塚薬品工業所久 田作太郎)	大塚長 (大塚薬品工業所久 田作太郎)	北新町六 諏訪川原三	東番町四 北新町六 諏訪川原三	富田二一 内山操 内山操 内山操
二五 岡 (立山熊胆田製藥所 岡田作太郎)	立山熊胆田製藥所 岡田作太郎	砂町七 西新庄二〇	二〇六金岡 村角三郎河 村政雄	二十六金岡 田作太郎武 田礼子
二六 河 (河村製藥所 河村製藥所)	河村製藥所 河村製藥所	海岸通り 平吹町六 平吹町六 平吹町六	二九六金岡 村角三郎河 村政雄	二十六金岡 田作太郎武 田礼子
二七 株式会社鍛倉製藥所 分八 株式会社ケロリン屋本店 二八 株式会社広貢堂	株式会社鍛倉製藥所 分八 株式会社ケロリン屋本店 二八 株式会社広貢堂	三九六金岡 村角三郎河 村政雄	二九六金岡 村角三郎河 村政雄	二九六金岡 村角三郎河 村政雄
二九 岡 (立山熊胆田製藥所 岡田作太郎)	立山熊胆田製藥所 岡田作太郎	二九六金岡 村角三郎河 村政雄	二九六金岡 村角三郎河 村政雄	二九六金岡 村角三郎河 村政雄
三〇 株式会社下村陽進堂	株式会社下村陽進堂	三九六金岡 村角三郎河 村政雄	三九六金岡 村角三郎河 村政雄	三九六金岡 村角三郎河 村政雄
三一 株式会社千代田化学研究 三二 木場町二	株式会社千代田化学研究 三二 木場町二	三九六金岡 村角三郎河 村政雄	三九六金岡 村角三郎河 村政雄	三九六金岡 村角三郎河 村政雄

許可番号	(製造業者の名稱)	製造業者住所	電話番号	代表者名	管理處類別名	許可又は許可更新年月日	備考
△ 二八	株式会社寺田吉陽堂(今泉工場)(富山市中町二丁目今泉三丁目)	富山市中町二丁目今泉三丁目	富山二一四〇寺田三郎清木誠一	木誠一	一九五一年一月一日		
△ 一五	株式会社富山盛貢堂(荒川町)	荒川町	二三五五金岡一郎酒井一郎	酒井一郎			
△ 六	株式会社ホームラン広盛(鹿島町)	鹿島町	二七三森常太郎森武彦	常太郎	一九五一年一月一日		
三七	株式会社前田模範堂(浜黒崎六丁目)	浜黒崎六丁目	二七三前田政次中川祥子	中川祥子	一九五一年一月一日		
○ 三	株式会社松井伊兵衛商店(古銀治町)(松井伊兵衛松川英治)	古銀治町	二三四松井伊兵衛松川英治	松川英治	一九五一年一月一日		
四四	株式会社山本梅信社(東岸瀬町六)	東岸瀬町六	二九三鶴盛英夫土田卯三郎	卯三郎	一九五一年一月一日		
○ 二七	木谷伝次郎菜房(飼指町)(木谷伝次郎)	飼指町	二九三木谷伝次郎木谷伝次郎	木谷伝次郎	一九五一年一月一日		
三五	共和化学工業株式会社(清水町)	清水町	二九三橋善造三橋晶江	三橋晶江	一九五一年一月一日		
△ 一九	極東薬品株式会社(牛島新町二丁目)	牛島新町二丁目	二九三常田孝次五十嵐博	五十嵐博	一九五一年一月一日		
三九	久保弥之助(星井町)(久保弥之助島田弥一郎)	星井町	二九三久保弥之助島田弥一郎	弥一郎	一九五一年一月一日		
三三	広貢堂産業株式会社(荒町三)	荒町三	二九三沢田久吉根芳一	根芳一	一九五一年一月一日		

三 著 会 社

△ 10 輿和製藥工業株式會社 <sup>(ク)</sup>	諏訪川原10	"	二 扇 井 本 三之助 永 森 信 治 <sup>(ク)</sup>
外 11 西 光 産業株式會社 <sup>(ク)</sup>	東京都千代田区飯田町1-27 (富山工場)(富山市東北新村)	"	辺 一郎 伊 一郎 朝 太 郎 松 沢 一 夫 <sup>(ク)</sup> , 1. 1. 1.
○ △ 12 国 民 製 藥 株 式 會 社 <sup>(ク)</sup>	富山市清水町1丁目	"	森 吉 次 郎 岩 城 忠 久 <sup>(ク)</sup> , 1. 1.
外 △ 13 五 洲 藥 品 株 式 會 社 <sup>(ク)</sup>	富山市清水町1丁目	"	森 五 洲 吉 次 郎 岩 城 忠 久 <sup>(ク)</sup> , 1. 1.
元 14 金 刚 化 学 株 式 會 社 <sup>(ク)</sup>	東京都中央区日本橋本町4丁目3(富山市西田地方) (工場) 富山市篠山	"	藤 井 良 三 長 崎 義 正 <sup>(ク)</sup>
元 15 笹 倉 弥 次 郎 <sup>(ク)</sup>	安野屋(五) <sup>(ク)</sup>	"	藤 井 良 三 長 崎 義 正 <sup>(ク)</sup>
分 16 笹 倉 弥 次 郎 <sup>(ク)</sup>	10KMC 笹 倉 弥 次 郎 野 替 行 也 <sup>(ク)</sup>	"	"
外 17 笹 倉 弥 次 郎 <sup>(ク)</sup>	10KMC 笹 倉 弥 次 郎 野 替 行 也 <sup>(ク)</sup>	"	"
○ 18 志 常 次 郎 <sup>(ク)</sup>	山 梅 治 内 山 吉 二 <sup>(ク)</sup>	"	"
○ 19 志 常 次 郎 <sup>(ク)</sup>	山 梅 治 内 山 吉 二 <sup>(ク)</sup>	"	"
○ 20 充 島 伊 兵 卫 <sup>(ク)</sup>	伊 兵 卫 <sup>(ク)</sup>	"	"
○ 21 新 日 本 製 藥 株 式 會 社 <sup>(ク)</sup>	西 公 文 名 <sup>(ク)</sup>	"	"
○ 22 小 金 化 学 株 式 會 社 <sup>(ク)</sup>	木 楠 町 10	"	"

許可番号	(製造業者名)	(製造業者所在地)	電話番号	代表者名	管理薬剤師名	許可又は許可更新年月日	備考
西	仁心堂製薬株式会社富山市清水町三区堀	富山市元堀加藤	二六五三水	上緒重高橋十郎	実田口幸二三・一・一		
八	諏訪化学工業株式会社(〃本工場)〃	長江三〇	二六五三水	上緒重高橋十郎	実田口幸二三・一・一		
○△玉	第一薬品工業株式会社(〃本社工場)〃	砂町二〇 荒川五〇	二六五三水	上緒重高橋十郎	実田口幸二三・一・一		
△	第一薬品工業株式会社(〃第一薬品工業株式会社所)(〃下奥井)	下奥井一	二六五三水	上緒重高橋十郎	実田口幸二三・一・一		
分五	第一薬品工業株式会社(〃下奥井、南新町六〇)		二六五三水	上緒重高橋十郎	実田口幸二三・一・一		
△	大光製薬株式会社(〃桃井町九)		二六五三水	上緒重高橋十郎	実田口幸二三・一・一		
空	大栄薬品株式会社(〃東岩瀬町一三)		二六五三水	上緒重高橋十郎	実田口幸二三・一・一		
△	大学堂製薬株式会社(〃西中野三五)		二六五三水	上緒重高橋十郎	実田口幸二三・一・一		
○△毛	大信薬品株式会社(〃黒木町三)		二六五三水	大道隆信丸平	山久山健治	一九三九年五月一日	
○	大東交易株式会社(〃本社工場)〃	桜木町三	二六五三水	大道隆信丸平	山久山健治	一九三九年五月一日	
○△堀	大和製薬株式会社(〃神通町三)	三三三三番山	二六五三水	大道隆信丸平	山久山健治	一九三九年五月一日	
○	大和製薬株式会社(〃同)	三三三三番山	二六五三水	大道隆信丸平	山久山健治	一九三九年五月一日	

三 諸 会 社

[合] 大和薬品工業株式会社	下奥井一	北川承	三島雄三	
高安(北化學研究所)(〃)	不二越町五丁目 太郎丸(三番)	〃	三美高安正明高安正明	〃
丸館(広心堂製藥所造)(〃)	館出セ	千葉七館井文造浮田一	〃	〃
外〇〇中央薬品株式會社(西工場)(〃)	東京都中央区日本橋室町四丁目の(富山市西四十物町四番の四)	工場 長谷川義仁黄葉正平	北川承	手代木北川承三島雄三
○△△中部薬品株式會社(富山市山王町七番地)	坪田(坪田牛黃巴製造所)(勤) 千石町常田政信	谷口三郎島智恵子	三島雄三	三島雄三
△△△常(国際薬品商事)(信)	千石町常田政信長谷民	三島雄三	北川承	北川承
外元(イカ製薬株式會社)(富山工場)(丁目七)(富山市荒川三番)	千葉金岡又左衛門石田義信(三・一・三)	三島雄三	三島雄三	三島雄三
○一帝國化成株式會社(新庄工場)(富山市荒川三番)	千葉金岡又左衛門大橋清信(三・一・一)	三島雄三	三島雄三	三島雄三
○一東亜薬品株式會社(新庄工場)(古手伝町七番地)(中野新町八番)	工場 中井憲太郎沖野永光	三島雄三	三島雄三	三島雄三
三東海製薬有限會社(安野町元)	古川英治吉川英治	三島雄三	三島雄三	三島雄三
三東洋化学薬品株式會社(諏訪川原塩)	三島雄三	三島雄三	三島雄三	三島雄三

許可番号	(製造業者の名称)	製造業者住所	電話番号	代表者名	管理薬剤品名	更新年月日	備考
外 販	東京光学工業株式会社 (〃 富山工場)	東京都新宿区日本橋本町三丁目三番地 の丸(銀座)中央通り	田中 三義	健	辰一郎		
販	富山薬業株式会社	富山市蓮町三	田中 三義	辰一郎	健	辰一郎	
販十	太陽製薬社	桜木町六	田中 三義	辰一郎	健	辰一郎	
外 販	ニチバン株式会社 (〃 富山工場)	東京都中央区日本橋本町四 丁目二(富山市西町十番町四 丁目)	手賀豊士	地信一	土地	穰	
販	日本薬業化学会社	日本橋本町四 丁目二(富山市西町十番町四 丁目)	野上 宗文	野上 勉	辰一郎	辰一郎	
外八 三	日本薬剤株式会社 (〃 富山工場)	東京都渋谷区新橋町七(富 士通三番町)	新井 幸次郎	清水 正彦	辰一郎	辰一郎	
毛 野	村 大 学 堂	富山市長江町三	村幸一	野村 幸一	辰一郎	辰一郎	
三	ひかり製薬株式会社	太田町一	富川 保太郎	各川 幸雄	辰一郎	辰一郎	
外 販	福寿製薬株式会社 (〃 太郎丸工場)	東京都練馬区関町一丁目乙 三〇(富山市太郎丸字向川原 割二五)	杉定治	奥村 外一	辰一郎	辰一郎	
外分 販	福寿製薬株式会社 (〃 太郎丸工場)	東京都練馬区関町一丁目乙 三〇(富山市太郎丸字向川原 割二五)	杉定治	小西 忠好	辰一郎	辰一郎	

三 諸 会 社

外△一元	北宝(品)株式会社	大阪市西区西長堀南通四丁目六八(富山市稻荷ノ町)白髮橋ビル内	11月出水貞尚中田秀一	
△松	(三共本薬品商會) 富山工場	富山市大泉二区1番室	平三喜松本寛松本寛	ク
○△呂丸三製薬株式会社	丸和製薬株式会社	千石町巽	千石町藤井論吉藤井寛治	ク
外○重	明治薬品株式会社	東京都千代田区神田菴町	千石町内田俊吉袖田実毛・一	ク
○△一益	有限会社正甫師天堂	富山市東田地方町	千石町鷲田信一鷲田則義天・一	ク
110 有	有限公司九善至誠堂	浜黒崎町	千石町平野敏雄加古文吉	ク
117 有	有限公司九善至誠堂	清水ラミー町	千石町細川春松米田憲治	ク
118 有	日本エヌ製薬株式会社	東京都中央区日本橋本郷	千石町泰道三八前田寒毛・八	ク
119 有	日本ビタミン化学株式会社	富山市常盤町(日暮瀬三ノ町)	千石町高嶋吉次郎高嶋泰三天・二・一	ク
120 有	山本(製)藥業所	総曲輪町	千石町本栄三	ク
			新規同	

## VI 経営

許可番号	(製造業者の名称)	(製造業者所在地)	電話番号	代表者名	管理薬剤師名	許可又は許可更新年月日	備考
四 方 地 区	製造所数	九(製造業者数七(法人五個人二)分工場一	和合(03)251-1111	牛島盛行	牛島盛行	元・一・一	法人所在地外
壹 牛 島 星 製 藥 院	新々薬品工業株式会社	富山市四方神明町三〇九	四方(03)251-1110	タ(タ)一山崎六郎	牛島盛行	元・一・一	
分 五 第 一 藥 品 工 業 ( 四 方 工 場 )	第一薬品工業株式会社	下奥井(四方)(03)251-1100	タ(タ)三石黒七三竹内正一	タ(タ)三石黒七三竹内正一	牛島盛行	元・一・一	
一 票 大 洋 藥 品 工 業 株 式 會 社	大洋薬品工業株式会社	四方(番町)三〇九	タ(タ)堺田尻宇平沢木幸子	タ(タ)堺田尻宇平沢木幸子	牛島盛行	元・一・一	
合 本 太 か ら 製 藥 株 式 會 社	本から製薬株式会社	四方神明町三〇八	タ(タ)大浜谷園太郎浜谷園太郎	タ(タ)大浜谷園太郎	牛島盛行	元・一・一	
○△ 100 富 山 藥 品 株 式 會 社 ( 四 方 工 場 )	富山薬品株式会社	四方西新発石発三三	タ(タ)三元利波伝造大沢健	タ(タ)三元利波伝造大沢健	牛島盛行	元・一・一	
合 中 本 浜 興 起 製 藥 所	本浜興起製薬所	四方(番町)三〇九	タ(タ)111中浜伝治中浜健二	タ(タ)111中浜伝治中浜健二	牛島盛行	元・一・一	
○ 先 ホ テ イ 製 藥 株 式 會 社	ホティ製薬株式会社	四方野鶴町三	タ(タ)三浜谷憲治中浜喜八	タ(タ)三浜谷憲治中浜喜八	牛島盛行	元・一・一	
外 100 ( 東 京 都 新 宿 区 四 方 工 場 )	東京都新宿区四方工場	タ(タ)三浜谷憲治中浜喜八	タ(タ)三浜谷憲治中浜喜八	牛島盛行	元・一・一	元・一・一	

三 譜 会 社

月 國 地 区 製造所數 一		(製造業者數 二) (個人 1)	
1回	深山 (富山化学研究所) 行雄	深山 行雄	小橋洋美 三・一
滑川地区 製造所數 二九 (製造業者數 二六 (法人 一六 個人 一〇) 分工場 二) (法人所在地 一)			
外△三三	石金(金子) 滑川製藥株式會社 (東京都墨田区小山三丁目三番地) 滑川 (富山市辰野町) 滑川 (富山市辰野町) 三石倉順平川尻末子三・一	石金(金子) 作金子宗義	石金(金子) 作金子宗義
△ 三三	金(金子) 達盛堂 (富山市梅沢町110) 滑川 (富山市辰野町) 四間町堺 (富山市辰野町) 金子宗作	金(金子) 作金子宗義	金(金子) 作金子宗義
分△三三	株式會社広興堂 (富山市梅沢町110) 滑川 (富山市辰野町) 間町堺 (富山市辰野町) 金子宗作	金(金子) 作金子宗義	金(金子) 作金子宗義
四〇	株式會社済生製藥所 (滑川市田中町銀山) (滑川市田中町銀山) (滑川市田中町銀山) (滑川市田中町銀山)	塙井幸次郎酒井七郎	塙井幸次郎酒井七郎
五五	株式會社仁濟堂 (堺江) (堺江) (堺江) (堺江)	伊藤信夫伊藤信夫	伊藤信夫伊藤信夫
五四	株式會社富山製藥大公司 (製藥工場) (製藥工場) (製藥工場) (製藥工場) 濱羽町 (製藥工場) (製藥工場) (製藥工場) (製藥工場)	神田米三梅野友秀	神田米三梅野友秀
五五	株式會社富山仁誠堂 (高月町琴) (高月町琴) (高月町琴) (高月町琴)	崎隆常山本隆一	崎隆常山本隆一
五五	久和与平池田太吉 (長久和与平池田太吉) (長久和与平池田太吉) (長久和与平池田太吉)	久和与平池田太吉	久和与平池田太吉
三三	株式會社仁誠堂 (高月町琴) (高月町琴) (高月町琴)	久和与平池田太吉	久和与平池田太吉

許可番号	(製造業者の名称)	製造業者住所	電話番号	代表者名	管理薬剤師名	許可又は許可 更新年月日	備考
三一	株式会社吉川隆盛堂 清川市寺家町三元	清川 鹿児島市寺家町三元	清川 鹿児島市寺家町三元	吉川 主計 塩谷良雄 三六・一			
○	堺旭光薬品工業株式会社 グ	堺市西区	グ	古沢 久松山岸 稔			
○	三久 (久保角次郎)	四間町六六	グ	久保角次郎			
△	三和薬品株式会社 グ	河端町近三	グ	生駒 健治水口 フヨノ			
△	殖産化学株式会社 グ	加島町二六	グ	藤吉 造齊 藤吉 造			
△	井政(宣田医薬工業) グ	瀬羽町二八	グ	藤吉 造齊 藤吉 造			
△	第一薬品工業株式会社(中加積工場) グ	大東市下奥井(清川市堀江) グ	グ	堀江 七三堀 宏			
○	大東製薬株式会社 清川市四間町充六	清川市四間町充六	グ	堀渡 俊儀三郎 広見清文			
○	中新薬業株式会社(新製薬工場) グ	中町一四四	グ	水口 誠一 塚原正二			
△	富山家庭薬株式会社 グ	志原元三	グ	神田 福次郎 室井小郷			
三三	富山薬品工業株式会社(清川木社工場) グ	中町二二五	グ	久保一郎 結城善郎			

天・11・31休止

三 譜 会 社

△	三	中	(中田安藏所)(ノ)	横町一丸(次)	横町一丸(次)	田中	田安藏中田安藏
四	橋	木	一井	下小泉	下小泉	六橋	本一井橋本人之
四	橋	(天惠薬品橋本業房工場)	ノ	ノ	ノ	六橋	本一井橋本人之
杂	広	(トニツク商舗)	吉	加島町二丁目	加島町二丁目	大廣	瀬徳吉斎藤俟子
金	水	(水口模範製藥院)	一	田中町四	田中町四	三瀬戸健治	高松日出子
○	水	(水野救命大黒堂)	造	堀江町三	堀江町三	永口誠一	桑山鈴子
三	生	民生製品工業株式会社	ノ	田中町四	田中町四	永野鹿造	中村寿一
○△	三	明治製藥株式会社	ノ	中川原五	中川原五	石黒恒次	金子シズエ
○△	里	野吾繁夫	ノ	ノ	ノ	山本昭子	ノ
101	山	(栄養製藥富山工場)	ノ	清水町三	ノ	三井山本昭子	ノ
		堀江亮	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ

許可番号 (製造所の名称) 製造業者名 (製造所所在地) 評議會名 代表者名 管理薬剤類名 許可又は許可更新年月日 備考

黒部地区 製造所数 一 [製造業者数 一 (個人 1)]

穴 楠 (植島製薬所) 黒部市三日市一丁目 00000 植島 実 岛崎 寛子 実・1・1

上新川地区 製造所数 一 (分工場 1)

分 三 (社内販賣上場) 大山町中瀬(35) 山治水原秀直元・1・1

上新川地区 製造所数 一九 [製造業者数 一三 (法人 八 個人 五) 分工場 三 県外三]

荒木薬品相互株式会社	中新川郡上市町新町三一	上市(026-102) 荒木正夫 川原登世元・1・1
○ 池田薬品工業株式会社	タ タ 天神町四 タ(タ) 喜池田吉一 池田市郎	タ(タ) 喜池田吉一 池田市郎
○ 五 株式会社池田標榜堂	タ 横浜市港北区(タ) 東池田嘉吉布上忠紀	タ(タ) 東池田嘉吉布上忠紀
○ 九 株式会社池田義恵商店	タ(タ) 田義恵池田義恵	タ(タ) 田義恵池田義恵

三 諸 会 社

○	三 株式会社酒井大岩堂	ク	タ	タ	タ	タ	タ(タ)	酒 井 義 夫	酒 井 義 夫	
外○	三 株式会社室田葉品㈲会 (國 杉工場)	八	東京都葛飾区本町中原町五 (中新川郡上市町若杉八作)	八	タ(タ) 飯 田 正 之	井 上 勲				
101	佐 (佐々木博盛)	ラ	由新川郡上市町中小泉生	タ(タ) 佐々木 実 郎 池 田 兵太郎						
分	三 笹林 晴政	タ	錦町庄	タ(タ) 三 笹林 政 雄						
四	内 外 藥 品 會 (市工場)	治	富山市東三番町 (中新川郡 上市町錦町)	タ(タ) 三 笹林 山 梅 治 長						
外○	三 新 生 藥 品 株 式 會 (市工場)	八	東京都新宿区西五軒町四 (中新川郡上市町森元町七)	タ(タ) 三 笹林 蜷 川 兼 二						
外△	三 新 生 藥 品 工 業 株 式 會 (市工場)	九	大阪市大淀区本庄中通三丁 (中新川郡上市町三丁目三)	タ(タ) 三 笹林 藤 原 保						
10	三 田 (晴 中 寿 与 堂)	一	中新川郡上市町石浦町四 (中新川郡上市町雨町)	タ(タ) 三 笹林 黒 七 三 開						
三	三 東 亜 製 藥 株 式 會 (工場)	一	"	熊野町森	タ(タ) 三 笹林 仁 夫					
二	三 東 亜 製 藥 株 式 會 (工場)	一	"	毛倉 本 作 次 郎 成 川 一 郎						
一	三 東 亜 製 藥 株 式 會 (工場)	一	"	"						

許可番号	(製造業者名)	(製造業者住所)	電話番号	代表者名	管理薬剤師名	許可又は許可更新年月日	備考
○ 六 橋	(橋本信夫商店)	森尻元	〃(〃) 102橋本信夫	大島崎守恭	〃		
〔六〕 富士化学工業株式会社	(上巿工場)	上巿町東寺谷	〃(〃) 西田安正	大坂又一郎	〃		
〔七〕 北越薬業株式会社	(安田広生商店)	放土ヶ瀬新川	八成瀬徳平	平成瀬平範	〃		
〔八〕 桐川	(保生草堂)	中新川郡水橋町免	水橋(050)10相川博子	相川博子	水・一・一		
〔九〕 晴樂品工業株式会社	(石黒重兵商店)	立山町前沢二八八	立山(050)33安田邦彦	安田邦彦	田邦彦	〃	
〔十〕 五十路製薬株式会社	(中新川郡水橋町中村町)	水橋(050)15平崎宗友相川正	平崎宗友相川正	今井純一	今井純一	今井道子	今井道子
△ 今井製薬工業	(東京都足立区北郷町二〇二)	〃(〃) 1137野谷吉造野谷吉達	野谷吉造野谷吉達	△	△	△	△
△ 七 株式会社ヒルヤ精製堂	(新川郡水橋町三四一)	〃(〃) 1137野谷吉造野谷吉達	野谷吉造野谷吉達	△	△	△	△

## 水橋地区 製造所数 一四 { 製造業者数 一二 (法人 八 個人 四) 分工場 一 県外 }

個人住所

許可又は許可更新年月日備考

考

1186

三 菁 会 社

許可番号	(製造所の名称)	製造業者住所	電話番号	代表者名	管理薬剤名	許可又は許可更新年月日	備考
高岡地区製造所数 111 { 製造業者数 10 (法人五個入五) 分工場一 县外 }							
赤坂	赤坂嘉二郎(高岡市利園町)	高岡(071-2)赤坂嘉二郎赤坂嘉二郎元・1・1					
△○美氣比製薬株式会社	横田町(横田町場)(ク)	"(ク)上陽本清右衛門浅田浩					
三佐渡	利園町(佐渡養順堂)	"(ク)0-0110佐渡養順佐渡千賀子					
佐野製薬所	内免町(内免町場)(ク)	"(ク)1-0211佐野諭三高桑悌吉七・1・1					
大同製薬株式会社	新横町(新横町場)(ク)	"(ク)1-0212西多友前川正昭三・1・1					
△○多田薬品工業株式会社	横玉町(横玉町場)(ク)	"(ク)1-0200多田喜一高田杉子					
△○島津	橋番町11-1(島津島隨吉)	"(ク)1-0203津島隨吉津島隨吉					
筑前田本舗	小馬出町(牛黃田本舗)(ク)	"(ク)1-0200高田節堀陽子					
外	日本薬連株式会社(高岡工場)(東京都千代田区大手町1丁目)(高岡市向賀本町100)	"(ク)1-1501大和田悌二油谷政隆					
△○	富士薬品工業株式会社(高岡工場)(羽庄)(ク)	"(ク)1-0200竹田長次郎竹田隆昌					

三 諸 会 社

外 三 五	新 湛 地 区 製 造 所 数 二		〔製 造 業 者 數 一 (法 人 二) 分 工 場 二〕	
	一 共 業 株 式 會 社 新 湛 市 海 老 江 工 場	二 丸 福 製 藥 株 式 會 社 新 湛 市 海 老 江 工 場	三 今 村 政 雄 皆 川 清 子 元 一 一	四 新 湛 市 今 村 政 雄 皆 川 清 子 元 一 一
六 株 式 會 社 廣 榮 堂	七 勝 山 元 吉 射 水 大 門 町 大 門 五 五	八 小 杉 町 手 崎 一 〇 〇	九 大 門 勝 山 元 吉 田 順 孝 元 一 一	十 小 杉 町 手 崎 一 〇 〇
十一 株 式 會 社 東 京 廣 榮 堂	十二 富 山 工 場	十三 打 井 英 次 林	十四 田 榮 次 郎 森	十五 政 雄

許可番号	(製造業者名)	製造業者住所	電話番号	代表者名	管理薬剤師名	許可又は許可更新年月日	備考
○ 101	株式会社広第一工場 ("呂原市横田町射水郡大門町水戸田二番地")	射水郡大門町水戸田二番地	水戸田七池	田善一郎竹田賢三	天元・二・一		
○ 101	株式会社富士製薬社 ("小杉町戸破三、三原三九六ノ五")	小杉町戸破三、三原三九六ノ五	小杉三豊武脇長康吉崎久治	高岡市横田町射水郡小杉町三ヶ字中吉	高岡市横田町射水郡小杉町三ヶ字中吉	高岡市横田町射水郡小杉町三ヶ字中吉	
○ 101	源平製薬株式会社 ("厚仁製薬有限公司")	射水郡小杉町黒河新庄西	高岡市横田町射水郡小杉町黒河新庄西	高田武雄	佐藤正勝駒宮寿郎	高田武雄	
○ 101	効医製薬有限公司 ("高山武誠三堂")	射水郡小杉町三ヶ字三	高田武雄	高田武雄	高田武雄	高田武雄	
○ 101	厚仁製薬株式会社 ("大同製薬株式会社")	射水郡大門町三ヶ字三	高田武雄	高田武雄	高田武雄	高田武雄	
○ 101	立山化成株式会社 ("立山化成株式会社")	射水郡小杉町戸破三、美	高田武雄	高田武雄	高田武雄	高田武雄	
○ 101	中越薬品株式会社 ("トモエ製薬株式会社")	射水郡大門町大門二丁目(東京都文京区駒込二駒木町大門町大門二丁目)	大門三前田一郎高畑弘孝	高畑弘孝	高畑弘孝	高畑弘孝	
○ 101	今村政雄加納靖夫	射水郡小杉町三ヶ字三	高畑弘孝	高畑弘孝	高畑弘孝	高畑弘孝	

東砺波地区 製造所数 五 [製造業者数 三 (法人 一個人 二) 分工場 一 県所在地 二]	
○△三 (株式会社) 東砺波郡中田町中田西、本社工場	中田 三今 村政雄 長崎大郎 二・一
二 共榮製薬株式会社 (般若野工場)	元今村政雄 大池貞吉
三 鶴居孫之蒸業所 (鶴居孫之蒸業所)	福時町野尻 一六
四 永井利枝 (第一薬工城端製薬場)	城端町 (968) 一〇八
外 一 田製薬株式会社 (井波工場)	城端 三美永 井利枝 横井基雄
二 三 (株式会社) 大阪府東淀川区下新庄町 丁目二六 (東砺波郡井波町井波字矢間堂公房)	井波 鶴守 脇朝一小倉 清
三 越中製品株式会社 小矢部市水落 二四七	石動 亥野沢長一定塙信子 天・一
小矢部地区 製造所数 一 [製造業者数 一 (法人 一)]	

医薬部外品製造業者（主として化粧品の使用印）名簿  
製造業者数 三七 製造所数 三八

許可番号 (製造業者の名称)	製造業者住所 (製造所所在地)	電話番号	代表者名	責任技術者名	許可又は許可 更新年月日	備考
富外三 朝日製薬株式会社	東京都品川区上田黒三丁目 (横浜市太田町1号)	03-3411-1111	王地清	庄金田章次・一・一		
二 池(延田寺)	富山市西堤町	070-2211-1111	田地清	庄長谷川信義		
毛 石倉医薬品産業株式会社	東京都墨田区小山字口川1号 (滑川工場)(横川市長野町)	03-3611-1111	石倉順平	川尻末子		
三 内(内山薬品商店)	富山市東新町	070-2211-1111	内山操	阿部重二		
セ 金(金子隆宗堂)	作滑川市北新町10号 (原町院)	070-2211-1111	金子宗作	金子宗義		
六 株式会社広貴堂	富山市梅沢町110	070-2211-1111	塩井幸次郎	高桑徳太郎		
四 株式会社廣澤川工場	横川市西高町6号	070-2211-1111	井七郎	酒井幸次郎		
一 株式会社寺田青陽堂	富山市中町10号 (今泉工場)(今泉町)	070-2211-1111	寺田三郎	清水誠一・三・八・三		
三 株式会社富山通販堂	新川郡水橋町1号	070-2211-1111	金園一郎	酒井一郎・元・一・一		
二 株式会社ヒルヤ清潔堂	新川郡水橋町1号	070-2211-1111	谷吉造	谷吉造		

三 諸 会 社

三 株式会社ホームラン広盛	富山市鹿島町三丁目	富山市新森	常太郎 森 武彦
四 共栄製薬株式会社 (本社工場)	東砺波郡中田町中田四郎 (高岡市横田町二丁目)	中村 重今 村政雄 長崎六郎	ノ
五 三極東薬品株式会社 (宮山市牛島新町二ノ三)	富山市八幡常田孝治五十嵐博 (高岡市横田町二丁目)	ノ	ノ
六 氣比製薬株式会社 (高岡市横田町二丁目)	富山市八幡常田孝治五十嵐博 (高岡市横田町二丁目)	ノ	ノ
七 興和薬品工業株式会社 (富山市諏訪川原三)	富山市吉井本清右衛門浅田浩 (高岡市西田地方二丁目)	吉次郎松井晴美	ノ
八 三國民製薬株式会社 (清水会)	二郎森	吉次郎松井晴美	ノ
九 五洲薬品株式会社 (富山市西田地方二丁目)	一郎藤井良三長崎義正	吉次郎松井晴美	ノ
十 長 殖産化学株式会社 (滑川市加島町一ノ三)	清川 齊藤吉造齊藤吉造	吉次郎松井晴美	ノ
十一 新 生 薬 品 工 業 株 式 会 社 (富山工場)	上巻(吉井)藤原保枝井善次郎 (大阪市大淀区本庄中通三丁目)	吉次郎松井晴美	ノ
十二 第一 薬 品 工 業 株 式 会 社 (富山工場)	高山工場(金洞又左衛門小林良彦 (下奥井))	吉次郎松井晴美	ノ
十三 第二 薬 品 工 業 株 式 会 社 (下奥井)	高山工場(金洞又左衛門小林良彦 (高山市石黒七三井田一雄))	吉次郎松井晴美	ノ
十四 大光製薬株式会社 (桃井町五)	吉次郎松井晴美	吉次郎松井晴美	ノ

## 管経 VI

許可番号	(製造所の名稱)	製造業者名	製造業者所在地	電話番號	代表者名	責任技術者名	更許可又は許可 新年月日	備考
富外 10	大信薬品株式会社	富山市恩本町	富山市西大通	大通	大道 隆	信丸 山久	越三・一・一	
タ	毛 大東製薬株式会社	滑川市西間町	滑川市東元渡	東元渡	辺 喜三郎	廣見 清文	タ	
タ	トモニ製薬株式会社	東京都文京区駒込千駄木町	小杉	三吉今	村政雄	加納靖夫	タ	
タ	富山工場	(射水郡小杉町三ノ谷)	利波	波云造	大沢健	井小郷	タ	
タ	富山家庭薬株式会社	滑川市菰原三五	清川	清川神田	福次郎	宗井小郷	タ	
タ	富山薬品株式会社	富山市四方西若瀬石願一五	和合	和合	ORKE	井小郷	タ	
タ	(和合工場)	富山市横川町六六	利波	利波	云造	大沢健	タ	
タ	中部薬品株式会社	山王町七	中田	中田	中田	智恵子	タ	
タ	日本薬剤株式会社	横川市横川町六六	塩井	塩井	安藏	中田安藏	タ	
タ	富山工場	(東京都渋谷区新橋町六六)	押田	押田	幸次郎	清水正彦	タ	
タ	富士製薬株式会社	中新川郡永橋町二五	田中	田中	田安	田安藏	タ	
タ	北宝薬品株式会社	大阪市西区西長堀南通四丁	田中	田中	田安	田安藏	タ	
タ	(富山工場)	(富山市東中野元の二)	田中	田中	田安	田安藏	タ	
タ	保寿製薬株式会社	中新川郡永橋町二五	勝島	勝島	友次郎	上田勇	タ	

三 諸 會 社

## VI 経営

許可番号	(製造業者の名称)	製造業者住所	電話番号	代表者名	責任技術者名	許可又は許可更新年月日	備考
富化八佐野	(佐野長作)	高岡市中島町一丁目四番一	高岡(0766)52-1144	佐野長作	三・一・一		

## 医療用具製造業者名簿

製造業者数 一 製造所数 一

許可番号	(製造業者の名称)	製造業者所在地	電話番号	代表者名	責任技術者名	許可又は許可更新年月日	備考
富用一	有限会社金森眼鏡商会	高岡市木広町六番六号	高岡(0766)52-1144	金森喜八郎	金森喜八郎	三・一・一	

## 医薬品輸入販売業者名簿

輸入販売業者数 三 営業所数 三

許可番号	氏名	住所	電話番号	代表者名	管理薬剤師名	許可又は許可更新年月日	備考
1105	株式会社広貢	富山市梅沢町二二〇	富山(0763)21-1144	堀井幸次郎	川筋健次	三・三・一五	
101	大東交易株式会社	桜木町三	〃	三・二・一	山梅治長沢一男	三・一・一	
一九	中新薬業株式会社	滑川市中町一四七	滑川	云水口誠	一車谷定夫	三・一・一	

(富山県薬務課『医薬品製造業者等名簿』)

七四六 昭和五十七年一月 医薬品製造業者名簿

△昭和五十七年一月一日現在▽

医薬品製造業者（専業）

製造業者数 九七

〔県内製造業者数 六七

〔県外製造業者数 三〇

製造所数 一〇四

家庭麻薬製造業者数 四三

（備考） 一 ○印は家庭麻薬製造業者

二 兼業状況

① 医薬部外品製造業 ② 化粧品製造業  
③ 医療用具製造業 ④ 医薬品輸入販売業

三 区 分

医療用：主として医療用の製造

原 料：主として原料の製造

許可番号	（製造業者の名称）	（製造所所在地）	電話番号	代表者名	管理 者名	許可年月日	備 考
○富 190	朝日製薬株式会社	東京都日野区五本木一丁目 （富山市太田口通り一丁目五）	富山 三上美士	地 郁夫	清 水 とし子	毛・一・一	④
○ノ 191	株式会社内山薬品商會	富山市西公文名町10-3	ノ	三上美士	阿 部 重 二	タ	⑤
ノ 192	（ノ）ガイ株式会社	東京都文京区小石川四丁目10 （富山市中奥田町六丁目）	ノ	三上美士	内 藤 裕 次 成	田 真由美	五・六・五
ノ 193	株式会社延寿堂	富山市堤町通り一丁目 （富山市下赤江町二丁目大平二五五）	ノ	三上美士	田 真由美	五・六・五	⑥
ノ 194			ノ	三上美士	田 澄 子	三上 二 朔	五・四・一

許可番号 (製造所の名称)	製造業者名 (製造所所在地)	電話番号	代表者名	管理者名	許可年月日	備考
○ 山本屋 極東薬品株式会社 (富山市中央区八重洲二丁目大富山)	原京都中央区八重洲二丁目大富山 (富山市中央区新町八丁目)	31-1555	安村正信	高木松男	毛・1・1	④再輸
○ ハセキ 株式会社ケヨラン店(本店富山市寺町三丁目)	梅沢町三丁目	31-1555	龟田安親久	郷千端男	豊・セ・1	④
○ ハセキ 株式会社ハセキ (富山市富山分工場)(富山市小中町)	梅沢町三丁目	31-1555	小幡善保	酒井七郎	毛・1・1	④再輸
○ ハセキ 国民製薬株式会社(富山市緑町三丁目)	富山市緑町三丁目	31-5000	小幡善保	竹内三雄	毛・1・1	
○ ハセキ 金剛化学株式会社 (原工場)(口俣)	金森新村音次郎	31-5000	茂酒井一郎	一郎	毛・1・1	④
○ ハセキ カナキ産業株式会社(富山市橋筋通り五丁目)(富山ガスセンター)(富山市西本郷一丁目)	酒井常春日黒武志豊・三・三	31-3131	酸素			
○ ハセキ 株式会社島伊兵衛薬品 (梅沢町一丁目)	一男島一男美・一・三	31-1555				
○ ハセキ 千全化学株式会社 (本場町1-10)	廣田信一毛山一毛	31-1555			豊・11・15	
○ ハセキ 新新薬品工業株式会社 (砂町一丁目)	布田龜次郎山崎六郎	31-1555			毛・1・1	原料
○ ハセキ 市一葉品株式会社 (本社工場)(富山市荒川三丁目)	金岡幸二小林良彦	31-1555			毛・1・1	④再輸

三 諸 会 社

○〃 三 一 第一薬品工業株式会社 富山市奥田町六-10	曾我正雄三輪喜代治西・二・六	曾我正雄三輪喜代治西・二・六	◎
〃 三 二 大光製薬株式会社 富山工場(富山市島田二丁目) 桃井町一丁目	五云笠山宗義津野永光圭・二・一	五云笠山宗義津野永光圭・二・一	◎
○〃 三 三 大東交易株式会社 本社工場(富山市西瀬子大屋割三丁目) 八日町三丁目	丸上謙三笹山梅治長沢一男西・二・一	丸上謙三笹山梅治長沢一男西・二・一	◎
〃 三 三 大和薬品工業株式会社 富山市下奥井二丁目	日高田林宗貞島雄三圭・二・一	日高田林宗貞島雄三圭・二・一	原料
○〃 三 五 中央薬品株式会社 西部工場(富山市西四十物町四丁目) 東京都中央区日本橋室町四丁目	吉布村弥七郎	吉布村弥七郎	◎
○〃 三 五 中部薬品株式会社 富山市西山王町六丁目	長谷川清	長谷川清	◎
○〃 三 一 テイカ製薬株式会社 新庄工場(富山市新庄工場) 荒川三丁目	三木金岡幸二杉丸山久越	三木金岡幸二杉丸山久越	◎
〃 三 九 富山化学工業株式会社(富山市新庄工場) 東京都新宿区西新宿三丁目	中野忠雄前田満夫	中野忠雄前田満夫	◎
○〃 三 一〇 富山薬品和合工會株式会社 富山市四方西岩瀬石瀬一丁目	利波伝造清水正進	利波伝造清水正進	◎
〃 三 一 一 富山(内外薬品)富山工場(富山市三番町三丁目) 総曲輪一丁目	山村梅治金田章	山村梅治金田章	◎
○〃 三 一 日本医薬品工業株式会社(富山市針原二丁目) 針原二丁目	田村四郎中本泰正天・三・二	田村四郎中本泰正天・三・二	◎
〃 三 一 日本醣素化学株式会社 富山市花園町一丁九	野上勉野上美智子景・六・三	野上勉野上美智子景・六・三	◎

## VI 経常

許可番号 (製造所の名称)	製造業者住所 (製造所所在地)	電話番号	代表者名	管理者名	許可年月日	備考
富三六〇 日本ビタミン化学株式会社	富山市常盤町二丁目(富山市牛島本町二丁目) (富山市赤十字血液センター)(東京都港区芝大門二丁目)	富山四一七五三 (黒瀬三一)	高嶋敬三	菅野利克	垂・一・一	血液
ク三七〇 ひかり製薬株式会社	福寿製薬株式会社(富山市太田口通り二丁目) (大泉工場)(富山市大泉本町二丁目)	高嶋吉次郎	高嶋泰三	高嶋一郎	一・一	
ク三八〇 北生化学工業株式会社	北生化学工業株式会社(富山市緑町三丁目)	高嶋喜一郎	高嶋邦雄	高嶋邦雄	一・一	
ク三九〇 北宝薬品株式会社	大阪市阿倍野区阪南町六丁目 (富山工場)(富山市鷲町一丁目)	小杉定治	荒木博之	荒木博之	一・一	原料
ク三九〇 ホテイ製薬株式会社	富山市四方野割町三丁目	内邦衛沢木幸子	内邦衛沢木幸子	内邦衛沢木幸子	一・一	原料
ク三九〇 株式会社前田穀鎗堂	株式会社前田穀鎗堂(東京都日野区本町四丁目) (富山市浜黒崎八丁目)	浜谷富士夫	水貞尚出	水貞尚出	一・一	○○輸入
ク三九〇 前田薬品工業株式会社	前田薬品工業株式会社(富山工場)(富山市新庄町三丁目)	前田秀政	前田康博	前田康博	一・一	○○輸入
ク三九〇 松井製薬株式会社	松井製薬株式会社(富山工場)(富山市古鍛冶町七丁目)	前田実川口	正裕	正裕	一・一	○○輸入
ク三九〇 富田製粉所	富田製粉所(富山市本郷町三丁目)	松井元太郎	松川英治	松川英治	一・一	○○輸入
ク三九〇 富田正一	富田正一(富田正一)	松井元太郎	松川英治	松川英治	一・一	○○輸入
ク三九〇 富田正一	富田正一(富田正一)	松井元太郎	松川英治	松川英治	一・一	○○輸入
ク三九〇 生薬	生薬	松井元太郎	松川英治	松川英治	一・一	○○輸入

三 諸 会 社

ノ 二〇	麦 島 紀 長 (むぎしま漢方医薬)(品工業)富山市中央通り三丁目一五	ノ 三二六 六 麦 島 紀 長 麦 島 紀 長 下村孝治古川英治要・一〇・一
ノ 二一	株式会社陽 進 堂吉山市新庄町三三 (リードケミカル株式会社)口保井・一	ノ 三二六 六 下村孝治古川英治要・一〇・一 森政雄森政雄吾・一・一
ノ 二二	水 橋 地 区 製 造 所 一二 製 造 薬 者 一二 (原外同)	ノ 三二六 六 同
ノ 二三	相 川 博 子 富山市水橋町八九 (大協薬品工業株式会社)	ノ 三二六 六 相 川 博 子 相川博子巻・一・一
ノ 二四	大和製薬株式会社 (名古屋市中区丸の内二丁目八一元 (富山市水橋二丁目花井))	ノ 三二六 六 石 黒 重 兵 衛 米 田 甚 祐 中 村 審 太 郎 田 中 良 一
ノ 二五	東 亜 薬 品 株 式 会 社 (富山工場)	ノ 三二六 六 梅 林 健 也 丹 崎 俊 雄 谷 裕 島 崎 守 恒
ノ 二六	株式会社 ヒルヤ精舎堂(富山工場)	ノ 三二六 六 脊 頭 伸 井 精 一 今 井 道 子 通・八・三
ノ 二七	富士製薬工業株式会社 (富山市水橋辻ヶ堂三五、二)	ノ 三二六 六 医療用

許可番号	(製造業者名稱)	(製造業者所在地)	電話番号	代表者名	管理者名	許可年月日	備考
○富山保寿製藥株式会社	富山市水橋辻ヶ堂町	富山市水橋辻ヶ堂町	富山 支店 勝島友次郎	勝島友次郎	勝島脩平	一・一	◎
○アモリ	株式会社水橋保寿堂	水橋山王町空地	六〇三七五	中島与稀	浅井小夜子	一	
○アモリ	明治薬品株式会社	東京都千代田区外神田町二丁目	六一三一〇	若林喜一	松本健二	五・四・一	
アモリ	出之内製藥株式会社	東京都中央区日本橋本町二丁目	六一三一〇	森岡茂夫	中井龍美	一・一・一	
アモリ	株式会社龍角散	東京都千代田区東神田二丁目	六一三一〇	藤井康男	藤原啓子	五・一・一	
アモリ	富山工場	富山市水橋町二十六番地	六一三一〇	渡辺達二	渡辺進	一	
アモリ	渡辺薬品工業株式会社	富山市水橋町三番地	六一三一〇	藤井康男	藤原啓子	五・一・一	医療用
富士モ	株式会社内外薬品商會	富山市三番町三丁目	六一三一〇	山梅治	藤田博子	毛・一・一	
アモリ	草野操場家憲次	上流(OKA)町	六一三一〇	タニシ	タニシ	タニシ	
アモリ	日進化粧工業株式会社	東京都千代田区神田錦町三丁目	六一三一〇	タニシ	タニシ	タニシ	
アモリ	富山工場	富山市三番町三丁目	六一三一〇	タニシ	タニシ	タニシ	

## 上新川・婦負地区 製造所 二 (県外製造業者 一)

中新川地区 製造所 一四 製造業者 一三 (県外製造業者 四 (法人 八・個人 一))

○ 富一児 株式会社 池田模範堂 中新川郡上市町横法音寺三丁目	上市 (OKEI) 池田嘉道 押田勝毛・一・一	上部 (OKEI) 池田嘉道 押田勝毛・一・一	◎
○ ハ 三六 株式会社 池田義忠商店	若杉三一	1-01毫池田市郎 小久保昌哉	◎
○ ハ 一毛 株式会社 酒井大岩堂	法音寺一	1-00毫池田義忠 池田義忠	◎
ハ 二元 新生薬品株式会社	熊野町一毛	11-03毫酒井義夫 酒井義夫	◎
ハ 二兒 新生薬品工業株式会社	東京都豊島区南大塚二丁目	11-03毫黒田敏夫 高慶健次	◎
ハ 二兒 東興薬品工業株式会社	(市新川郡上市町森元町七丁目)	11-03毫藤原秀樹 藤原秀樹	◎
ハ 二兒 喜寿堂薬品株式会社	中新川郡上市町石浦町六	11-03毫田中与一 田中博子	◎
○ ハ 三五 東亞製薬株式会社	若杉三一	11-01毫吉見達三 成川一郎	◎
ハ 二九 東興薬品工業株式会社	大阪市大淀区木庄西二丁目	11-03毫吉見達三 成川一郎	◎
ハ 二九 (富山工場)	(中新川郡立山町横江原中島一番)	11-03毫上下卓三 小貫峰男 等・一	◎
ハ 二九 東興薬品工業株式会社	東京都千代田区有楽町一丁目	11-03毫千賀健司 魁隆敏至・三・一	◎

◎  
医療用

## VI 経営

許可番号	(製造所の名稱)	製造業者(住所)	電話番号	代表者名	管理者名	許可年月日	備考
○ノ一(6)	日本ファルマ・株式会社	中新川郡上市町若杉八、	" 11-3201	室田之男井上	老毛・一、一	●	
クノ二(5)	富士化学工業株式会社 本社工場	"	"	西田安正那須修一	西田安正	西田安正那須修一	●
クノ三(5)	富士化学工業株式会社 郷柿沢工場	"	"	横濱音吉	西田安正	西田安正那須修一	●
クノ四(5)	安田邦彦	中新川郡立山町前沢六、六	立山 00-0000	西田安正	西田安正	西田安正那須修一	●
クノ五(5)	安田邦彦	立山 00-0000	西田安正	西田安正	西田安正那須修一	西田安正那須修一	●
滑川地区製造所	10 製造業者 八	{県内製造業者 五 (法人 三・個人 二)}					
○ノ一(5)	石倉医薬品産業株式会社 (滑川工場)(滑川市辰野二番)	滑川(0265) 石倉 宗昌山 田ニタヨ	五・一、一				
クノ二(5)	株式会社瓜 (滑川工場)(滑川市四箇町六九)	瓜 00-0000 小幡 善保川 筋健次	五・一、一				
○ノ三(5)	仁生薬品株式会社滑川市堀江二六	堀江 00-0000 川崎 隆常川尻未子	五・一、一				
○ノ四(5)	中新薬業株式会社 (小泉工場)	金森久二藤田久平	五・一、一				
○ノ五(5)	株式会社日參製薬保寿堂	高月町六一	五・一、一				
	水橋 富喜雄山岸	稔五七・一・一	●用				

三 諸 会 社

ク 二二	日本医薬品工業株式会社 (滑川工場)	富山市総曲輪一丁目一 (滑川市下梅沢105-1)	田 岛 実 義・三・一	輸
○ ク 二五	明治製薬株式会社	東京都新宿区百人町二-1-1 (滑川市中川原三丁目)	石 黒 実藤 井 悅宗 坂 千恵子 二川 幹夫 岸・一・五	輸
ク 二三	助治薬化株式会社	東京都中央区日本橋通り三 (滑川市中町三丁目)	石 坂 千恵子 二川 幹夫 岸・一・五	輸
ク 一四	野 田 (繁 夫) (クロベー薬品商会)	滑川市清水町三 (滑川市清水町三丁目)	野 吉 繁 夫 岸 崎 駿馬 坂 千恵子 二川 幹夫 岸・一・五	輸
ク 101	山 本 (昭 了) (栄養製薬富山工場)	滑川市堀江五丁目	山 本 昭子 山 本能子 毛・一・三	輸
魚津・黒部地区 製造所 三 製造業者 三 {県内製造業者 一 (法人 一・個人 1)}				
富 充	植 島 實 (植島製薬所)	黒部市三日市一丁目 (日本カーバイト工業株式会社)	植 島 實 島 崎 守 子 畠・一・一	
ク 二三	魚津工場) (魚津市本新町)	魚津(0365)近藤 幸雄 田和夫 (富山市本町二丁目)	藤 修一 五・四・一	
ク 110	北酸株式会社 (魚津支店)(元)	山 口 輝 男 遠藤 修一 五・四・一 (魚津市川縁字西川原二丁目)	酸素	原料

許可番号	(製造業者名)	製造業者所在地	電話番号	代表者名	管理者名	許可年月日	備考
○○一五	明生薬品工業株式会社射水郡小杉三ヶ郷(大)	小杉(大)池原清治森完雄	大門(0570)大西盛彌光正	美富田淳一郎	西	盛彌光正	原料
○○一五	中越薬品株式会社(大)	大島町北野(大)	大門(0570)大西盛彌光正	美富田淳一郎	西	盛彌光正	○
○○一五	立山化成株式会社射水郡小杉町戸破(大)	小杉(大)石黒重兵衛林重老	大門(0570)大西盛彌光正	美富田淳一郎	西	盛彌光正	○
○○一五	大協薬品工業株式会社(大)小杉工場(射水郡小杉町手崎)(0570)	小杉(大)石黒重兵衛林重老	大門(0570)大西盛彌光正	美富田淳一郎	西	盛彌光正	○
○○一五	株式会社第一工場(大)	大門町水戸田(大)	大門(0570)大西盛彌光正	美富田淳一郎	西	盛彌光正	○
○○一五	ケンニウ薬品株式会社(大)	三ヶ郷(大)	大門(0570)大西盛彌光正	美富田淳一郎	西	盛彌光正	○
○○一五	クニヒキ製薬有限会社(大)	大島町北高木(大)	大門(0570)大西盛彌光正	美富田淳一郎	西	盛彌光正	○
○○一五	源平製薬株式会社射水郡小杉町黒河新(大)	小杉(大)稻田勇三宇於崎健美玉・二・五	大門(0570)大西盛彌光正	美富田淳一郎	西	盛彌光正	○
○○一五	教文薬品工業株式会社(大)射水郡小杉町戸破後宝(大)	小杉(大)稻田勇三宇於崎健美玉・二・五	大門(0570)大西盛彌光正	美富田淳一郎	西	盛彌光正	○
○○一五	東京都中央区日本橋本町(大)	小杉(大)稻田勇三宇於崎健美玉・二・五	大門(0570)大西盛彌光正	美富田淳一郎	西	盛彌光正	○

東砺波地区 製造所 三 製造業者 三1 {県内製造業者 三 (法人 三1)}

富士堺北日本物産株式会社 東砺波郡福野町柴田通111	福野 (0245) 竹木定一 竹本武司 朝・二・元	ガード
" 109 醬油業株式会社 " " 鮎尻町1 "	上原一鶴 居孫之蒸 鳥居孫之蒸 五・一	◎
○" 110 東洋ファルマ株式会社 富山市父生町三丁目 (父生井波工場) (東砺波郡井波町井波八合)	井波 (0262) 三田一雄 中谷篤毛・一・一	医療用
高岡地区 製造所 九 製造業者 八 {県外製造業者 五 (法人 四・個人 一)}		
○富士堺染製薬株式会社 東京都台東区池之端二丁目六番四号 (03) 長崎六郎 長江孝二 毛・一・一	◎	◎
○" 111 気比製薬株式会社 工場) 高岡市横田町1-111" " 111 橋本清右衛門 浅田浩造・五・一		
○" 112 大同製薬株式会社 本社工場) 高岡市三女子111" " 112 竹内茂松 前川正昭 毛・八・一		
○" 113 富山化学工業株式会社 東京都新宿区西新宿三丁目 (高岡工場) (高岡市中田町) " 113 中野忠雄 平野秀子 毛・一・一		
諸会社	森沢義夫 沢辺重治	原料
" 114 日本曹達株式会社 東京都千代田区大手町1-11 (高岡工場) (高岡市向野本町100)	" 114-1001	

許可番号	(製造所の名称)	(製造所所在地)	電話番号	代表者名	管理者名	許可年月日	備考
ク二五	藤沢薬品工業株式会社(高岡工場)(高岡市出羽町三丁目)	大阪市東区道修町四丁目	タ二一七〇	藤沢 友吉郎杉原 明毛	一・一	医療用	
ク二六	富士薬品工業株式会社(本社工場)高岡市長慶寺三丁目	高岡市出羽町三丁目	タ二一七〇	高岡市長慶寺三丁目	竹田 雄一郎野村童夫	一・五	
ク二七	松原 荘次郎(松原 荘次郎)	常国二三	タ二一七〇	松原 荘次郎	松原 荘次郎	一・七・一	生菜
ク二八	義命製薬株式会社(博労工場)(博労町二丁目)	博労町二丁目	タ二一七〇	森 田 次 一	森 田 次 一	一・一	
ク二九	池田薬品工業株式会社中新川郡上市町若杉二丁目	上市町若杉二丁目	タ二一七〇	池田嘉道押田 勝毛	池田嘉道押田 勝毛	一・一	
ク三〇	株式会社池田模範堂(横浜音寺二丁目)	横浜音寺二丁目	タ二一七〇	池田嘉道押田 勝毛	池田嘉道押田 勝毛	一・一	
ク三一	株式会社内山薬品商會(富山工場)富山市西公文名町10-13	富山市西公文名町10-13	タ二一七〇	阿部重二阿部重三	阿部重二阿部重三	タ	

## 医薬部外品製造業者

製造業者数 三八 製造所数 三九

許可番号

(製造所の名称)

(製造所所在地)

電話番号

代表者名

責任技術者名

許可年月日

備考

富外三

朝日製薬株式会社

(東京都田無区五木木一丁目)

富山

土地 郡夫清

水 とじ子

毛・一・一

富外四

池田薬品工業株式会社

中新川郡上市町若杉二丁目

上市

(GAKKEI)池田

市郎 小久保 吕哉

美・三・一

富外五

株式会社池田模範堂

(横浜音寺二丁目)

横浜音寺二丁目

池田嘉道押田

勝毛

一・一

富外六

株式会社内山薬品商會

(富山工場)富山市西公文名町10-13

富山

阿部重二

阿部重三

タ

三 諸 会 社

株式会社延寿堂	富山市堤町通り一丁目下赤江町二丁目字大坪	池田澄子三上二朔畠・四・一
共榮製藥株式会社工場	(東京都台東区池之端一大二六)(高岡市中田屋敷六)	高岡(0575)長崎六郎長江孝二毛・一・一
極東薬品株式会社	東京都中央区八重洲二丁目六	富山(0722)安村正信高木松男
氣比製藥株式会社	高岡市横田町一丁目	高岡(0575)岡本清右衛門浅田浩基・八・一五
株式会社ケヨリン屋本店	富山市寺島三丁目	富山(0722)龟田安親久郷千瑞男壹・七・一
源平製藥株式会社	射水郡小杉町黒河新三丁目	小杉(0722)佐渡正勝駒宮寿郎至・四・一
株式会社広貿	富山市梅沢町二九一	富山(0722)小幡善保酒井七郎毛・一・一
株式会社広貿	滑川工場(滑川市西間町六五)	滑川(0722)小幡善保川筋健次
富外充國民製藥株式会社	富山市緑町二四七	富山(0722)森茂酒井一郎美・一〇・一
五洲薬品株式会社	花園町二二五	"
株式会社純ケミア	東京都台東区浅草橋三丁目	藤井良三藤井侃至・一・一
新生薬品工業株式会社	(大阪市東淀川区瑞光通二丁目)(中新川郡上市町三日市三)	滑川(0722)高橋重二穴口喜多男至・二・五
富山工場	(滑川市加島町三番一)	藤原秀樹藤原秀樹毛・一・一

許可番号	(製造業者名兼 所の名称)	(製造所所在地)	電話番号	代表者名	責任技術者名	許可年月日	備 考
タ 充	仁生薬品株式会社滑川市堀江(工場)	滑川市堀江(工場)	滑川(0945)川崎 隆常川虎子登・三・一				
タ 八	第一薬品株式会社富山市砂町1-11(工場)(工場)	富山市砂町1-11(工場)	富山(0763)金岡幸二小林良彦毛・一・一				
タ 九	第一薬品工業株式会社富山市奥田町6-10	富山市奥田町6-10	富山(0763)曾我正雄岸田一雄毛・三・五				
タ 一〇	大光製薬株式会社富山工場(工場)	桃井町1-5(工場)	富山(0763) 笹山宗義沖野永光毛・九・一				
タ 一一	大東交易株式会社本社工場(工場)	八日町1-1(工場)	富山(0763)喜山梅治長沢一男毛・10・一				
タ 一二	中新薬業株式会社小泉工場(工場)	滑川市上小泉町1-1	滑川(0763)金森久二戸田武夫毛・9・一				
タ 一三	中部薬品株式会社	富山市西山王町6-11	富山(0763)谷口三郎丸山久越毛・1・一				
タ 一四	鶴屋薬品工業株式会社	東砺波郡福野町野尻町1-1	福野(0763)鶴居孫之蒸鶴居孫之蒸毛・三・一				
タ 一五	東亜製薬株式会社	中新川郡上市町若杉町	上市(0763)吉見達三成川一郎毛・1・一				
タ 一六	東亜薬品株式会社富山工場(工場)	富山市三郷6-1	富山(0763)中井憲太郎池沢伊一郎毛・10・一				
タ 一七	東興薬品工業株式会社富山工場(工場)	大阪市大淀区本庄西1-11(工場)	大阪(06)上下卓三小貫峰男毛・三・一				

三 諸 会 社

四	富山薬品株式会社 (日本カーバイト工業株式会社)	富山市四方西岩瀬石瀬1号 (魚津市本新庄1)	富山市0101号	利 波 伝 造 清 水 正 進 売・一・一
五	富外美会社(〃)	富山市水橋町並1 (魚津市0号)	富山市1100号	近 藤 幸 雄 三 由 和 夫 西・三・三
六	二株式会社ヒルヤ精龍堂	富山市水橋町並1 (魚津市0号)	富山市0113号	蛭 谷 敏 島 篠 守 恭 壱・一・一
七	三 北宝薬品株式会社 (〃 富山工場)	大阪市阿部野区阪南町六五 (富山市昭町1番5)	富山市1115号	出 水 貞 尚 出 水 貞 尚
八	四 保寿製薬株式会社	富山市水橋辻ヶ原町 (東京都田黒区田黒本町四丁七)	富山市0116号	勝 島 友次郎勝 島 篠
九	五 奥株式会社前田模範堂	富山市浜黒崎九丁目 (富山市新庄町1番1)	富山市1117号	前 田 秀 政 前 田 秀 憲
一〇	六 一 前田薬品工業株式会社 (〃 富山工場)	富山市新庄町1番1 (新潟市信濃町四丁目10 千石町五丁目11番)	富山市1118号	前 田 実 川 口 正 裕
一一	七 二 丸三製薬株式会社	滑川市0号 (東京都新宿区百人町二丁目1番1)	富山市1119号	藤 井 寛 治 金 岡 英 治
一二	八 三 明治製薬株式会社 (クロバ一薬品商会)(〃)	滑川市0号 (滑川市中川原五丁目)	富山市1120号	石 黒 實 吉 田 耕 介
一三	九 四 野 (吾繁夫) 滑川市清水町二 堺本製薬株式会社 (東京都台東区小島二丁目10 富山市港庄通三丁目)	吾繁夫 堺盛英 堺盛勝志	富山市1121号	野 吾 繁 夫 堀 崎 健 馬
一四	一〇 五 株式会社陽進堂	富山市新庄町1番1 (富山市新庄町1番1)	富山市1122号	下 村 孝 治 古 川 英 治
一五	一一 六	富山市新庄町1番1 (富山市新庄町1番1)	富山市1123号	畠・四・一

## 経

許可番号	(製造業者名)	(製造所所在地)	電話番号	代表者名	責任技術者名	許可年月日	備考
富化四一	株式会社栄光堂	富山市梅沢町三丁目十九	富山二四六八五	生野平明	麻柄洋七	西九・三	
共榮製薬	株式会社本社工場	東京都台東区池之端一丁目六 (高岡市中出毛)	高岡〇二六〇 表二二八	長崎六郎	長江孝二	西九・一	
五洲薬品	株式会社	富山市花園町二十五	富山二二六三	藤井良三	藤井侃美	西九・三	
株式会社純ケミファ	富山工場	東京都台東区浅草橋二丁目十 (滑川市加島町三丁)	滑川〇二六三 五七七五	高橋重二	口喜多男	西九・三	
大東交易	株式会社	富山市八日町三丁 (黒瀬字大屋割)	富山二二〇〇三	笛山梅治	渡辺靖	西九・一	
東亜薬品	株式会社富山工場	富山市三郷三	六二二〇〇	中井憲太郎	田中良一	西九・一	

## 医療用具製造業者

## 製造業者数 一九 製造所数 一九

許可番号	(製造業者名)	(製造所所在地)	電話番号	代表者名	責任技術者名	許可年月日	備考
富用三三	池田薬品工業株式会社	中新川郡上市町若杉三 (東京都中央区日本橋本町)	上古〇二六〇 一〇一五	池田昌市	島小久保昌設	西九・一	
八	救急薬品工業株式会社	射水郡小杉町戸破後宝 (小杉)	小杉〇二六〇 一〇一〇	稻田勇三	於崎健美	西九・三	

三 諸 会 社

ノ	七 共栄製薬株式会社 (本社工場)(東京都台東区池之端1-6-1)高岡(050)長崎六郎長江孝二 卷・一・六
ノ	三極東薬品株式会社 (東京都中央区八重洲II-3-1)長崎安村正信高木松男益・三・10
ノ	五 富用五 株式会社光学堂眼鏡店 (富山市片町1-2-10)富山市總曲輪三丁目10 宣山宣一須加秀雄志賀正雄翌・七・五
ノ	六 株式会社玄實堂 富山市梅沢町二丸二 四方(050) 金澤-11KK布田龟次郎関野善清 小幡善保酒井七郎翌・一・一
ノ	五 新新薬品工業株式会社 (本社工場)(富山市砂町1-11) 荒川(050) 原田正義金岡幸二小林良彦 小杉(050)石黒重兵衛林重孝美・三・六
ノ	五 第一薬品工業株式会社 (小杉工場)(東京都練馬区桜台1-11) (射水郡小杉町手賀1001) 滑川市上小泉町2-1 滑川(050)金森久二藤田久平毛・一・一
ノ	五 中新薬業株式会社 (小泉工場)(高岡市御旅屋町3) 高岡(050)大西輝雄松本豊彦 高岡(050)大西輝雄松本豊彦 高岡(050)大西輝雄松本豊彦 高岡(050)大西輝雄松本豊彦
ノ	三 中央医療株式会社 (高岡工場)(高岡市伏木1-1) 高岡(050)小森隆山崎隆士 高岡(050)中井憲太郎田中良一 高岡(050)中井憲太郎田中良一 高岡(050)中井憲太郎田中良一 高岡(050)中井憲太郎田中良一
ノ	三 東洋薬品株式会社 (高岡工場)(富山市三郷三) 高岡(050)中井憲太郎田中良一 高岡(050)中井憲太郎田中良一 高岡(050)中井憲太郎田中良一 高岡(050)中井憲太郎田中良一
ノ	三 富山化学工業株式会社 (富山工場)(富山市下奥井二丁目) 高岡(050)中井憲太郎田中良一 高岡(050)中井憲太郎田中良一 高岡(050)中井憲太郎田中良一 高岡(050)中井憲太郎田中良一

## VI 經 嘗

許可番号	(製造所の名称)	製造業者(所在地)	電話番号	代表者名	責任技術者名	許可年月日	備考
タ 云	株式会社ヒルヤ精龍堂	富山市水橋町三番	富山市水橋町三番	野谷 谷	鶴島崎寺恭豊・九・二六		
タ 元	福寿製薬株式会社	富山工場	東京都練馬区関町二丁目乙 (富山市敷原四)	杉定治橋本一郎美・七・一	元・二・五 小	元・二・五 小	
タ 毛	株式会社前田模範堂	富山市浜黒崎三丁目	東京都目黒区目黒本町四丁七 (富山市浜黒崎三丁目)	前田秀政前田桂代美・三・五	前田秀政前田桂代美・三・五	前田桂代美・三・五	
タ 六	リードケミカル株式会社	富山市日俣三丁目	東京都千代田区麹町平田(セ (高岡市下関一丁毛利ビル 三階))	森政雄森政雄毛・一・一	五・一・五 小	五・一・五 小	
タ 元	株式会社レインボーホップ チカル研究所	高岡市下関一丁毛利ビル 三階	高岡(0761)二二七五 小倉保雄長田富夫美・〇・一	高岡(0761)二二七五 小倉保雄長田富夫美・〇・一	高岡(0761)二二七五 小倉保雄長田富夫美・〇・一	高岡(0761)二二七五 小倉保雄長田富夫美・〇・一	
医薬品輸入販売業者							
輸入販売業者数 一四 営業所数 一四							
許可番号	販売業者名 (営業所の名称)	販売業者住所 (営業所所在地)	電話番号	代表者名	管理者名	許可年月日	備考
五・九	極東薬品株式会社	東京都中央区八重洲二丁目六 (富山市牛島新町八丁目)	富山 三・七七五	安村正信半田和敬	毛・一・一		
一・九	株式会社広賀堂	富山市梅沢町二九一	富山 三・三三一	幡善保閑谷二郎	タ		
一・八三	大協薬品工業株式会社	東京都練馬区桜台三丁目 (富山市水橋島等字花卉一丁目)	石黒文子	黒木衛石黒文子	毛・一・一		

三 諸 会 社

1530	大東交易株式会社 （〃 営業部）	富山市八日町三丁目 今泉元六	〃	井上柳三郎	笹山梅治	大津賀保信	五・六・五
1531	富山化学工業株式会社 （〃 富山工場）	東京都新宿区西新宿二丁目 （富山市下奥井二丁目）	〃	重三郎	中野忠雄	齊藤英二	毛・一・一
1532	東亜薬品株式会社	富山市三郷三	〃	丸田100	中井憲太郎	能登満	〃
1533	東洋ファルマ株式会社	富山市安住町二丁目 （東砺波郡井波町井波六丁）	井波（吉三郎）	三田一雄	大谷功	タ	
1534	日本医薬品工業株式会社 （〃 滑川工場）	富山市總曲輪一丁目 （滑川市下梅沢二丁目）	滑川（吉次郎）	田村四郎	石倉幹夫	吾・三・三	
1535	日本ファルマ株式会社	中新川郡上市町若杉八	上市（吉田七郎）	田之男室田	修重・五・一		
1536	富士化学工業株式会社	〃	西田安正村	崎宏毛・一・一			
1537	富士薬品工業株式会社	高岡市長慶寺三丁目	高岡（吉次郎）	竹田雄一郎	黒川俊英・七・一		
1538	北宝薬品株式会社	大阪市阿倍野区阪南町六丁目 （富山市曙町二丁目）	富山（吉三郎）	出水貞尚	松沢千穂	美・三・一	
1539	明治製薬株式会社	東京都新宿区西人町二丁目 （滑川市中川原三丁）	滑川（吉次郎）	石黒実	石澤千穂	毛・三・一	
1540	渡辺薬品工業株式会社	富山市水橋町五	富山（吉三郎）	渡辺達二	渡辺進	美・三・一	

（富山県薬業振興課『医薬品等製造業者名鑑』）